

野々市市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

・認知症施策推進計画

(2024（令和6）年度～2026（令和8）年度計画)

生きがいプラン21

～ 住み慣れた地域で

いつまでも暮らすために ～

2024（令和6）年3月

野々市市

目 次

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景	2
第2節 法令等の根拠	3
第3節 計画の基本理念	3
第4節 計画の期間	4
第5節 他の計画との整合性	5
1 野々市市第二次総合計画（2022（令和4）年3月策定）	6
2 野々市市地域福祉計画（2023（令和5）年3月策定）	7
第6節 計画の策定方法	8
1 野々市市介護保険運営協議会の開催	8
2 各種調査によるニーズ等の把握	8
第7節 日常生活圏域の考え方	11
第8節 計画の推進体制	11
1 各協議会等の位置づけ	12

第2章 高齢者、要介護認定者等の現状

第1節 高齢者的人口	15
1 本市の人口及び高齢者数の推移	15
2 高齢者人口の推移	16
3 本市の将来人口及び高齢者数の予測	17
4 高齢者世帯数の推移	18
5 第1号被保険者の経済状況	19
第2節 高齢者の活動状況（日常生活圏域ニーズ調査結果からみた状況）	20
1 からだを動かすこと	20
2 外出頻度	21
3 転倒経験及び転倒に対する不安	22
4 日常生活について	23
5 高齢者の要介護度の悪化につながるリスク	24
6 サークル活動等への参加状況について	25
7 介護サービスに対するニーズ	27
8 認知症に関する相談窓口の把握	27
9 前回調査との比較（コロナ禍との比較）	28
第3節 要介護（要支援）認定者の状況	29
1 要介護（要支援）認定者数の推移	29
2 新規申請に至った原因疾患	31
3 要介護（要支援）認定者の認知症の罹患状況	32
第4節 在宅介護の状況（在宅介護実態調査の結果からみた状況）	33
1 介護者の状況	33
2 在宅限界点の向上のための支援・サービスの提供体制について	34

3	仕事と介護の両立に向けた支援・サービスの提供体制について.....	35
4	保険外の支援・サービスを中心とした地域資源の整備について.....	37
5	将来の世帯類型の変化に応じた支援・サービスの提供体制について.....	39
第5節 介護保険給付費の状況		40
1	介護保険給付費の推移	40
第6節 介護保険サービスの利用状況		41
1	介護予防サービスの利用状況	41
2	地域密着型介護予防サービスの利用状況	42
3	居宅サービスの利用状況	43
4	地域密着型サービスの利用状況	44
5	施設サービスの利用状況	44
第7節 地域支援事業の状況		45
1	地域支援事業の状況	45
2	介護予防・日常生活支援総合事業の状況	46
3	包括的支援事業の状況	47
4	任意事業の状況	47

第3章 第8期計画の評価と課題

第1節 第8期計画の重点的な取組		49
第2節 第8期計画の進捗状況と評価		50
1	【予防】健康づくりと介護予防・自立支援の推進.....	50
2	【介護】サービス提供体制の充実・強化	52
3	【医療】在宅医療の推進・介護との連携強化	55
4	【生活支援】日常生活を支援する取組の推進	57
5	【住まい】安心して暮らせるまちづくり	60

第4章 計画の基本目標と基本施策

第1節 本市が目指す高齢者のすがたと第9期での取組方針		63
第2節 健康づくりと介護予防・自立支援の推進		66
1	健康づくりの推進	66
2	多様な集いの場づくり	67
3	介護予防の推進	67
第3節 サービスの充実・強化		69
1	サービスの量の確保	69
2	サービスの質の確保	69
3	多様なサービスの提供	70
4	地域包括支援センターの機能強化	71
5	人材の確保及び介護者への支援	72
6	介護給付の適正化	72
第4節 在宅医療の推進・介護との連携強化		74
1	在宅医療・介護連携の推進	74

2 リハビリテーションサービス提供体制の構築	75
3 総合的な認知症施策の推進	75
第5節 日常生活を支援する取組の推進	78
1 地域の支え合いの推進	78
2 生活支援サービスの充実	79
3 高齢者虐待防止と権利擁護	79
第6節 安心して暮らせるまちづくり	81
1 高齢者の住まいの確保	81
2 災害及び感染症等への備え	82
3 安全安心のまちづくり	83
第5章 高齢者人口・認定者数の推計及び介護保険サービス等の見込量	
第1節 高齢者人口・認定者数の推計	85
1 高齢者人口の将来推計	85
2 第1号被保険者の要介護（要支援）認定者数の推計	86
第2節 介護保険給付費の推計	87
1 介護保険給付費の推計	87
第3節 介護保険サービスの見込量	88
1 介護予防サービスの見込量	88
2 地域密着型介護予防サービスの見込量	89
3 居宅サービスの見込量	90
4 地域密着型サービスの見込量	91
5 施設サービスの見込量	91
第4節 地域支援事業の見込量	92
1 地域支援事業の見込量	92
2 介護予防・日常生活支援総合事業の見込量	92
3 包括的支援事業（社会保障充実分を除く）及び任意事業の見込量	93
4 包括的支援事業（社会保障充実分）の見込量	93
第5節 保健福祉事業の見込量	93
第6章 第1号被保険者介護保険料の見込み及び介護保険サービスの整備計画	
第1節 介護保険料の算定	95
1 標準給付費等の見込額及び第1号被保険者の介護保険料	95
2 財源構成	96
3 所得段階別の保険料額	98
第2節 介護保険料の推移	99
1 第1号被保険者の介護保険料（基準月額）の推移	99
第3節 介護保険サービスの整備計画	100

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景

日本の総人口は2023（令和5）年現在、1億2,455万人、内閣府が作成した令和5年版高齢社会白書によると、65歳以上人口は、3,624万人、高齢化率は29.0%となっています。2025（令和7）年には団塊の世代が75歳以上、2040（令和22）年には団塊ジュニア世代が65歳以上となり、今後も高齢者人口の増加が見込まれています。

本市においても、2023（令和5）年の高齢化率は、20.2%と、増加傾向にあります。今後も高齢化の問題は深刻になってくると想定され、医療、福祉などの分野において、社会保障費の増大や人手不足等の課題がより顕在化してくることが考えられます。

また、頻発化・激甚化する災害や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、SDGs（持続可能な開発目標）の実現、DX（デジタルトランスフォーメーション）の進展など、高齢者の医療や福祉等を取り巻く環境は大きく変化してきており、地域住民のニーズはますます複雑化・複合化するものとみられます。さらに、2023（令和5）年6月には、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下、認知症基本法とする）」が成立、2024（令和6）年1月に施行され、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進していくことが求められています。引き続き時代やニーズを適切に捉え、地域の実情に応じた包括的なサービス提供体制を計画的に整備することが求められています。

本市では、「野々市市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（2021（令和3）年度～2023（令和5）年度）」を策定し、高齢者の医療や福祉を取り巻く現状や課題を踏まえ、地域共生社会の実現を目指した『野々市版地域包括ケアシステム』の構築を目標として、SDGsの基本的な考え方である「誰一人取り残さない」を念頭に各種施策に取り組んできました。

「野々市市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画・認知症施策推進計画（2024（令和6）年度～2026（令和8）年度）」では、第8期計画の取組状況の評価・検証を行うとともに、基本理念のもと、地域包括ケアシステムを支える介護人材及び介護現場の生産性向上や、多様な関係者や関係機関の連携に取り組み、課題に応じた新たな取組の創出により、包括的で持続的な高齢者福祉事業と介護保険事業を推進します。

第2節 法令等の根拠

本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定による「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第 117 条の規定による「市町村介護保険事業計画」、認知症基本法第 13 条の規定による「市町村認知症施策推進計画」を一体的に策定するものです。

市町村高齢者福祉計画は、高齢者全体を対象とした施策全般の目標を定め、取り組むべき施策全般を盛り込んだ総合的な計画です。

また、市町村介護保険事業計画は、介護保険法において、市町村は 3 年を一期とする市町村介護保険事業計画を定めることとなっており、要支援・要介護認定者の人数、介護保険の給付等対象サービスの利用に関する意向等を勘案し、サービスの種類ごとの見込み量を定める等、介護保険事業運営の基礎となる計画です。

市町村認知症施策推進計画は、認知症基本法において、市町村は 5 年を一期とする市町村認知症施策推進計画の策定をすすめられており、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症に関する施策の推進を総合的かつ計画的に行い、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に發揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を目指す計画です。

第3節 計画の基本理念

本市のすべての高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、予防・介護・医療・生活支援・住まいが一体的に提供される持続可能な地域包括ケアシステムの構築が求められています。

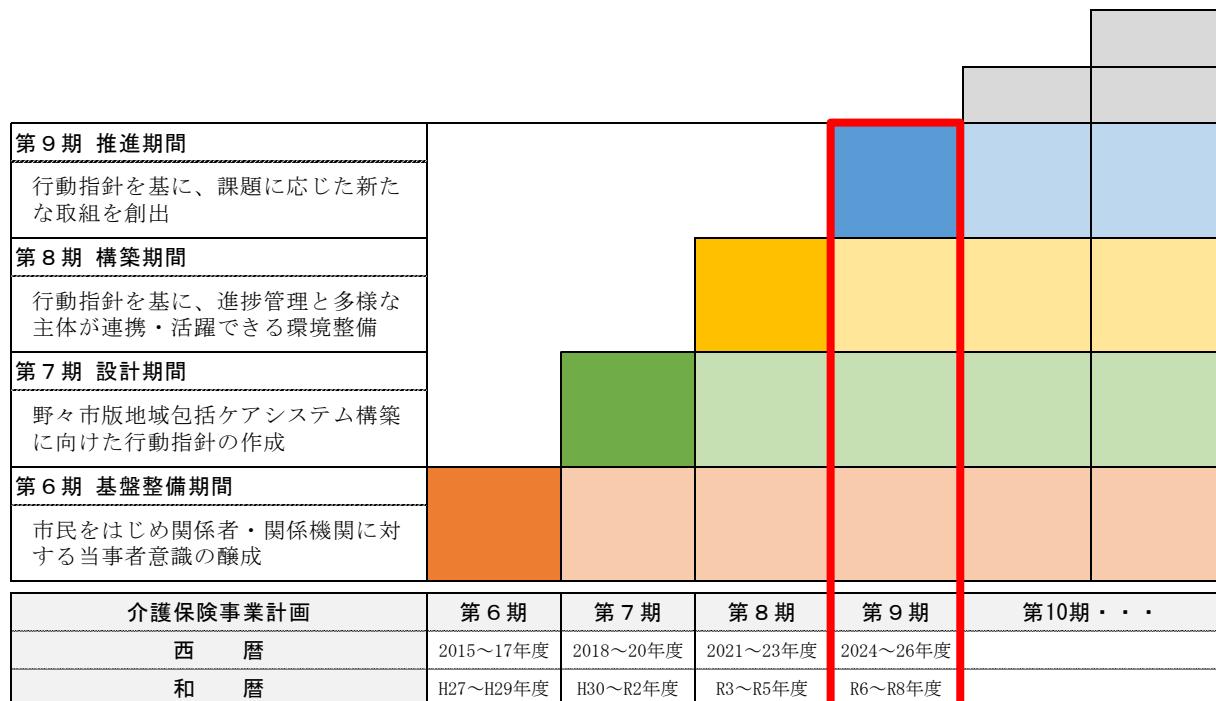
このような状況の中で、本市では、地域包括ケアシステムの取組を深化・推進し、さらに、日本の高齢者人口がピークを迎えるとされる 2040（令和 22）年を見据えた計画とするため、前計画を引継ぎ「住み慣れた地域でいつまでも暮らすために」を基本理念とします。

住み慣れた地域でいつまでも暮らすために

第4節 計画の期間

本計画の期間は、2024（令和6）年度から2026（令和8）年度までの3年間とし、計画最終年度の2026（令和8）年度に見直しを行います。

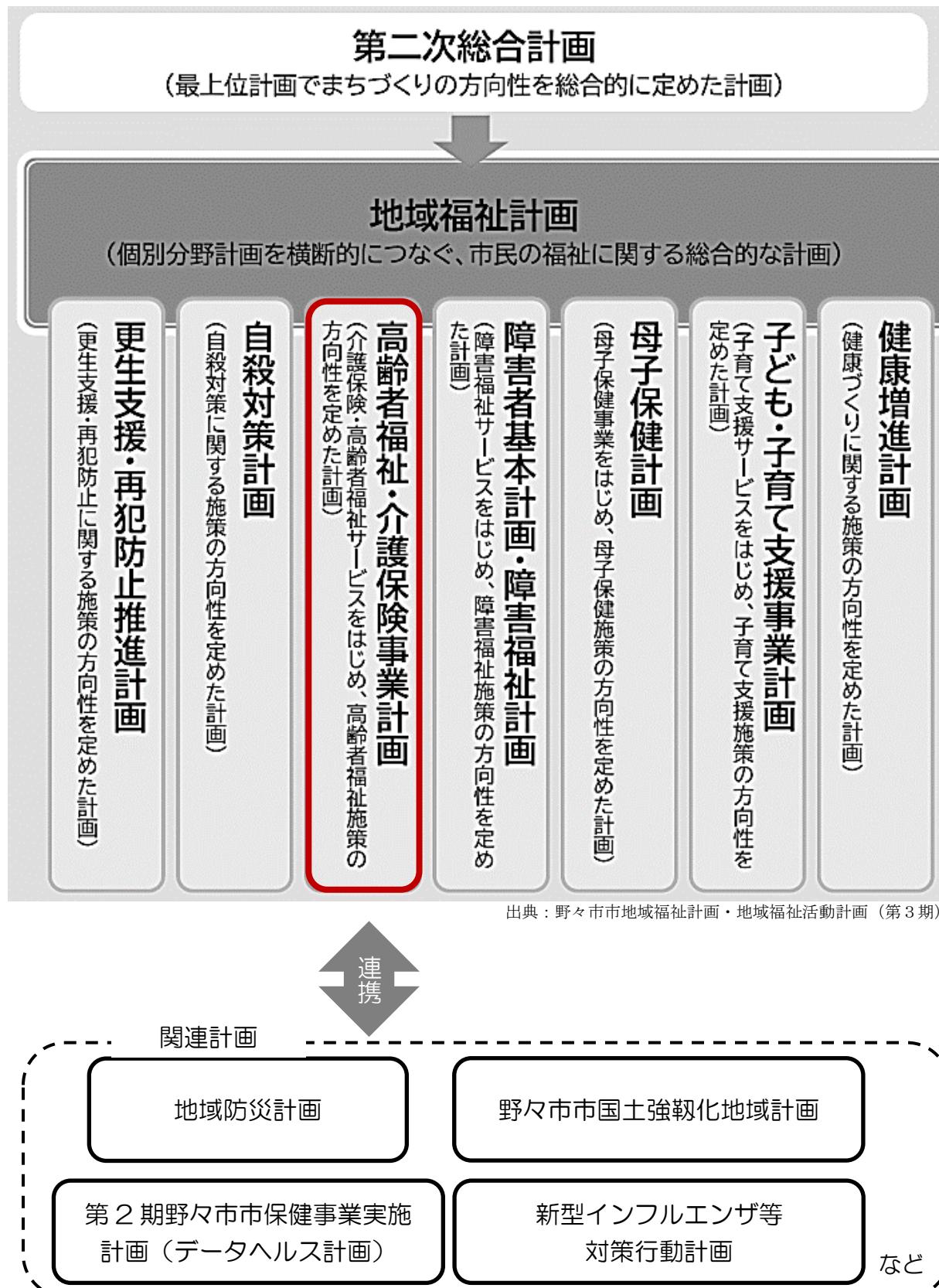
第9期においては、第8期の地域包括ケアシステムによるサービス提供等の取組を深化させ、地域包括ケアシステムを支える介護人材及び介護現場の生産性向上や、多様な関係者や関係機関の連携など、高齢者の課題や実情に応じた新たな取組の創出を目指とし、第10期以降の円滑な実施や取組の積み上げにつなげます。



(注) 市民には民間企業・NPO・ボランティアも含む。

第5節 他の計画との整合性

本計画は、国や県の高齢者施策や計画を指針としながら、「野々市市第二次総合計画」に掲げる政策である「心のかよう福祉のまち」の実現をめざし、「野々市市地域福祉計画」との整合性を図り、高齢者福祉施策の方向性や具体的な施策を示したものです。併せて、本市における医療・介護の連携による「地域包括ケアシステム」の推進を目指すものです。



基本目標2 心のかよう福祉のまち 【福祉・保健・医療】

子どもからお年寄りまで、市民同士がつながり、困ったときはいつでも相談でき、互いに寄り添いながら、いきいきと誇りをもって暮らすことができる地域共生社会をつくります。

また、心と体の健康、必要に応じた医療・介護・生活への支援や出産・子育ての支援などにより、住み慣れた人や新たに転入された人も健康に、安心して過ごせるまちをつくります。

施策1 地域共生社会の構築

1：共に支えあう地域福祉の推進

- 市民、各種団体、行政などが地域課題を共有し互いに連携しながら地域福祉に取り組むことができるよう支援や情報提供を行います。

2：安心して暮らせる地域づくり

- 高齢者や障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制を構築します。

3：身近な地域で相談できる仕組みづくり

- 市民が相談しやすい場を提供し、相談すれば支援につなげることができるよう、分野横断的に関係機関との連携体制を構築します。

4：いきいきとした高齢期の実現

- 高齢者が自らの経験や知識を活かし、生きがいのある生活を送ることができるよう、地域における活動などを促進します。

施策2 健康づくりの推進

1：こことからだの健康づくり支援

- 心身の健康や介護予防に関する正しい知識を啓発します。また、健康診査やがん検診を受けやすい体制を整備し、受診結果に基づき保健・健康づくり指導を行うほか、生活習慣病の重症化予防に取り組みます。

2：安定した医療保険制度の推進

- 制度維持のため、医療費の適正化を図り、国民健康保険税納付を含め、制度の理解を求めるための啓発活動を行います。

施策3 支援が必要な人への福祉の推進

1：高齢者への生活支援

- 介護保険制度では対応できない高齢者への支援を野々市市独自のサービスや民間企業などの協力で補い、高齢者や介護する家族などの負担の軽減に取り組みます。

2：効果的な介護保険制度の運用

- 介護保険制度を正しく理解することで、適切な介護サービスが効果的に利用できるよう取り組みます。

2 野々市市地域福祉計画（2023（令和5）年3月策定）



第6節 計画の策定方法

1 野々市市介護保険運営協議会の開催

学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者代表者、家族介護者等の幅広い関係者を委員とする「野々市市介護保険運営協議会」において審議し、関係者の意見を反映するように努めました。

表 開催状況

回数	日付	内容
第1回	令和5年7月13日	<ul style="list-style-type: none">・介護保険の運営状況について・介護保険サービス施設整備の進捗について・高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の進捗状況について・高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画・認知症施策推進計画の策定スケジュールについて
第2回	令和5年12月14日	<ul style="list-style-type: none">・高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画・認知症施策推進計画（素案）について
第3回	令和6年2月1日	<ul style="list-style-type: none">・令和6年度～令和8年度の第1号被保険者の保険料について・高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画・認知症施策推進計画について

2 各種調査によるニーズ等の把握

本計画を策定するにあたり、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査（アンケート調査）の実施並びにパブリックコメント等を行い、市民の意向（ニーズ）及び意見を反映するように努めました。

（1）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施

①調査の目的

野々市市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定のための基礎資料にするとともに、地域に住む高齢者の健康状態等を把握することで、地域の課題・ニーズや必要となるサービス等を検討することを目的として実施しました。

②調査の概要

- ・調査対象者：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査対象者である、65歳以上の要介護認定を受けていない高齢者及び要支援認定者
- ・調査方法：郵送による発送、回収
- ・調査期間：2023（令和5）年5月17日～同年5月29日
- ・調査対象者の抽出方法：性別・年齢及び、日常生活圏域（中学校区2地区：野々市中学校区、布水中学校区）の属性に区分し、区分ごとの母集団の大きさ分の高齢者を無作為に抽出

・調査項目

- 問1 家族や生活状況について
- 問2 からだを動かすことについて
- 問3 食べることについて
- 問4 毎日の生活について
- 問5 地域での活動について
- 問6 たすけあいについて
- 問7 健康について
- 問8 認知症にかかる相談窓口の把握について

③配布回収結果

配布件数	回収件数	回収率
1,700 件	1,235 件	72.6%

(2) 在宅介護実態調査の実施

①調査の目的

在宅で生活をしている要介護（要支援）認定者のサービスの利用状況、家族介護者の就労状況等を把握することで、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的として実施しました。

②調査の概要

- ・調査対象者：在宅で生活をしている要支援・要介護認定を受けている方
- ・調査方法：聞き取り調査
- ・調査期間：2022（令和4）年12月～2023（令和5）年7月
- ・調査件数：346 件
- ・調査項目
 - a)生活状況やからだのことについて
 - b)介護保険サービスやそれ以外の支援・サービスの利用について
 - c)施設の検討状況について
 - d)介護者について
 - e)介護者による介護内容について
 - f)介護者のストレスや不安について
 - g)介護者の勤務形態について

(3) 介護人材確保に関するアンケート

①調査の目的

介護人材の確保に向けた取組について、介護従事者からの意見やアイデアを募集し、分析、市の取組の参考とすることを目的として実施しました。

②調査の概要

・対象者：市内の介護保険関係の事業所に勤務されている、または市内に居住する介護従事者

- ・調査方法：オンライン型の市民参加型合意形成プラットフォームによる投稿
- ・調査期間：2023（令和5）年12月19日～2024（令和6）年1月8日
- ・調査項目：介護従事者不足の要因、解決のためのアイデア

(4) パブリックコメントの募集

①募集期間

2024（令和6）年1月～2024（令和6）年2月

②募集の趣旨

野々市市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画・認知症施策推進計画の策定にあたり、市民の意見を計画に反映させるもの。

③意見の提出方法

持参、郵送、FAX又は電子メール

④対象者

市内に住所を有する人、市内の事業所や事務所に勤務する人、市内に事業所や事務所を有する人、市内の学校に在学している人

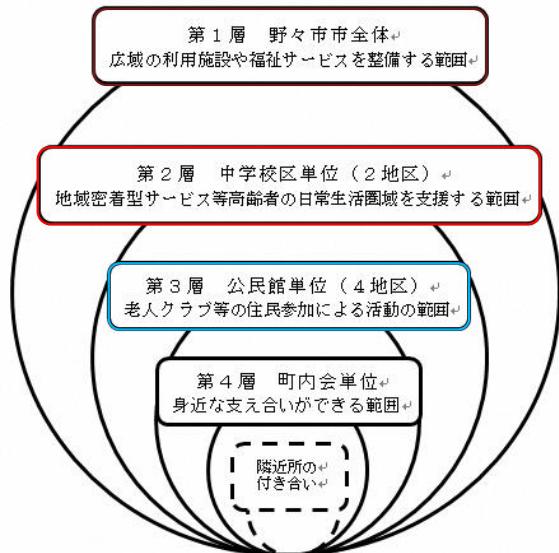
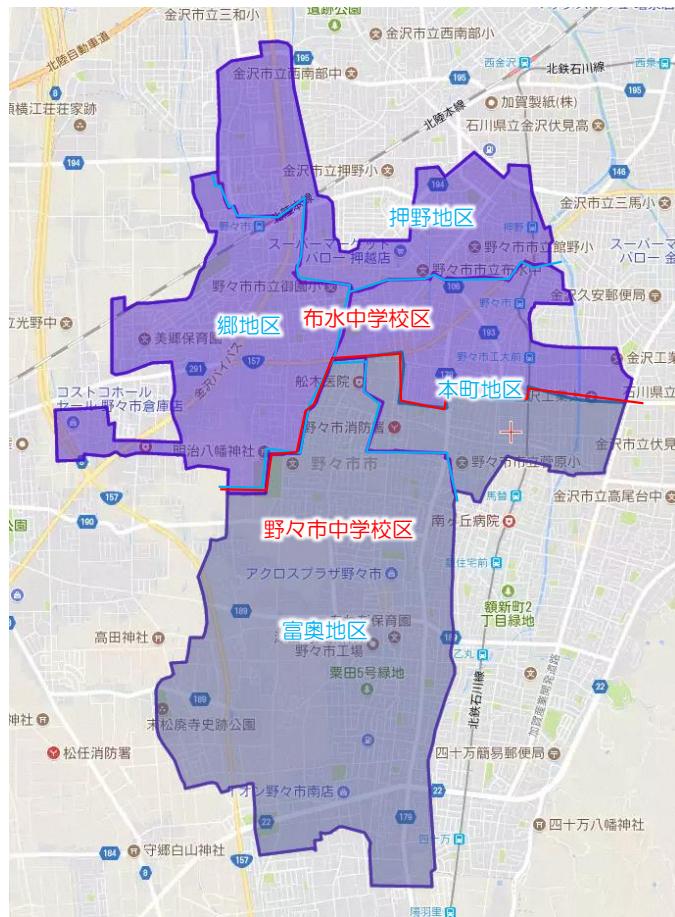
野々市市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画・認知症施策推進計画について利害関係を有する個人又は法人

⑤実施結果

意見提出数 0件

第7節 日常生活圏域の考え方

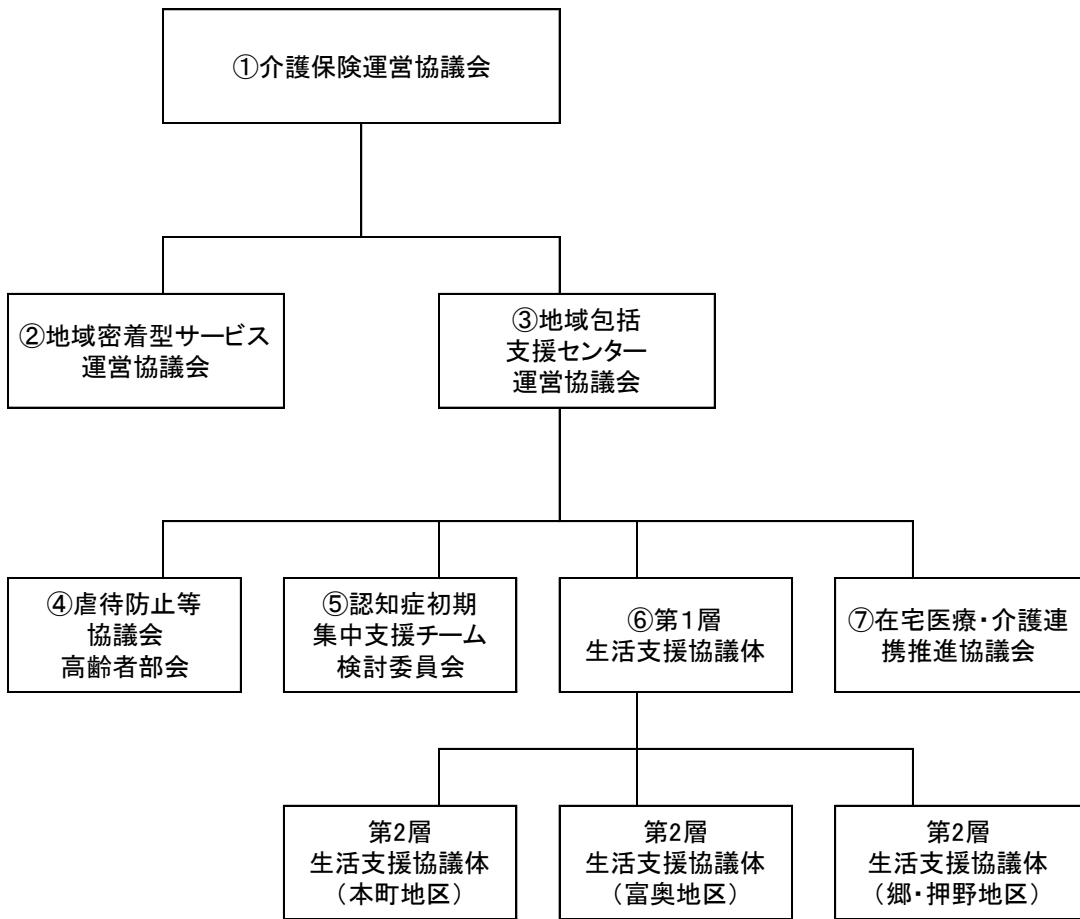
本計画では、高齢者福祉・介護保険サービスの提供や地域での支え合い活動を効果的に展開していくために、前計画を引継ぎ、中学校区を日常生活圏域と定めます。



第8節 計画の推進体制

第8期計画では、「介護保険運営協議会」を中心に、計画の進捗状況の報告や、第9期計画策定に向けた検討を行い、各協議会、委員会においては基本目標である「地域共生社会の実現に向けた『野々市版地域包括ケアシステム』の構築」に向けて、それぞれの主体が継続して事業を進めてきました。

第9期計画においても、「介護保険運営協議会」で計画全体の進捗を確認していくとともに、「地域密着型サービス運営協議会」「地域包括支援センター運営協議会」といった各協議会、委員会において進める事業を広く情報共有することで、より活動しやすい環境を構築します。また、様々なデータの利活用を促進し、より実態に即した事業を展開できるよう整備を進めるほか、県や関連する部署及び組織との連携体制を築きます。



1 各協議会等の位置づけ

①介護保険運営協議会

介護保険の円滑な運営を図るため、本市の介護保険に関する施策及びその実施状況の評価、介護保険事業計画の策定又は変更に関する事項、その他重要な事項について調査及び審議を行います。

②地域密着型サービス運営協議会

地域密着型サービスの適正な運営を確保するため、地域密着型サービス事業者及び地域密着型介護予防サービス事業者の指定、従業者に関する基準の設定、設備及び運営に関する基準の設定、介護報酬の設定、質の確保及び運営評価、その他市長が運営を確保する上で必要であると判断した事項について審議を行います。

③地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営の確保を図るため、地域包括支援センターの担当区域の設定、設置、変更及び廃止、運営事業の評価、地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築、その他地域包括支援センターの運営に関し必要な事項について協議します。

④虐待防止等協議会高齢者部会

虐待の防止等に関する関係機関との連絡及び調整を図り、適切な保護、支援等の総合的な対策を推進するため、市虐待防止等協議会を置き、虐待の防止及び早期発見、虐待の被害者及び要保護児童等の適切な保護、関係機関相互の情報交換及び状況把握、理解を深めるための啓発等に関する個別事案を基に、専門的事項の調査研究及び支援の検討等を行います。

⑤認知症初期集中支援チーム検討委員会

認知症初期集中支援推進事業（認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らすことができるよう、認知症の早期診断及び早期対応に向けた支援体制を構築する事業）を実施するために設置した認知症初期集中支援チームの活動を検討します。

⑥生活支援協議体

生活支援・介護予防サービスの提供体制整備に向けて、多様な地域の関係者が参画し、地域のニーズや資源の把握、関係者のネットワーク化などを図る定期的な情報共有及び連携強化の場となっています。第1層が市全域、第2層が日常生活圏域について検討します。

⑦在宅医療・介護連携推進協議会

在宅医療・介護連携推進事業を円滑に実施するため、地域の医療や介護の資源、連携に係る課題抽出と対応、相談体制、情報共有、研修等の事業内容について協議します。

第2章 高齢者、要介護認定者等の現状

第2章 高齢者、要介護認定者等の現状

第1節 高齢者の人口

1 本市の人口及び高齢者数の推移

2023（令和5）年現在の本市の総人口は 54,072 人となっており、2019（令和元）年と比較して 1,246 人増加しています。

本市における年少人口率（0～14歳）は 14.9% で、2019（令和元）年から 1.1 ポイント減少しています。

また、生産年齢人口率（15～64歳）は 64.9% で、近年は横ばいに推移しています。

65 歳以上の高齢者人口は、2023（令和5）年は 10,921 人、高齢化率は 20.2% となっており、過去4年と比較すると僅かではあるものの、高齢者人口は増加傾向にあり、少子高齢化の傾向が見られます。

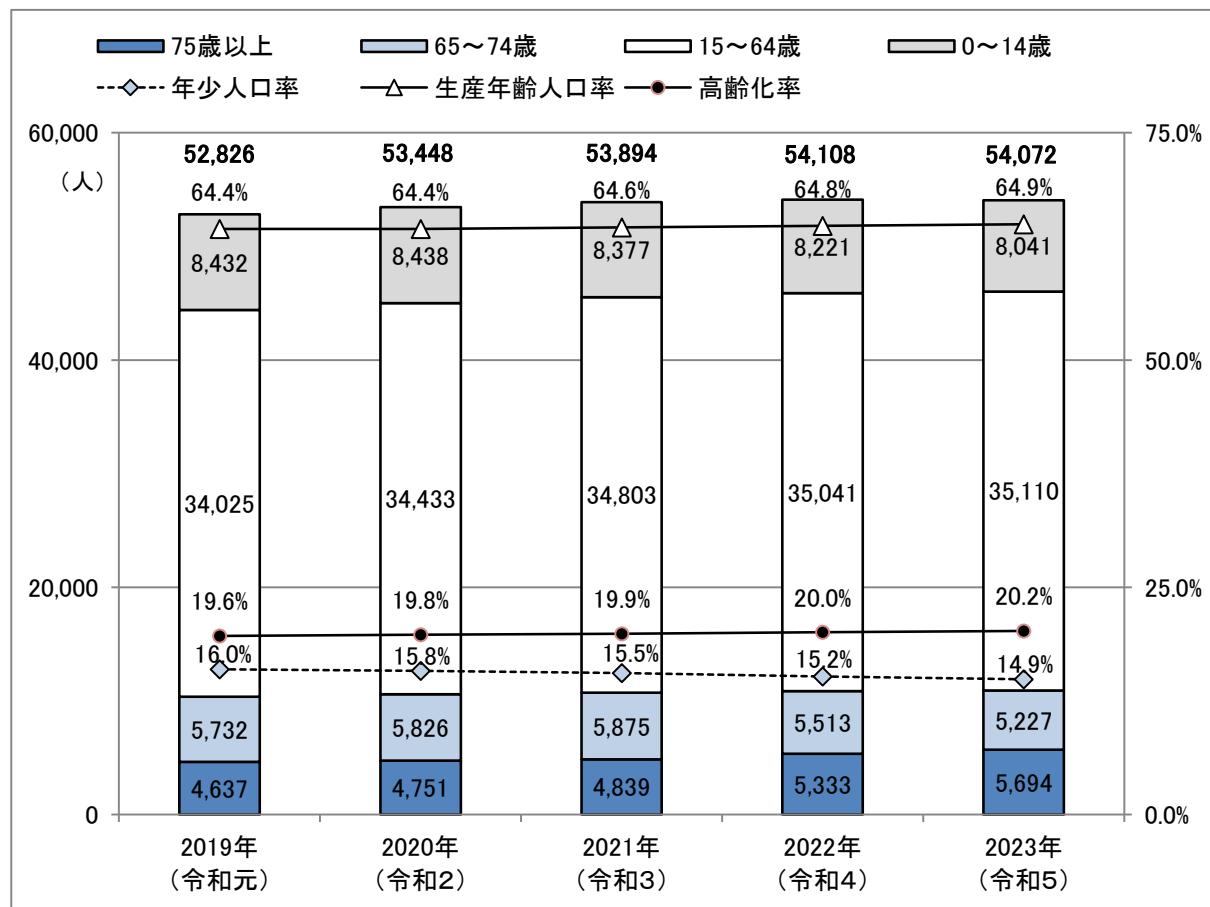


図 本市の年齢別人口の推移

出典：住民基本台帳人口

2 高齢者人口の推移

本市の2023（令和5）年の高齢者人口は10,921人で、高齢化率も20%を上回りました。2023（令和5）年の前期高齢者は5,227人、全体の47.9%で2019（令和元）年より7.4ポイント減少しています。後期高齢者は5,694人、全体の52.1%で2019（令和元）年より7.4ポイント増加しています。2023（令和5）年はついに前期高齢者と後期高齢者の割合が逆転しており、後期高齢者が前期高齢者を上回りました。

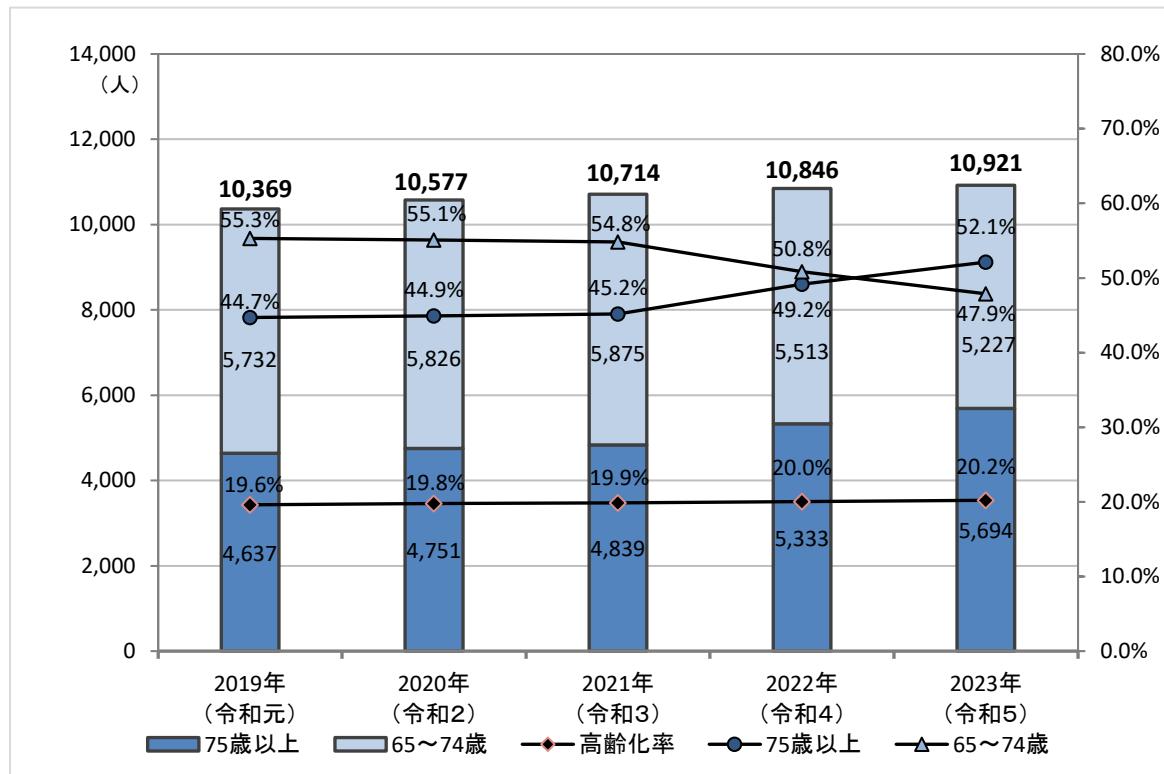
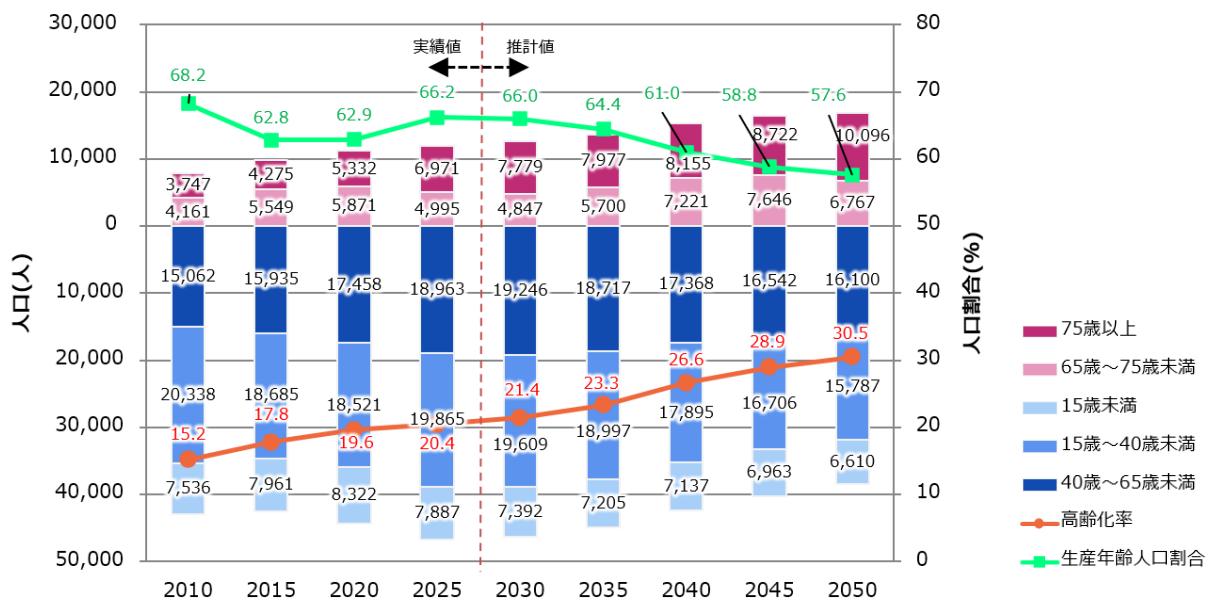


図 本市の高齢者人口の推移

出典：住民基本台帳人口

3 本市の将来人口及び高齢者数の予測

本市の人口は 2030 (令和 12) 年までは増加しますが、その後は減少していきます。一方高齢化率は増加を続け、2020 (令和 2) 年の 19.6%から、2050 (令和 32) 年においては 30.5%まで増加すること、逆に生産年齢人口は同様に 62.9%から 57.6%に減少することが予想され、生産年齢人口一人あたりが支える高齢者数はさらに増加することとなります。



	2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050
人口 (人)	51,885	55,099	57,238	58,681	58,873	58,596	57,776	56,579	55,360
15歳未満 (人)	7,536	7,961	8,322	7,887	7,392	7,205	7,137	6,963	6,610
15歳～40歳未満 (人)	20,338	18,685	18,521	19,865	19,609	18,997	17,895	16,706	15,787
40歳～65歳未満 (人)	15,062	15,935	17,458	18,963	19,246	18,717	18,717	16,542	16,100
65歳～75歳未満 (人)	4,161	5,549	5,871	4,995	4,847	5,700	7,221	7,646	6,767
75歳以上 (人)	3,747	4,275	5,332	6,971	7,779	7,977	8,155	8,722	10,096
生産年齢人口 (人)	35,400	34,620	35,979	38,828	38,855	37,714	35,263	33,248	31,887
高齢者人口 (人)	7,908	9,824	11,203	11,966	12,626	13,677	15,376	16,368	16,863
生産年齢人口割合 (%)	68.2	62.8	62.9	66.2	66.0	64.4	61.0	58.8	57.6
高齢化率 (%)	15.2	17.8	19.6	20.4	21.4	23.3	26.6	28.9	30.5
高齢化率 (石川県) (%)	23.5	27.5	29.5	31.2	32.3	33.7	36.4	37.8	38.3
高齢化率 (全国) (%)	22.8	26.3	28.0	29.6	30.8	32.3	34.8	36.3	37.1

(出典) 2000年～2020年まで：総務省「国勢調査」

2025年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」

図 本市における将来人口推計

出典：地域包括ケア「見える化」システム（厚生労働省）

※国勢調査人口をもとにした推計。

4 高齢者世帯数の推移

本市の高齢者世帯数は、2020（令和2）年において約3,500世帯となり、2000（平成12）年からの20年で約3.2倍に増加しています。高齢単身世帯は、2000（平成12）年では441世帯であったのに対し、2020（令和2）年では1,587世帯となり、約3.6倍に増加、高齢夫婦世帯は2000（平成12）年には672世帯であったのに対し、2020（令和2）年では1,942世帯と約2.9倍に増加しています。

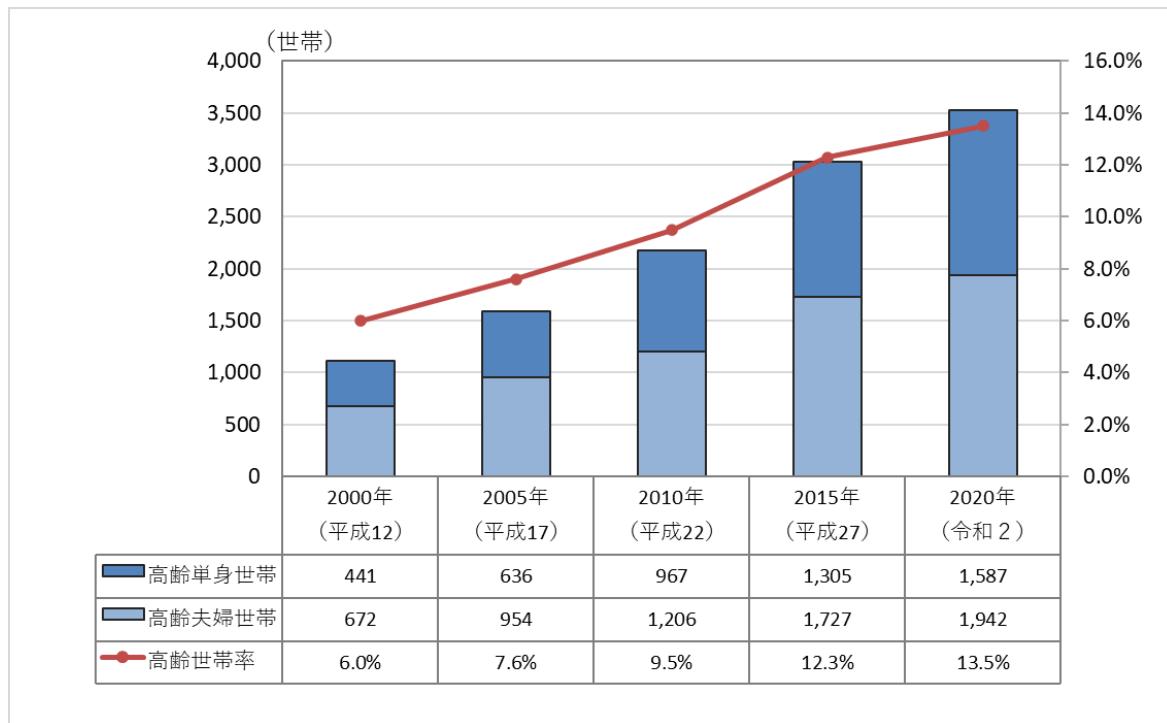


図 本市の高齢者世帯数の推移

出典：国勢調査

5 第1号被保険者の経済状況

本市の第1号被保険者の所得段階は、2023（令和5）年9月現在では第6段階が最も多くなっており、市民税が課税されている第6段階以上の方が48.1%を占めています。

一方、世帯全員が市民税非課税である第1段階から第3段階の方が28.3%を占めている状況です。

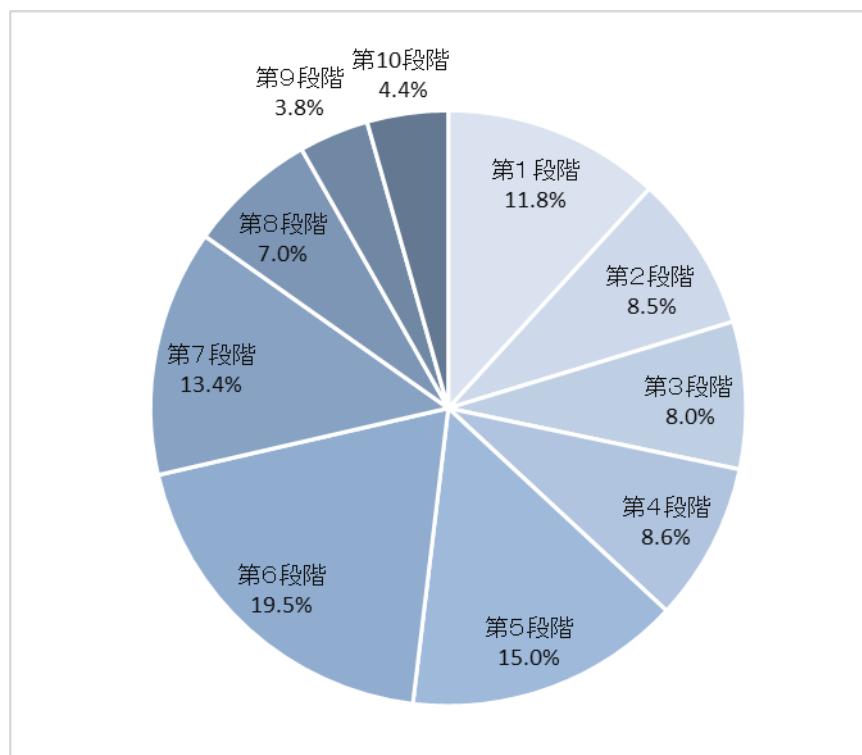


図 本市の第1号被保険者の所得段階別構成比

資料：介護長寿課（令和5年9月末現在）
(注) 第1号被保険者とは、65歳以上の方をいう。

所得段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階 (基準額)	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	
	世帯全員市民税非課税			本人市民税非課税			本人市民税課税				
	生活保護受給者又は合計所得80万円以下	合計所得120万円以下	合計所得120万円超える	合計所得80万円以下	合計所得80万円超える	合計所得125万円未満	合計所得200万円未満	合計所得300万円未満	合計所得500万円未満	合計所得500万円以上	
人数計	1,287	926	869	936	1,624	2,113	1,452	755	418	482	
構成比	11.8%	8.5%	8.0%	8.6%	15.0%	19.5%	13.4%	7.0%	3.8%	4.4%	
保険料	月額	1,830	3,050	4,270	5,490	6,100	7,015	7,930	9,150	9,760	
	年額	21,960	36,600	51,240	65,880	73,200	84,180	95,160	109,800	117,120	
										135,420	

第2節 高齢者の活動状況（日常生活圏域ニーズ調査結果からみた状況）

1 からだを動かすこと

後期高齢者は前期高齢者と比較して、階段を利用する際に手すりや壁を使って昇降する割合が多くなる傾向が見られます。また、女性の後期高齢者においては、男性よりも日常生活においてからだを動かすことができなくなる方の割合が高くなっています。

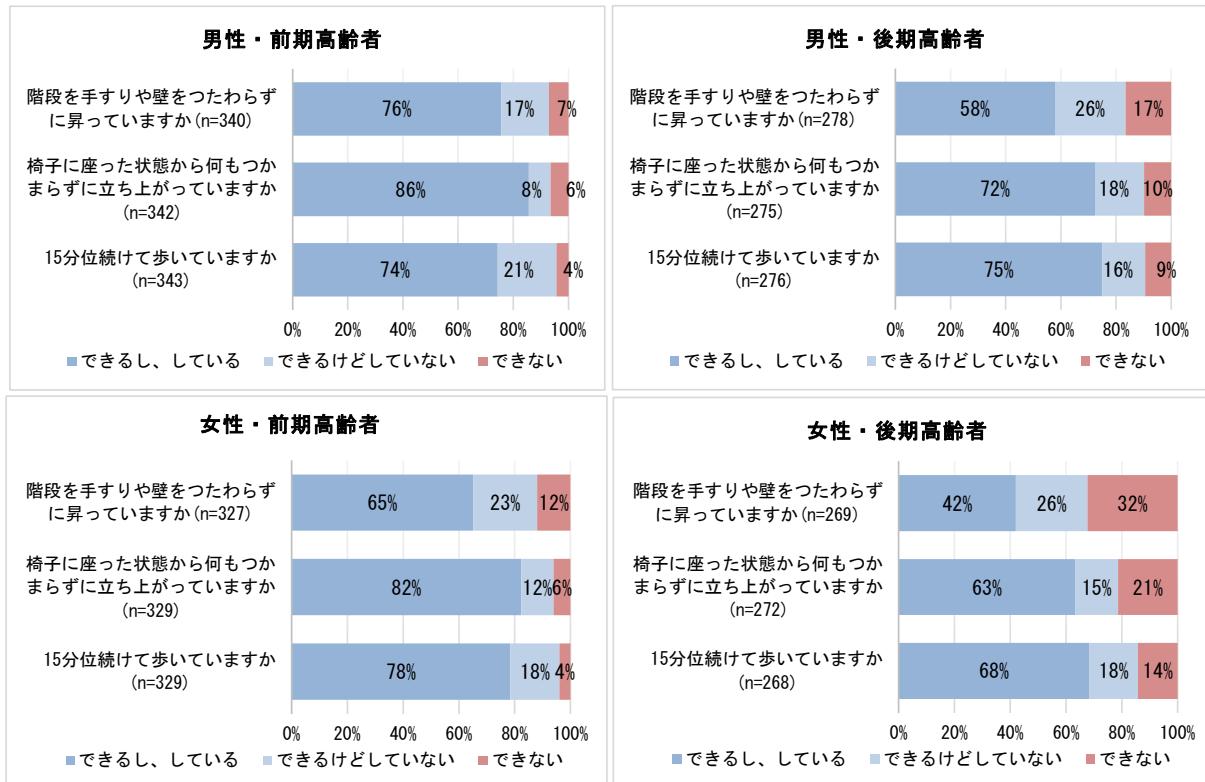


図 生活の中でからだを動かせるか

(注) 無回答を除く。

2 外出頻度

女性は、後期高齢者になると男性と比較して明らかに外出頻度が減少しています。

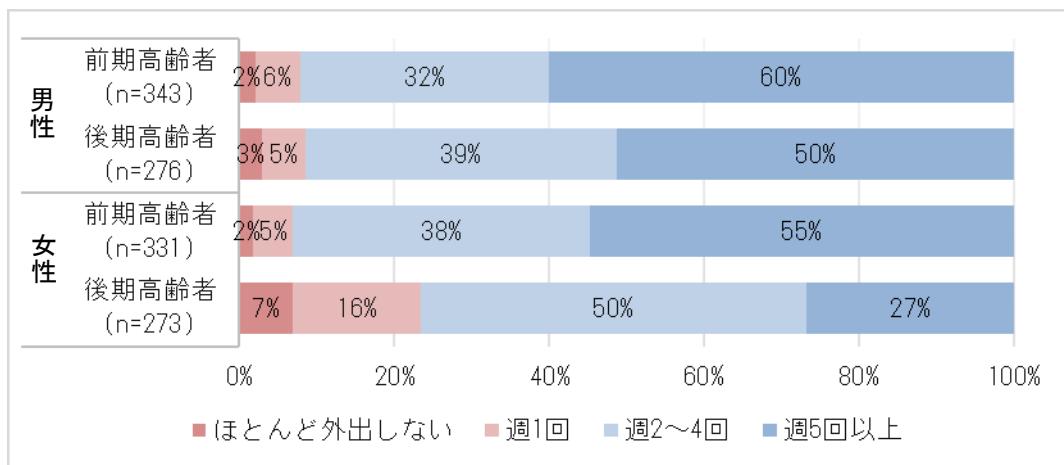


図 高齢者の外出頻度

(注) 無回答を除く。

後期高齢者は前期高齢者に比べてこの1年で外出頻度の減少が見られ、また男性よりも女性のほうが外出頻度の減少が顕著であることが分かります。

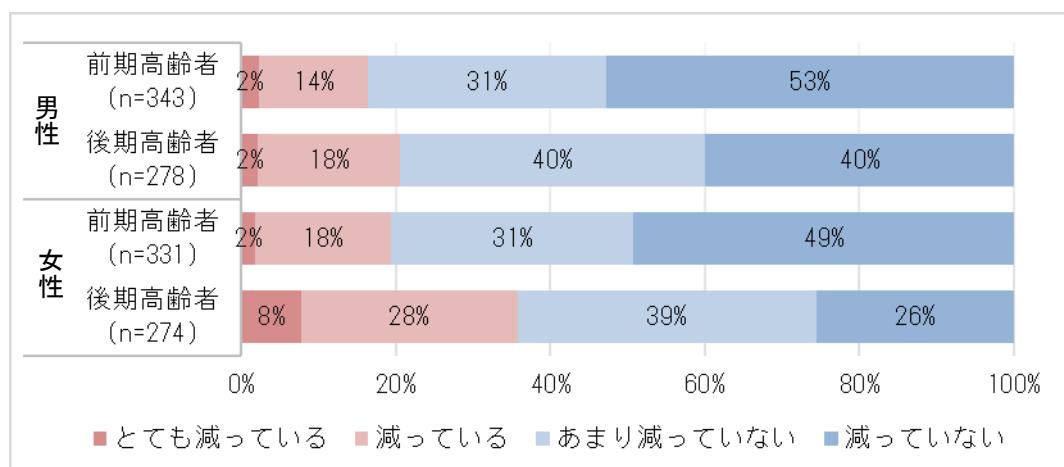


図 昨年と比べた外出頻度の減少

(注) 無回答を除く。

3 転倒経験及び転倒に対する不安

後期高齢者は前期高齢者に比べ転倒経験が多く、特に女性の後期高齢者においては転倒に対する不安を感じる人が約7割と高くなっています。

転倒する要因の一つとして筋力低下があります。筋力を維持できるよう運動する場の提供や家でできる体操に関する情報提供などが必要です。

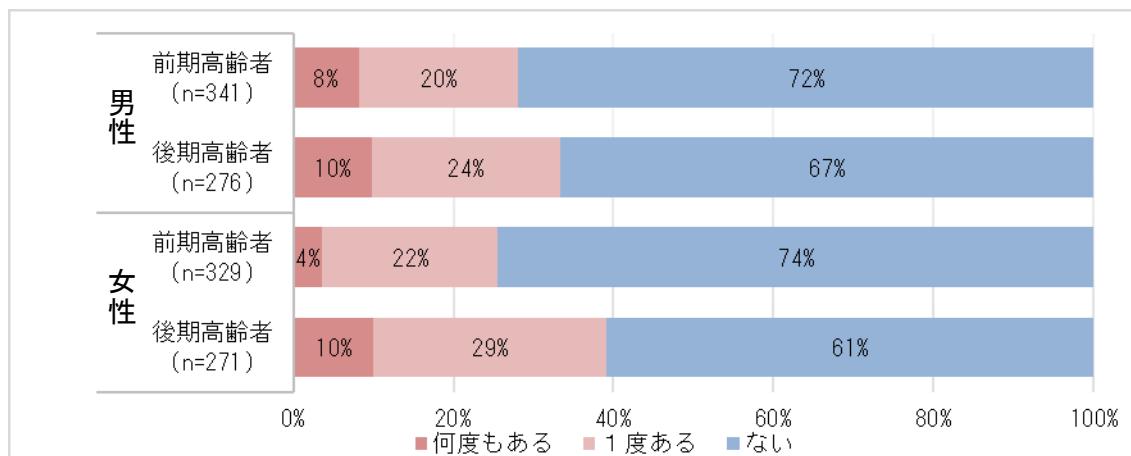


図 過去1年間の転倒経験

(注) 無回答を除く。

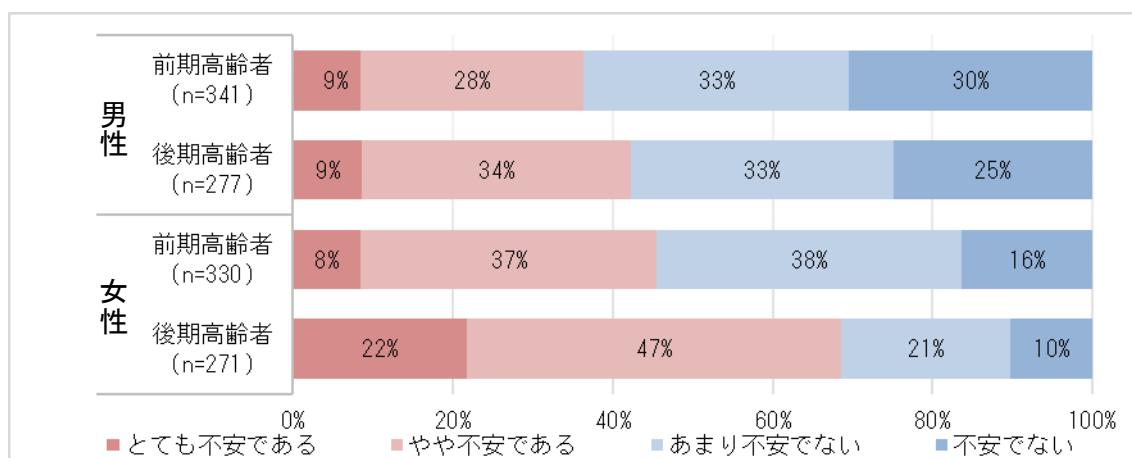


図 転倒に対する不安

(注) 無回答を除く。

4 日常生活について

後期高齢者は、日常生活で必要となる「1人で外出」「食品・日用品の買い物」「食事の用意」「請求書の支払い」「預貯金の出し入れ」等の日常生活における行動ができない人の割合が高くなっています。在宅で長く生活を継続していくため、外出や買い物等の日常生活の支援を充実させる必要があります。

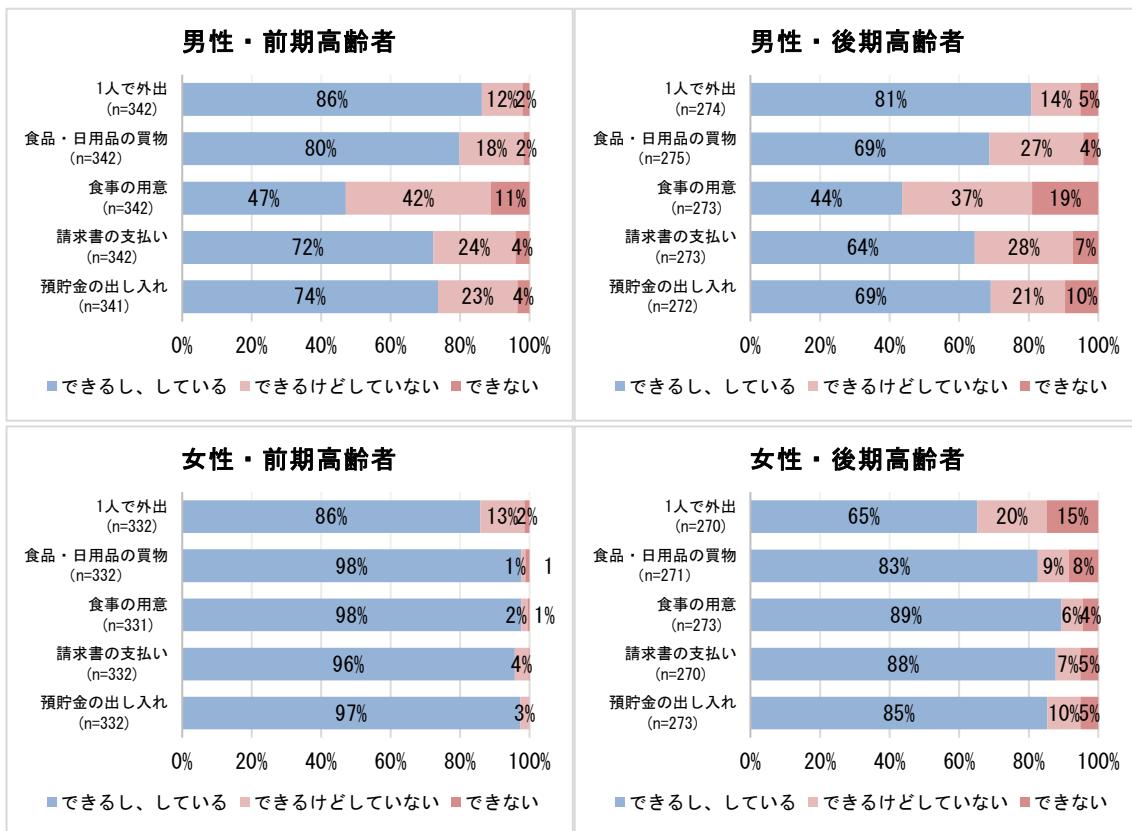


図 日常生活でできること

(注) 無回答を除く。

5 高齢者の要介護度の悪化につながるリスク

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果をもとに、高齢者の要介護度の悪化につながるリスクを分析すると下記のとおりであり、認知症リスク、うつリスク、咀嚼機能リスク、転倒リスクをもつ高齢者が多く、フレイル状態にあるといえます。

フレイルは早期に対応することで改善できることから、リスクを持つ高齢者を早期に把握し、個々に応じた支援が必要です。また、リスクを持つ高齢者を減らすことができるよう、フレイル予防に関する普及啓発を行う必要があります。

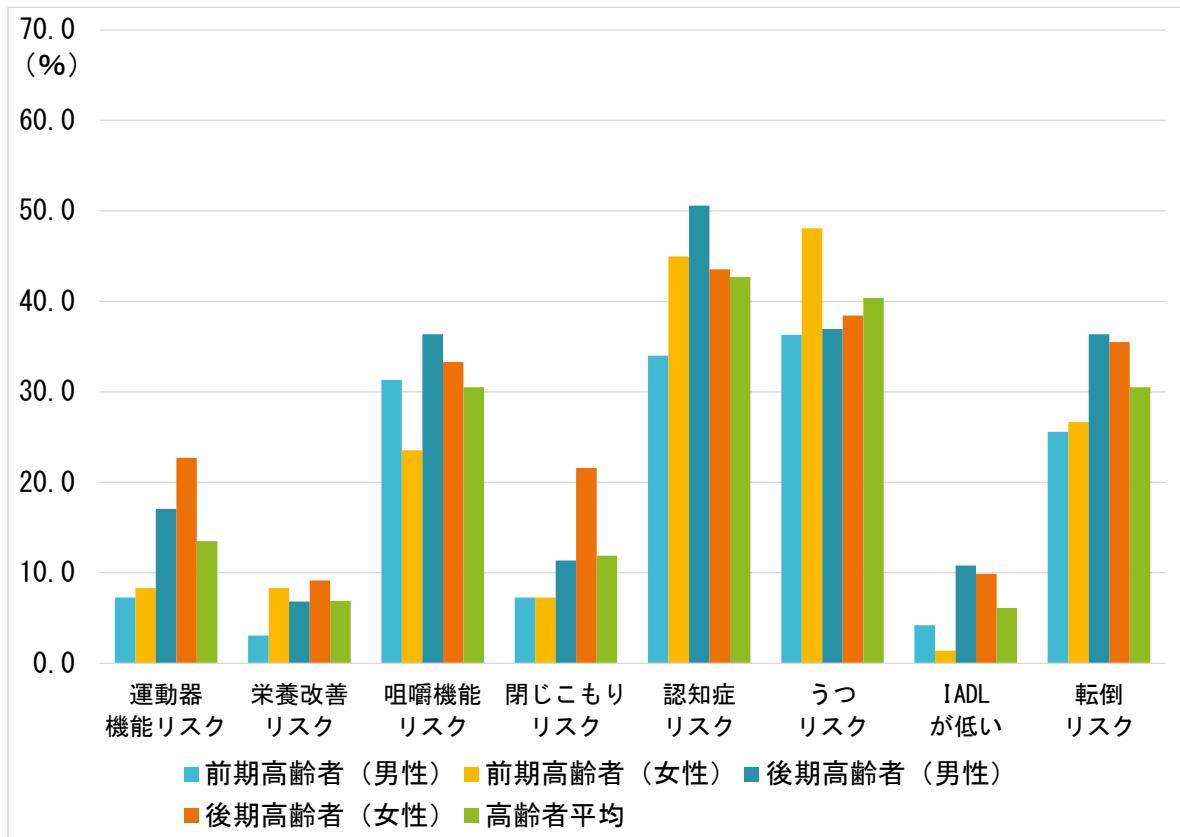


図 高齢者の要介護度の悪化につながるリスク(全高齢者のうちリスク判定に該当した方の割合)

出典：地域包括ケア見える化システム（野々市市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（第9期）結果を集計）

(注)回答結果から世帯状況、健康自立度別高齢者像（元気高齢者、一次予防事業対象者、二次予防事業対象者、軽度認定者）の設定条件や、転倒リスク、閉じこもりリスク、低栄養リスク、口腔機能リスク、物忘れリスク等の判定条件を基に判定。

IADL（日常生活関連動作 Instrumental Activities of Daily Living）：排泄・食事・就寝等、日常生活の基本動作に関連した、買い物・料理・掃除等の幅広い動作のことをいう。また薬の管理、お金の管理、趣味活動、公共交通機関関連の利用、車の運転、電話をかけるなどの動作も含まれる。

6 サークル活動等への参加状況について

収入のある仕事や町内会・自治会への参加がおよそ4割で高くなっています。また地区別に見ると、富奥地区は多くの項目で他の2地区よりも多く参加しています。

さらに、「いずれにも参加していない」と回答した人は、どの地区においても2~3割となっています。

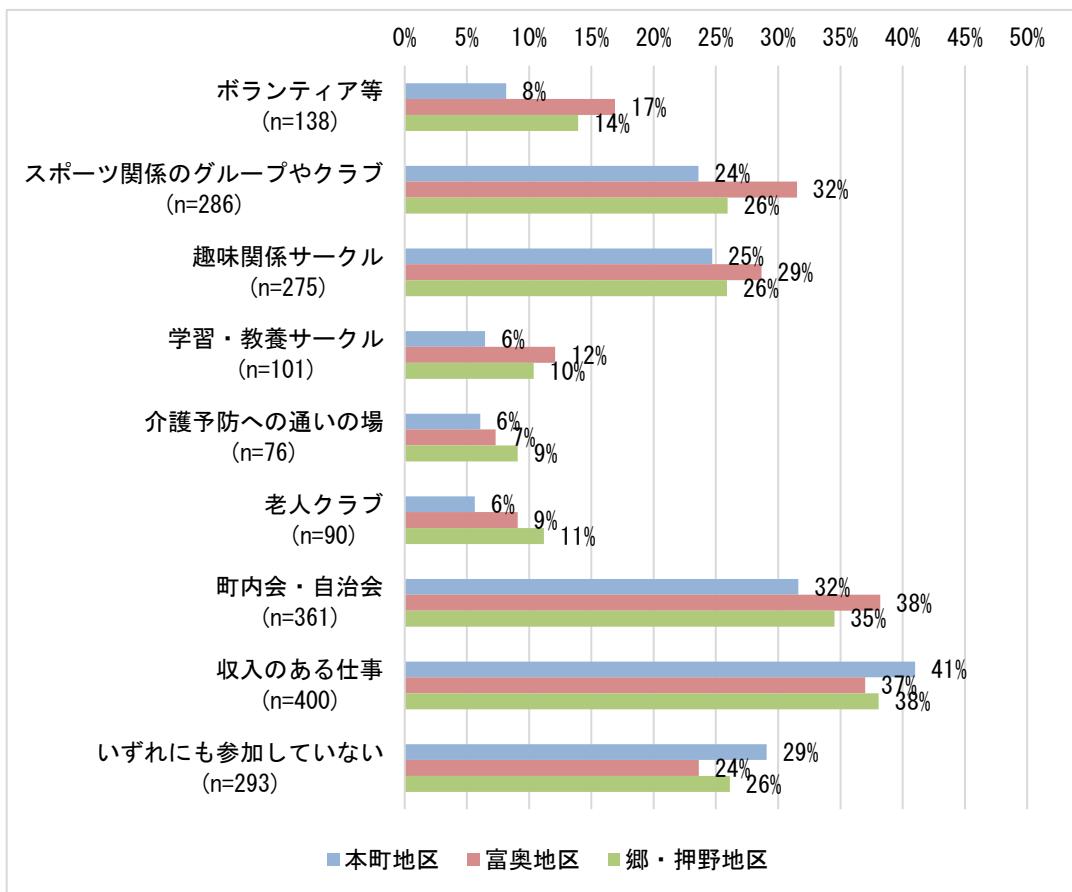


図 サークル活動等への参加状況

(注) 参加頻度を聞いた設問のうち「年数回以上」の参加を「参加している」として集計。

(注) 無回答を除く。

年齢・性別別に見たサークル活動等への参加状況は、性別に関係なく後期高齢者と比べて前期高齢者の「収入のある仕事」をしている人の割合が高く、逆に後期高齢者は前期高齢者よりも「老人クラブ」や「（地域サロン、コミュニティカフェなど）介護予防のための通いの場」に参加している人の割合が高くなっています。このことから、「収入のある仕事」を退職したのち、「老人クラブ」などの何らかの地域のグループやクラブに参加する後期高齢者がいると推測できます。

また、男性の「町内会・自治会」への参加は、前期高齢者、後期高齢者ともに4割以上であり、女性よりも高くなっています。

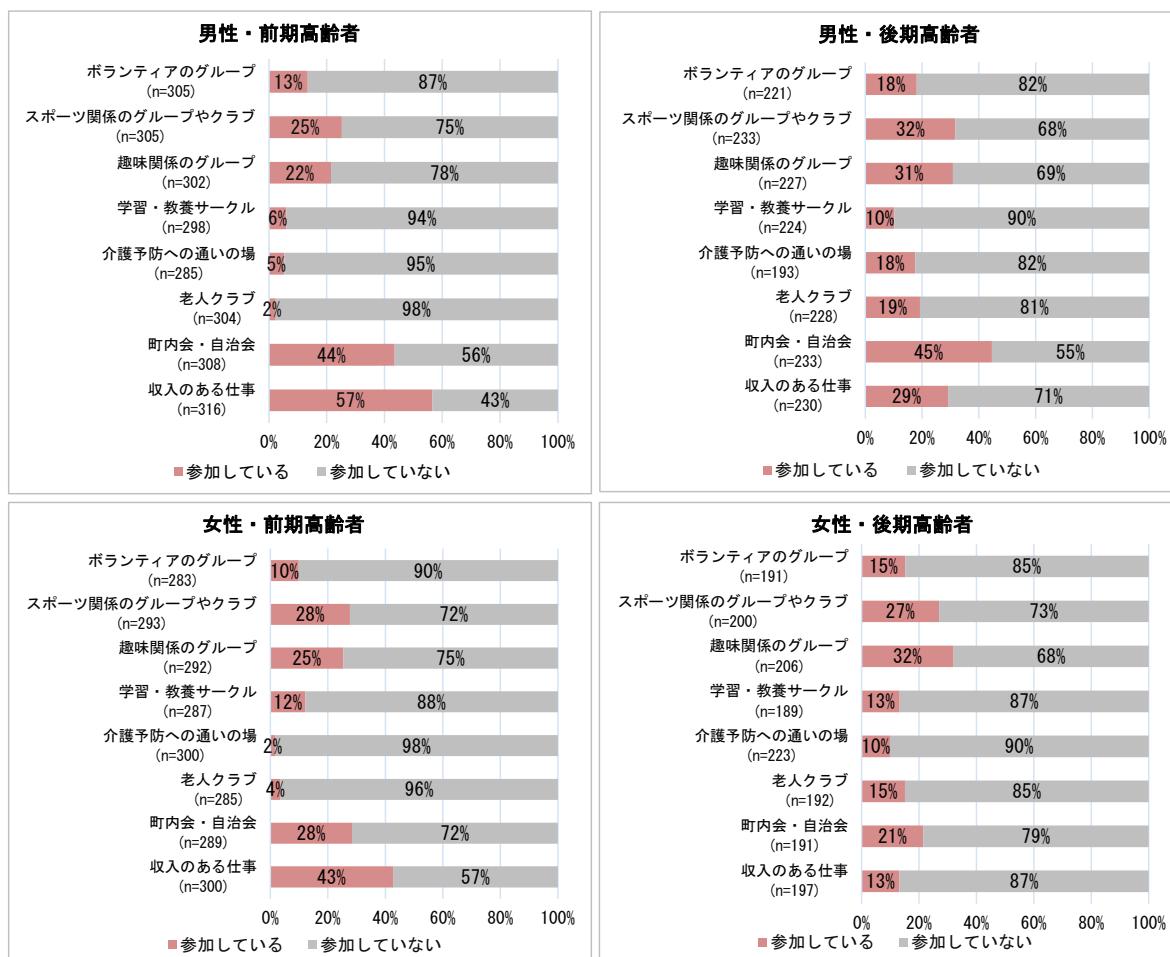


図 年齢・性別サークル活動等への参加状況

(注) 参加頻度を聞いた設問回答のうち「年数回以上」の参加を「参加している」として集計。

(注) 無回答を除く。

7 介護サービスに対するニーズ

生活支援サービスのうち、買い物支援のニーズがある方は全体の3.7%、配食サービスのニーズがある高齢者は全体の7.6%います。

また、日常生活で何らかの介護が必要な方は高齢者全体の4.5%、介護が必要だが現在は受けていない方が7.5%います。後期高齢者において、介護が必要だが現在受けていない方の割合が12%～14%と高くなっています。

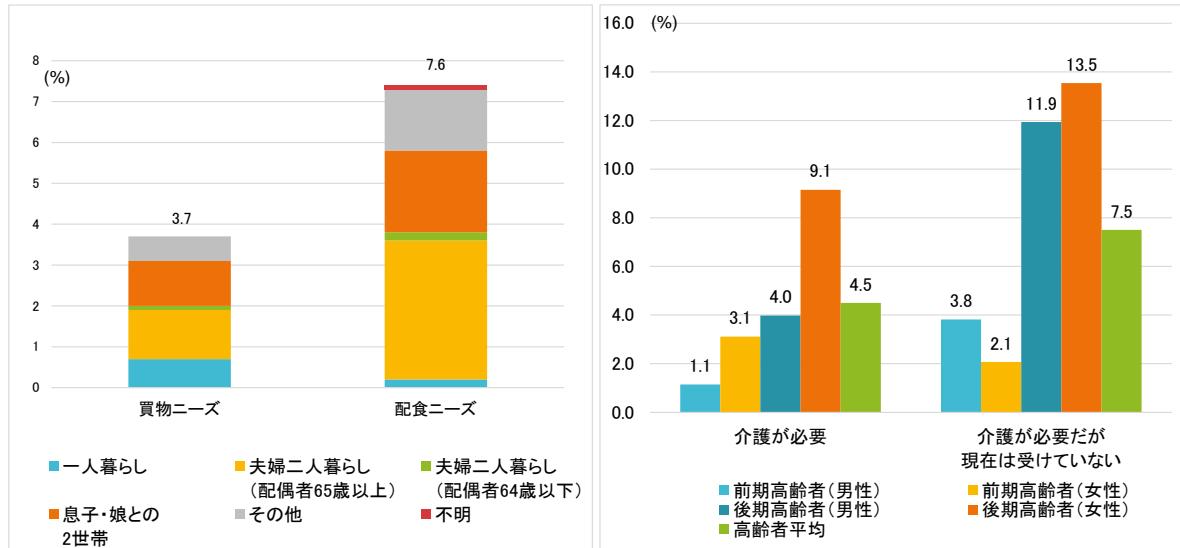


図 介護サービスに対するニーズ

出典：地域包括ケア見える化システム（野々市市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（第9期）結果を集計）

8 認知症に関する相談窓口の把握

認知症に関する相談窓口を知っている割合は「認知症の症状がある、又は家族に認知症患者がいる」と回答した人で半数を超えていましたが、「本人、又は家族に認知症の症状を持つ人がいない」と回答した人においては2割程度となっています。

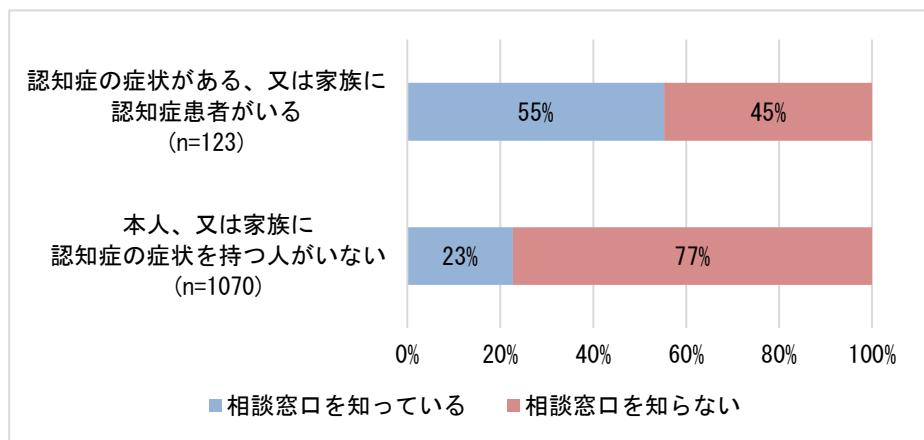


図 高齢者の認知症に関する相談窓口の把握

(注) 無回答を除く。

9 前回調査との比較（コロナ禍との比較）

高齢者が誰かと食事をする機会は、「毎日ある」が、R5 調査では 58%、R2 調査では 48%、H29 調査では 57%、H25 調査では 63% でした。R2 調査よりも R5 調査が 10 ポイント高くなっていることから、複数人で食事をする機会はコロナ禍前に戻っていると推測されます。

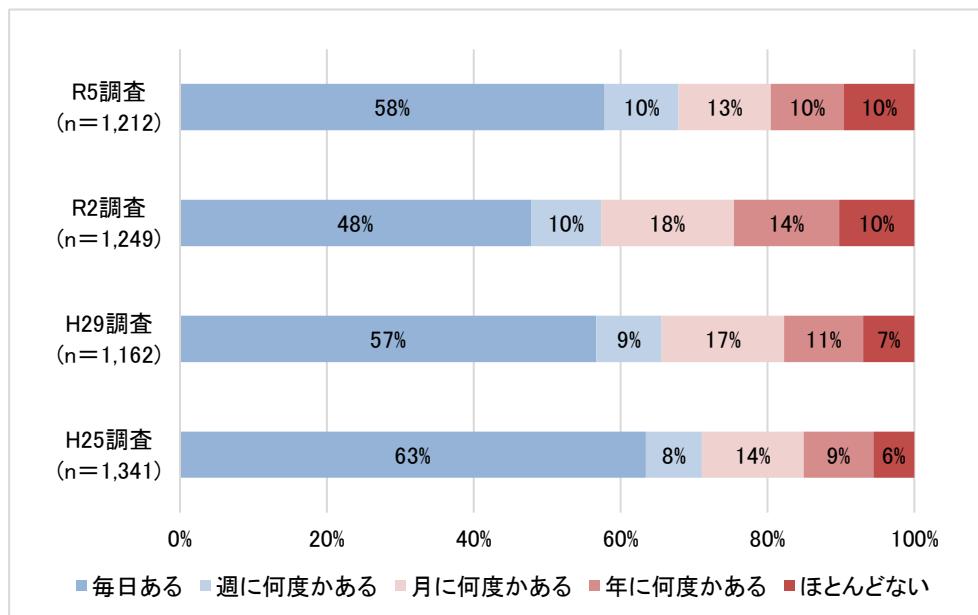


図 年齢別 誰かと食事をする機会

(注) 無回答を除く。

昨年と比べた外出の回数について、「とても減っている」と「減っている」の合計が R5 調査では 22%、R2 調査では 39%、H29 調査では 26% でした。R2 調査よりも R5 調査が 17 ポイント少ないことから、外出を控える人が減少し、コロナ禍前と同程度になっています。

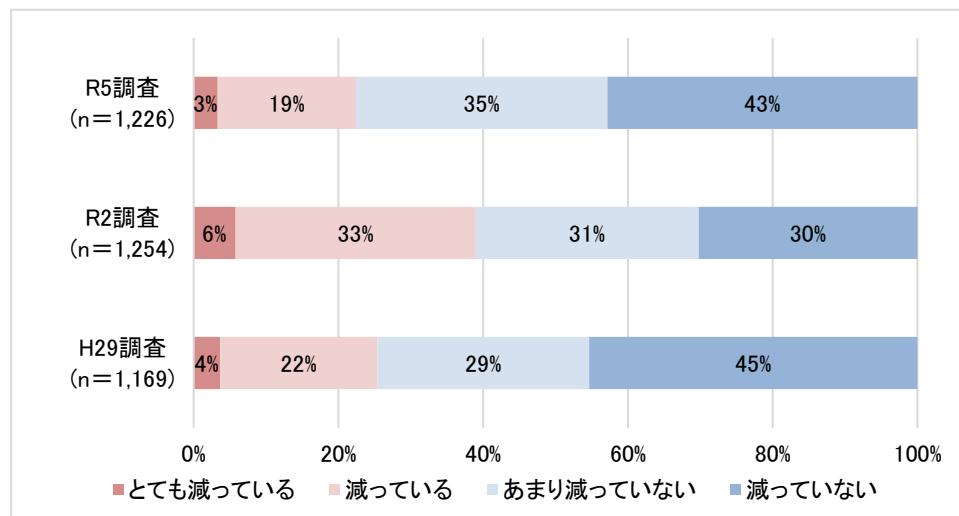


図 年齢別 昨年と比較した外出の回数

(注) 無回答を除く
H29 調査からの調査項目

第3節 要介護（要支援）認定者の状況

1 要介護（要支援）認定者数の推移

要介護（要支援）認定者数（第1号被保険者）は、2023（令和5）年9月末現在 1,721人で、第1号被保険者全体に占める要介護（要支援）認定者数の割合（要介護認定率）は15.8%となっています。要介護（要支援）認定者数は、増加傾向となっています。

要介護度別にみると、5年前の2018（平成30）年度と比較して、最も増加しているのが要介護1の認定者数で、148人増加しており、次いで要支援1の49人の増加となっています。

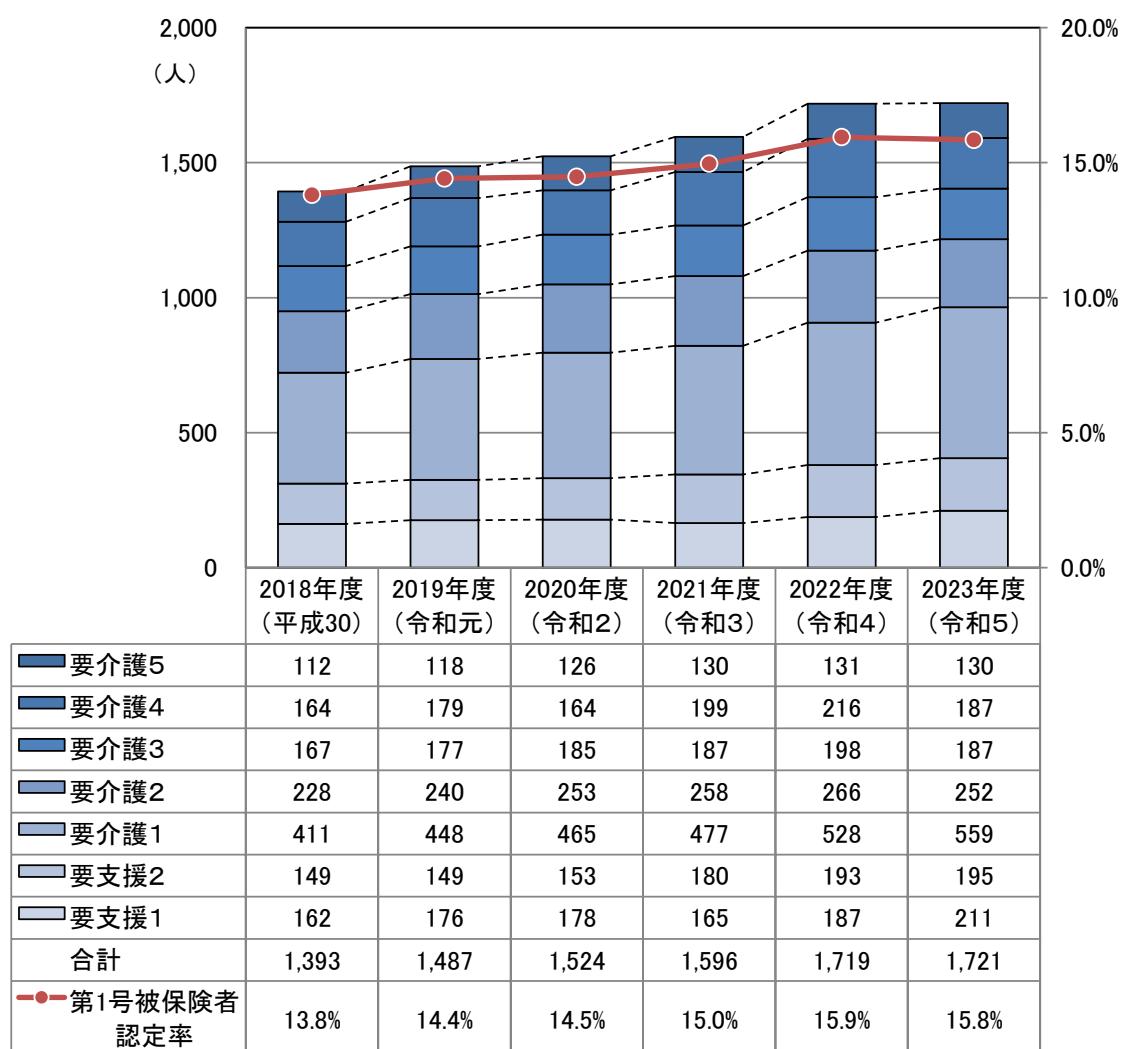
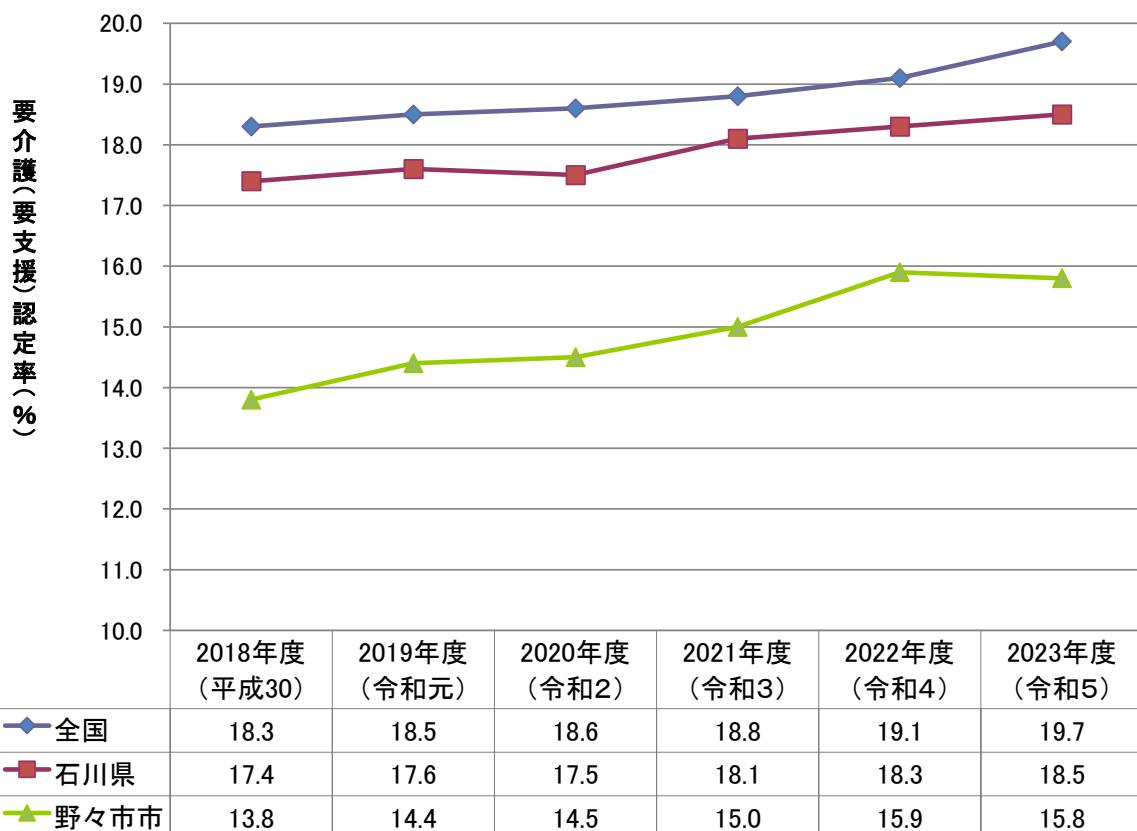


図 第1号被保険者の要介護（要支援）認定者数の推移

資料：「介護保険事業状況報告 月報」（厚生労働省）の各年度9月分による実績値。

2023（令和5）年度の野々市市の要介護（要支援）認定率は、国認定率より3.9ポイント、県認定率より2.7ポイント下回っています。

2018（平成30）年度から2023（令和5）年まで要介護（要支援）認定率が上昇しており、県認定率に近づきつつあります。



項目		2018年度 (平成30)	2019年度 (令和元)	2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)
全国	認定者数(人)	6,413,609	6,539,825	6,630,577	6,749,648	6,841,335	7,052,754
	第1号被保険者(人)	35,085,304	35,388,434	35,689,227	35,871,084	35,890,242	35,884,442
	認定率(%)	18.3	18.5	18.5	18.8	19.1	19.7
石川県	認定者数(人)	57,356	58,384	58,667	60,678	61,496	61,404
	第1号被保険者(人)	329,473	332,178	334,732	335,826	335,898	332,699
	認定率(%)	17.4	17.6	17.5	18.1	18.3	18.5
野々市市	認定者数(人)	1,393	1,487	1,524	1,596	1,719	1,721
	第1号被保険者(人)	10,091	10,318	10,528	10,667	10,782	10,862
	認定率(%)	13.8	14.4	14.5	15.0	15.9	15.8

図 第1号被保険者の要介護（要支援）認定率の比較

資料：「介護保険事業状況報告月報」（厚生労働省）の各年度9月分による実績値。

2 新規申請に至った原因疾患

新たに要介護（要支援）認定申請をするに至った原因疾患をみると、「認知症」と「関節疾患」の人数は増加しています。

また、「骨折・転倒」の人数は増加しており、「脳血管疾患」の人数は横ばいとなっています。

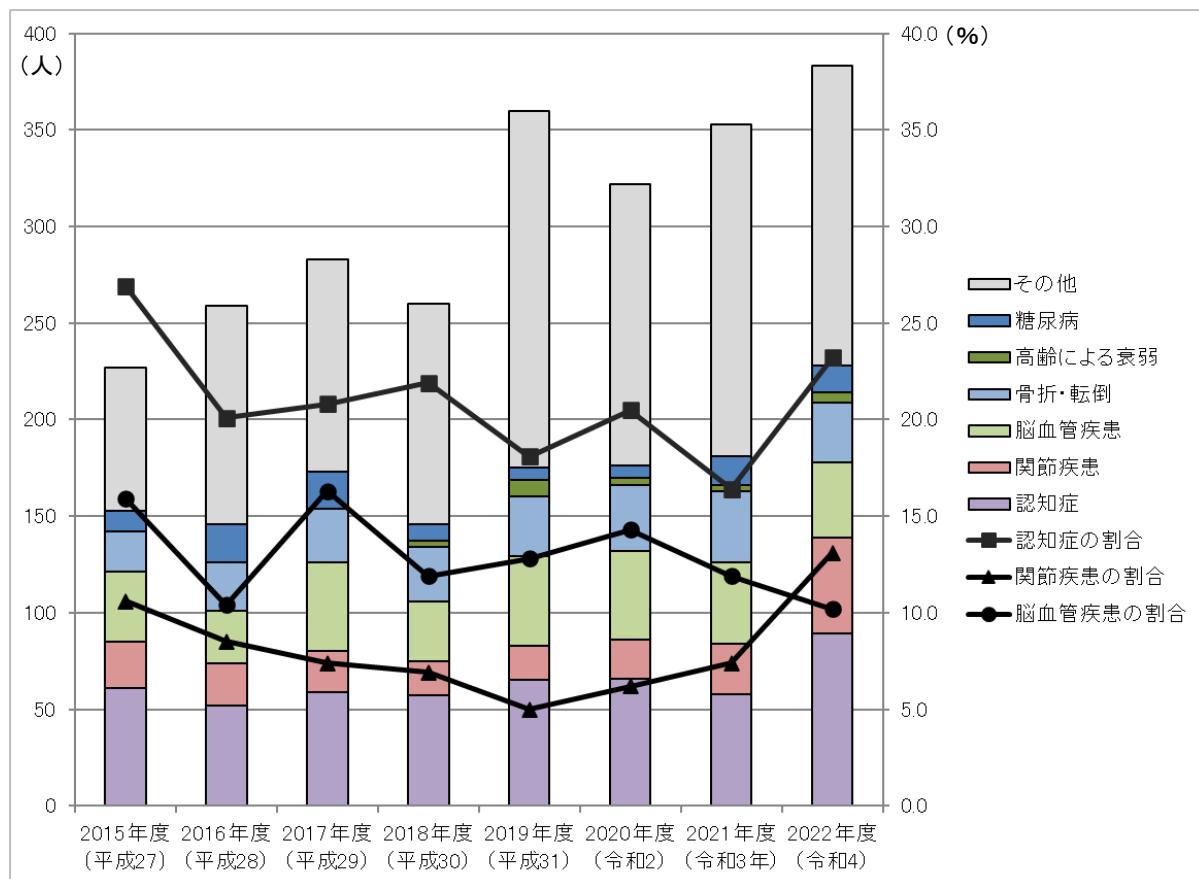


図 新規申請に至った原因疾患の推移

資料：介護長寿課資料

(注) 原因疾患は、主治医意見書の中の診断名 1 に記載された傷病名を集計したものである。

(注) 各年度の間に、認定審査判定が行われた人数を集計したものである。

3 要介護（要支援）認定者の認知症の罹患状況

国保データベースより、要介護（要支援）認定者の有病状況のうち、認知症を罹患している人の割合は、本市においては30.4%となっており、県平均、同規模自治体、国平均のいずれよりも高い状況です。ただ、2022（令和4）年度は若干減少しています。

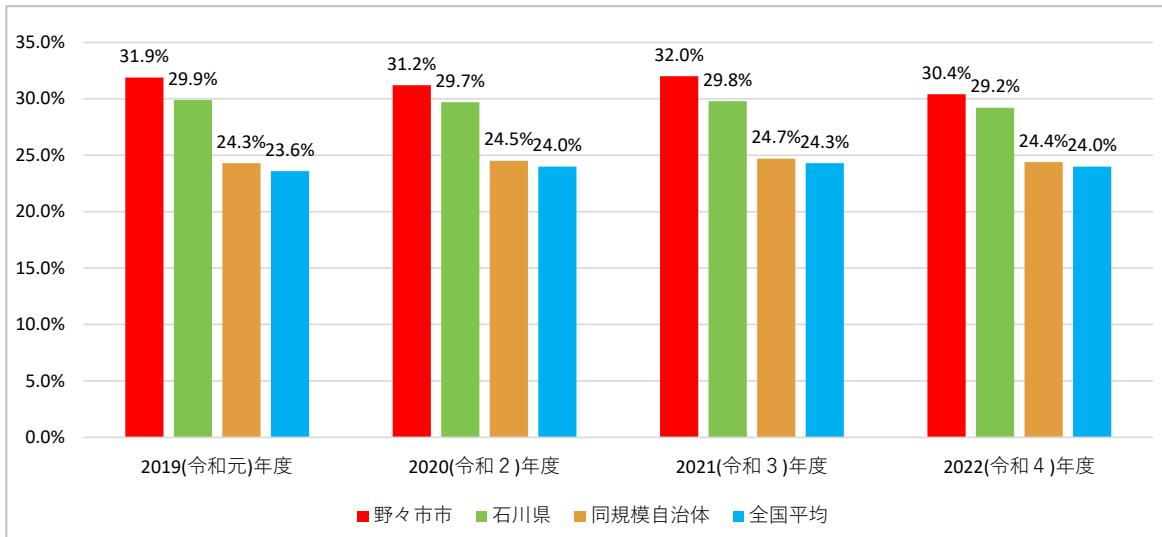


図 要介護（要支援）認定者の認知症罹患割合の推移

資料：KDB システム

第4節 在宅介護の状況（在宅介護実態調査の結果からみた状況）

1 介護者の状況

主な介護者として、「配偶者」が 42.5%で最も多く、次いで「子」が 41.6%、「子の配偶者」が 9.7%となっています。前回調査と比較すると「配偶者」が 9.6%増加しており、「子」と同程度の割合となっています。

また、主な介護者の年齢は、ほとんどが 50 代以上で、「70 代」が最も多く 28.1%、次いで「60 代」が 25.9%、「50 代」が 19.7% となっています。70 歳以上介護者は 46.5% で、半数又はそれ以上の世帯が老々介護による在宅介護を行っていることが分かります。

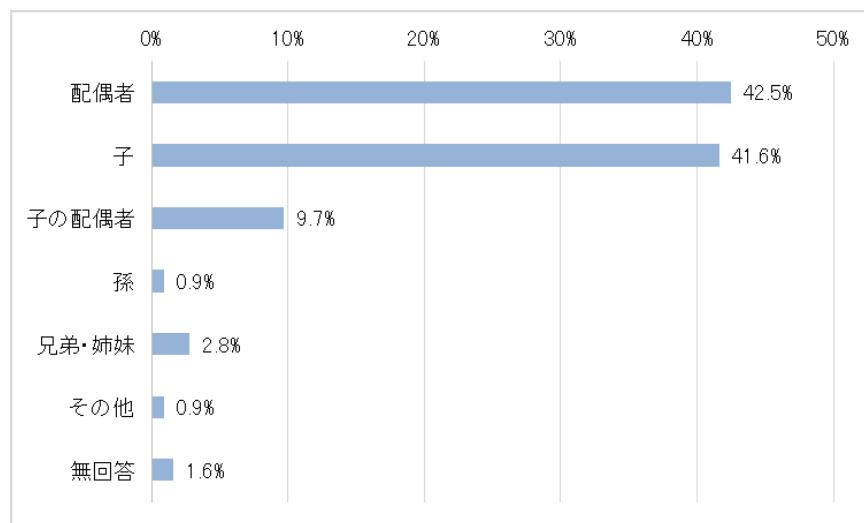


図 主な介護者の本人との関係

出典：在宅介護実態調査

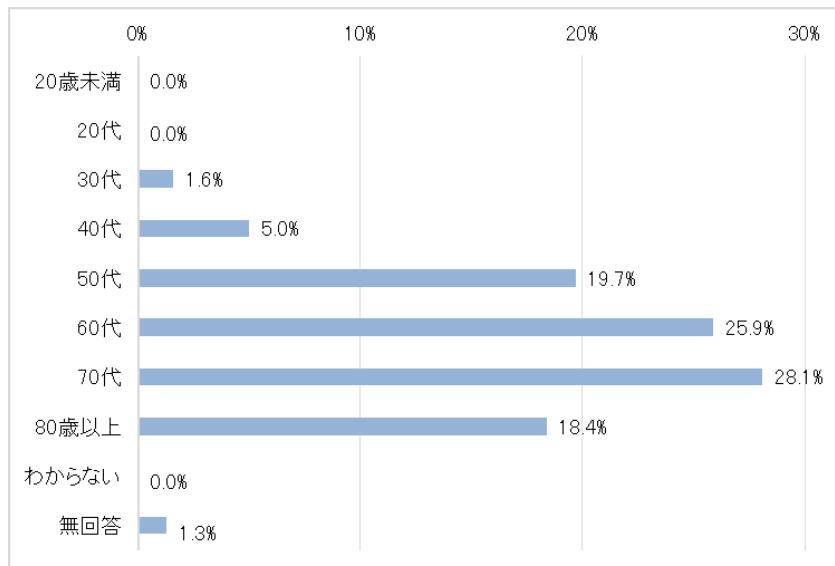


図 主な介護者の年齢

出典：在宅介護実態調査

2 在宅限界点の向上のための支援・サービスの提供体制について

家族介護者が自宅での介護に不安を感じる「在宅限界点」に影響を与える要素として、前回と同様に「排泄」、「認知症状への対応」の2点が挙げられており、これらは依然として在宅限界点に影響する要素であると考えられます。「排泄」は要介護度が重度化するにつれ、不安に感じる割合が高くなっています。「認知症」は、ほぼ全面的介護が必要となる前の段階の「要介護1・2」の介護者が最も不安を感じています。

のことから、引き続き「排泄」、「認知症」の2点に係る家族介護者の不安の軽減を目標とすると共に、地域資源、ケアマネジメント及び多職種連携のあり方等について、関係者間で検討していくことが必要と考えられます。

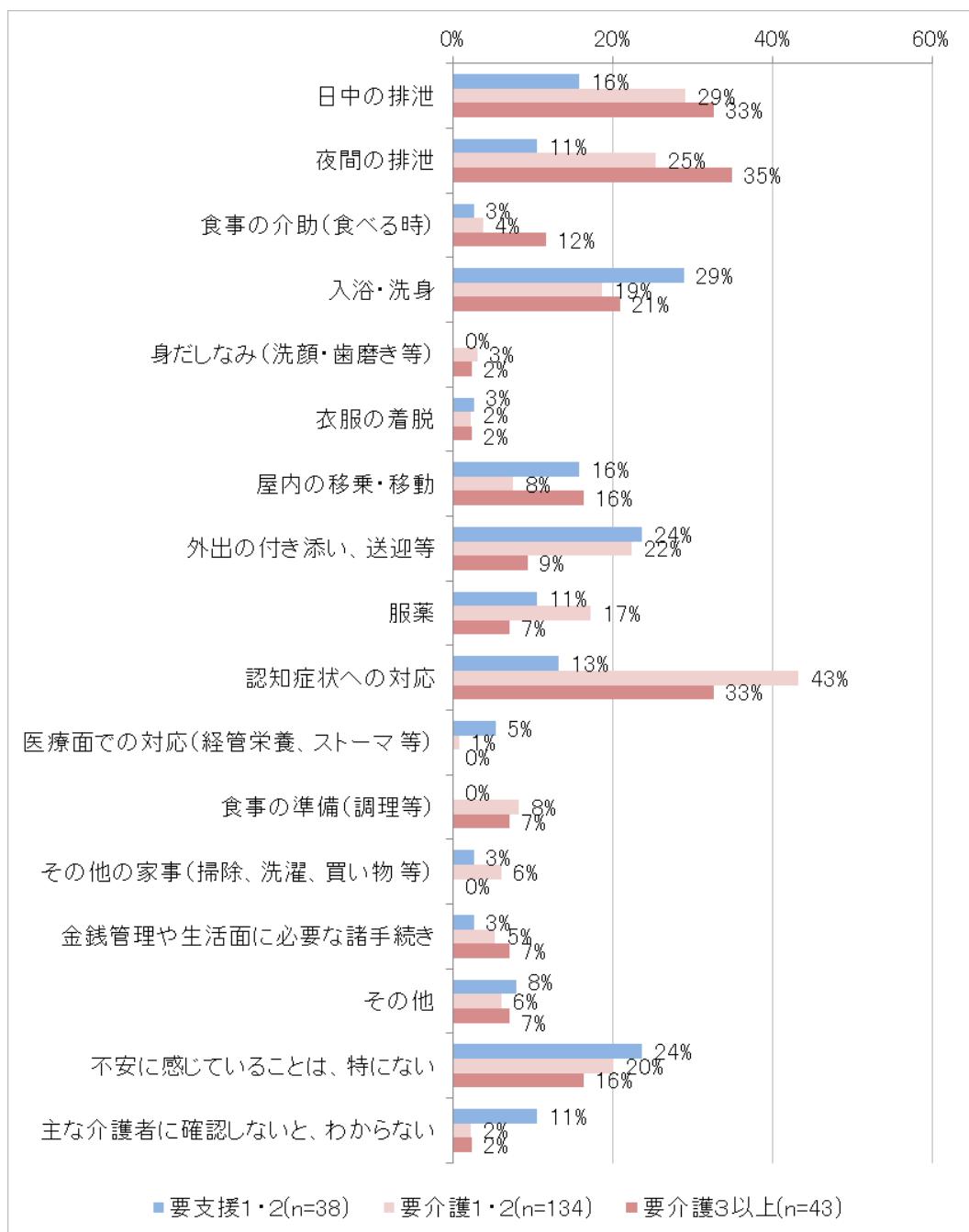


図 要介護度別・介護者が不安に感じる介護

出典：在宅介護実態調査

3 仕事と介護の両立に向けた支援・サービスの提供体制について

主な家族介護者の就労の状況（就労していない→パートタイム勤務→フルタイム勤務）に応じて、家族介護者が行っている割合が低くなる介護は、「日中の排泄」、「入浴・洗身」、「その他家事（掃除、洗濯、買い物 等）」が挙げられ、前回よりも項目数が減少しています。「外出の付き添い、送迎等」、「服薬」、「食事の準備（調理等）」、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」は、就労状況に関わらず割合が高いことが分かります。

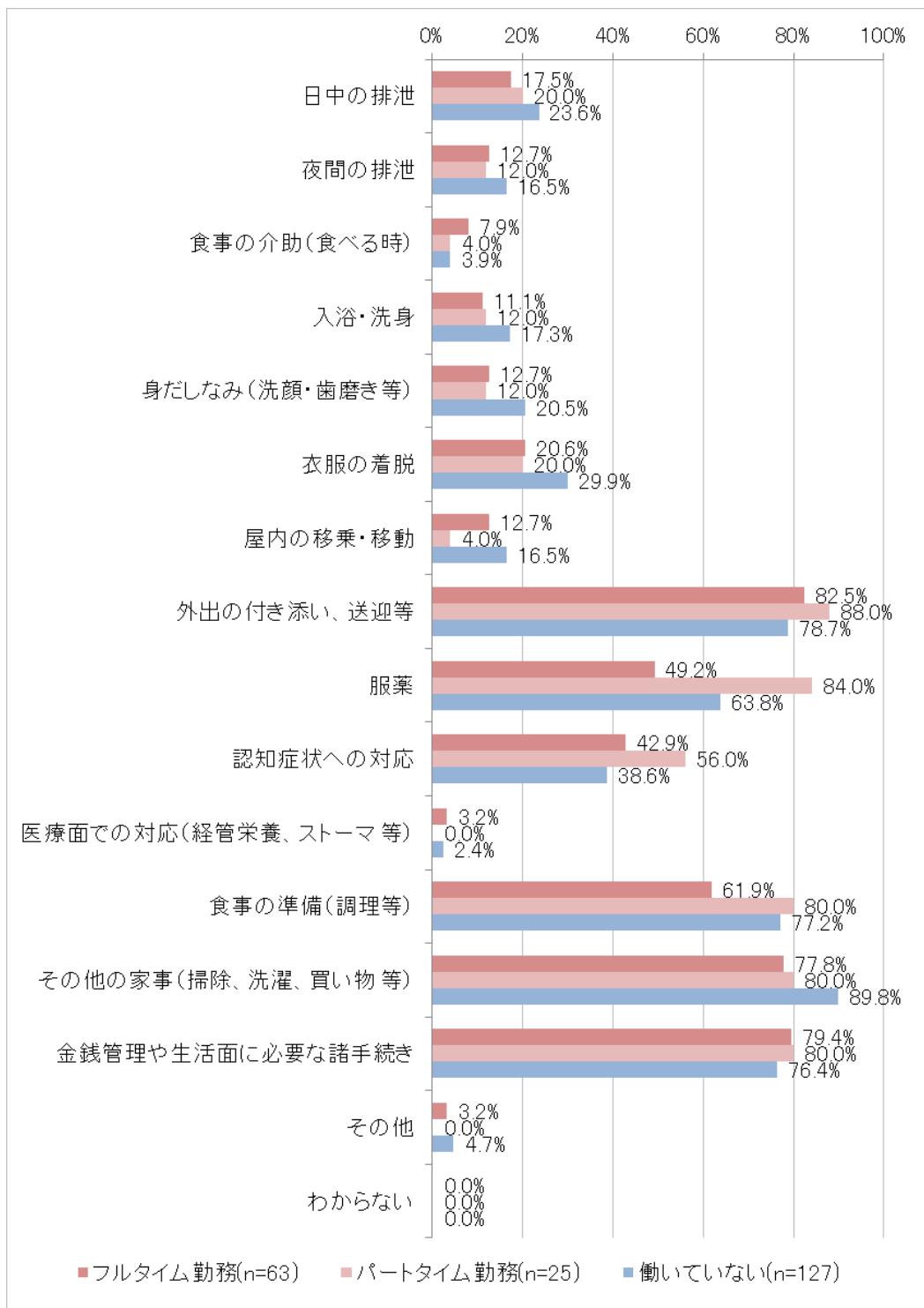


図 就労状況別・主な介護者が行っている介護

出典：在宅介護実態調査

また、「フルタイム勤務」及び「パートタイム勤務」をしている家族介護者が不安に感じる介護について、「認知症への対応」、「排泄」とする割合が高く、前回同様「在宅生活を継続しながらの就労継続」について介護者が可否を判断するポイントとなっています。

家族介護者が就労を継続できるよう、引き続き介護保険外の支援・サービスを含めて、必要となるサービスの整備及び利用促進を行っていく必要があると考えられます。

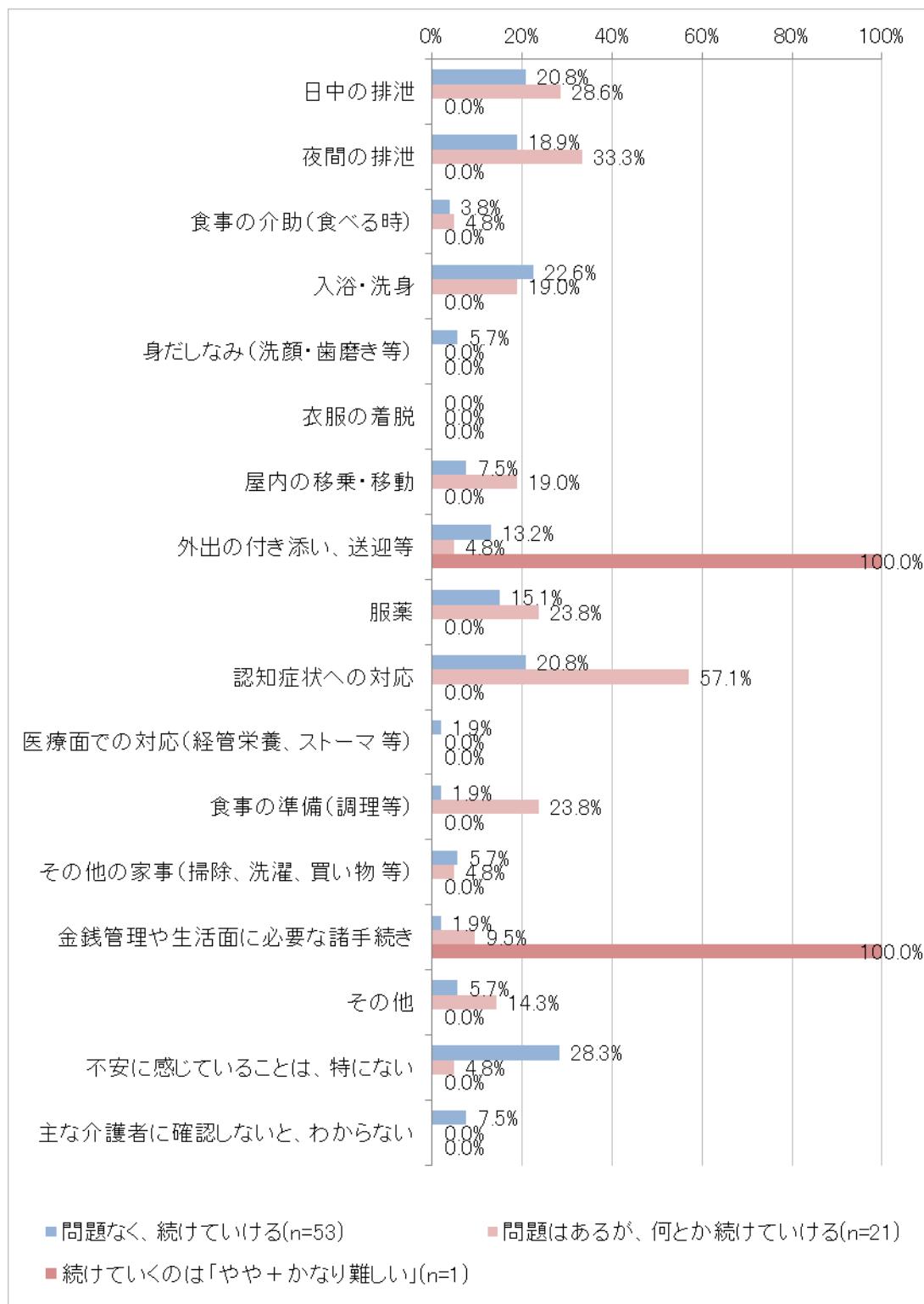


図 就労継続見込み別・介護者が不安に感じる介護(フルタイム勤務+パートタイム勤務)

(注)「続けていくのは「やや+かなり難しい」」の回答が n=1 であることに注意。
出典：在宅介護実態調査

4 保険外の支援・サービスを中心とした地域資源の整備について

保険外の支援・サービスの利用状況は、「単身世帯」で「配食」が28.8%、次いで「見守り、声かけ」が15.4%、「外出同行（通院、買い物など）」が11.5%となりました。また、単身世帯は5割近くが、2人以上の世帯は7割以上が保険外の支援・サービスを利用していないことが分かりました。

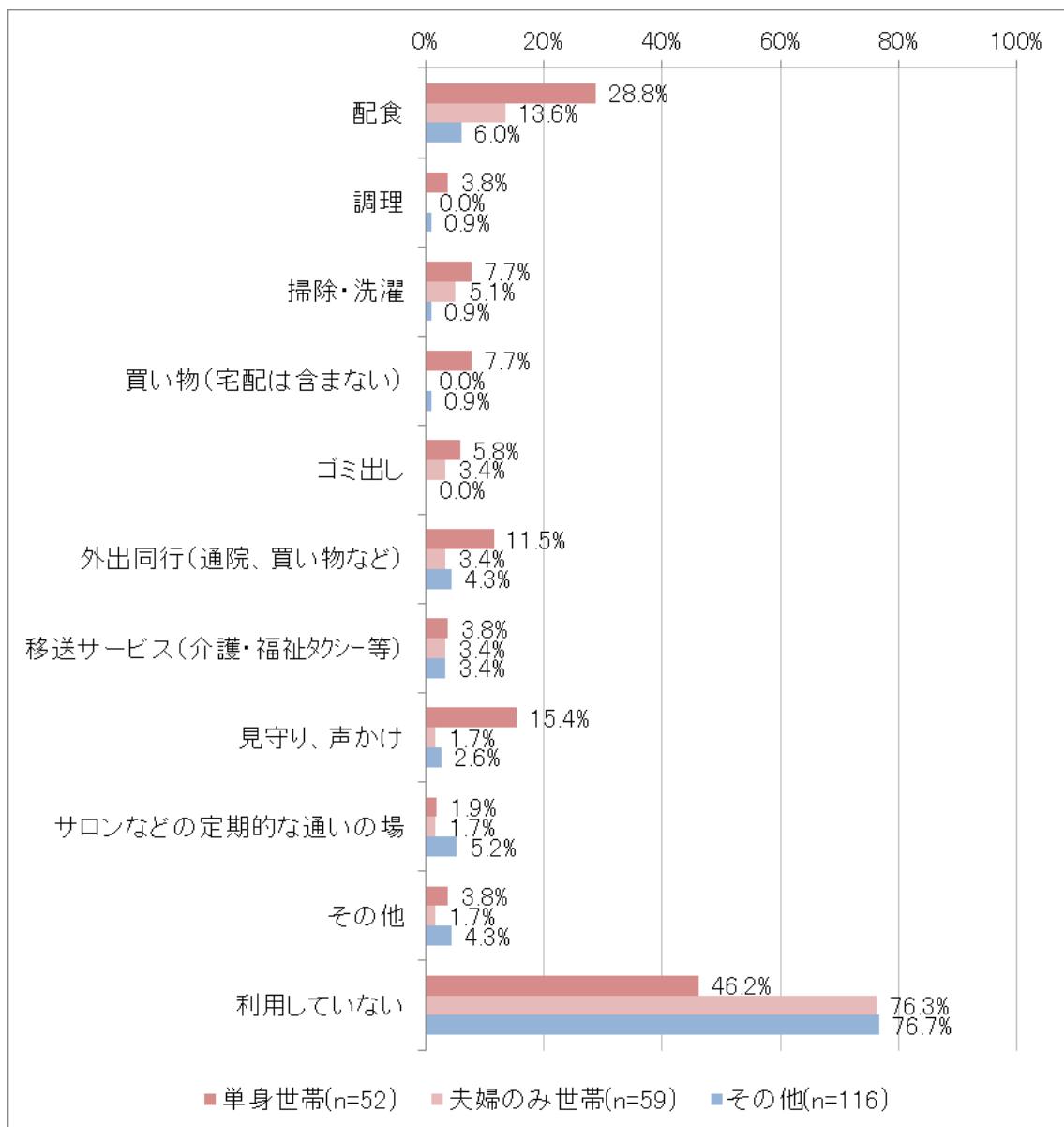


図 世帯類型別・保険外の支援・サービスの利用状況

出典：在宅介護実態調査

また、「在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス」についての質問では、「単身世帯」で「見守り、声かけ」が29.9%、「掃除・洗濯」が28.4%、「配食」が26.9%、「買い物（宅配は含まない）」が25.4%、「ゴミ出し」が25.4%、「外出同行（通院・買い物など）」が22.4%となっています。前回と比較したところ、「単身世帯」では、複数の項目で支援・サービスを必要とする人の割合が増加しています。2人以上の世帯では、支援・サービスを必要とする世帯が2割以下となっており、支援やサービスを必要としている人が少ないことが分かります。

このことから、単身世帯が引き続き在宅生活を継続することができるよう、地域住民や関係機関等との連携による生活支援サービスの創出や活用促進を行うとともに、単身世帯に向けた高齢者福祉サービスの整備・提供を行う必要があると考えられます。

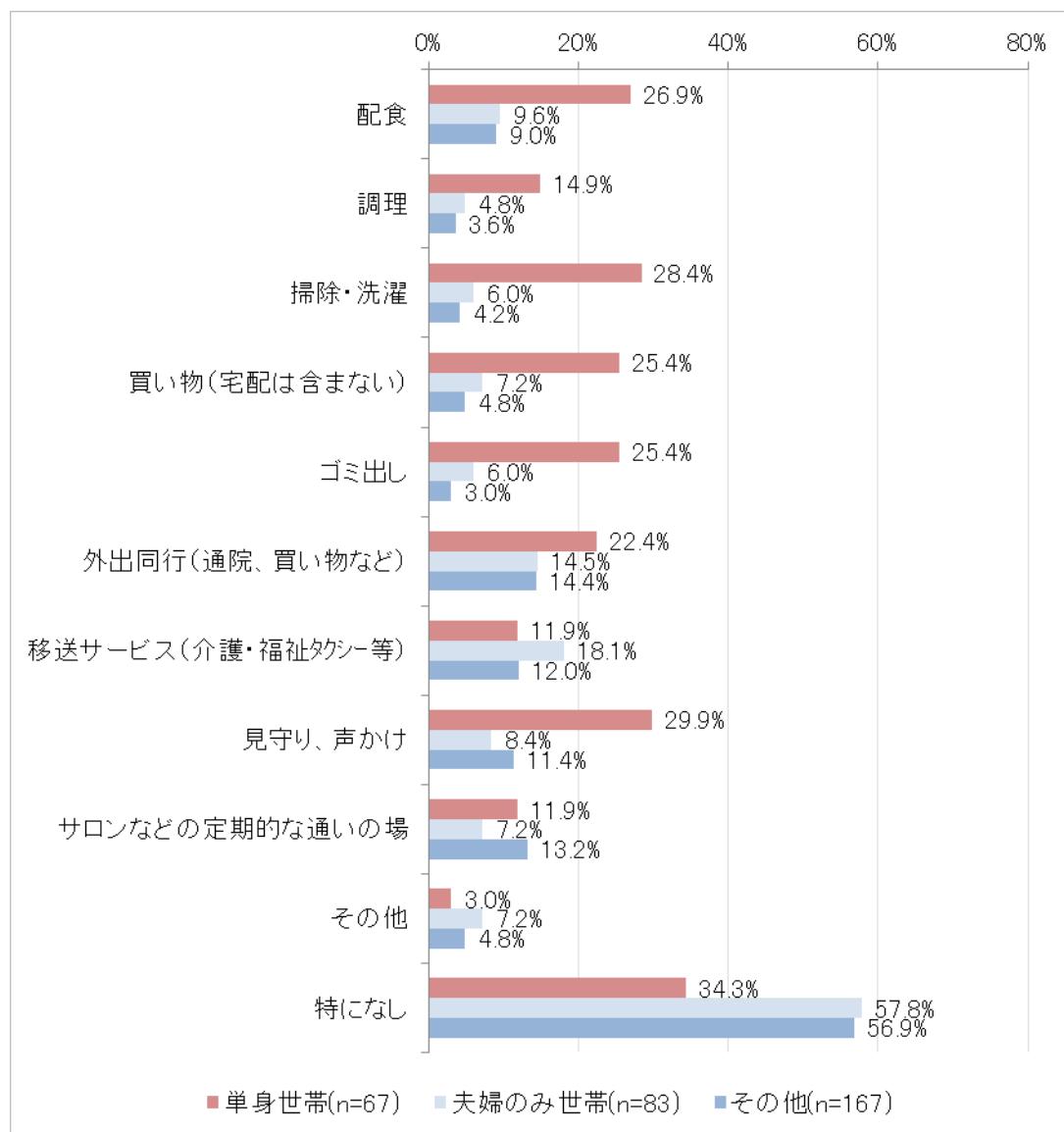


図 世帯類型別・在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス

出典：在宅介護実態調査

5 将来の世帯類型の変化に応じた支援・サービスの提供体制について

高齢者の単身世帯（p. 18 参照）や要介護（要支援）認定者（p. 29 参照）は年々増加していることが分かります。これまでの傾向から今後も増加が予想されるため、単身世帯の在宅療養生活を支えていくための支援・サービスの提供体制の構築が重要となります。

今回の調査結果では、「単身世帯」の方は「訪問系を含む組み合わせ」が 30.8%となつており、前回の調査結果と比較して 15%減少していますが、「夫婦のみ世帯」「その他」と比較すると最も多くなっています。また、「訪問系のみ」では、前回と比較して「単身世帯」が 11.5%増加し、「夫婦のみ世帯」が 19.3%増加、「その他」が 4.0%増加しています。

今後は、すべての世帯が十分な支援・サービスを受けることができるよう、居宅サービス量を確保するとともに、2人以上の世帯の介護者に対して、地域の医療・福祉資源について情報提供を行うことが必要と考えられます。

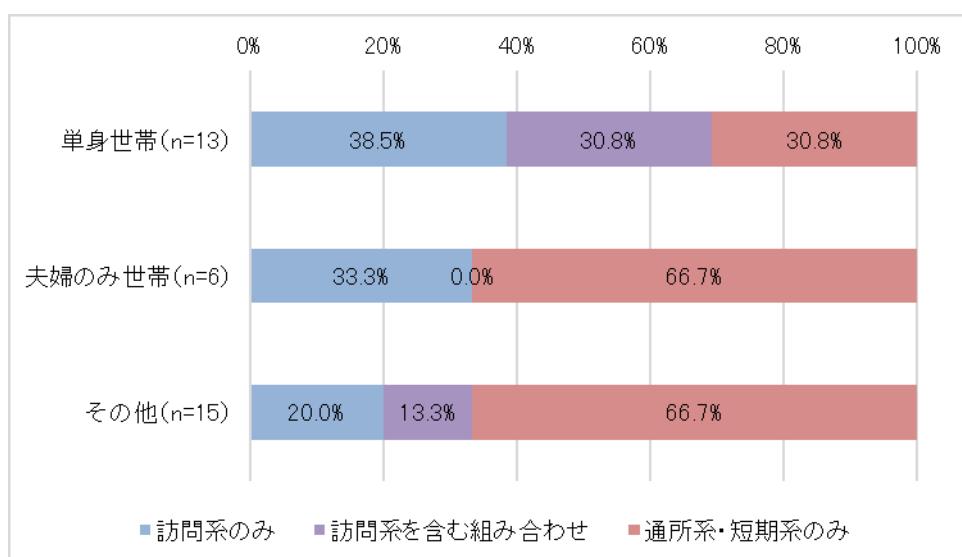


図 世帯類型別・サービス利用の組み合わせ(要介護1・2)

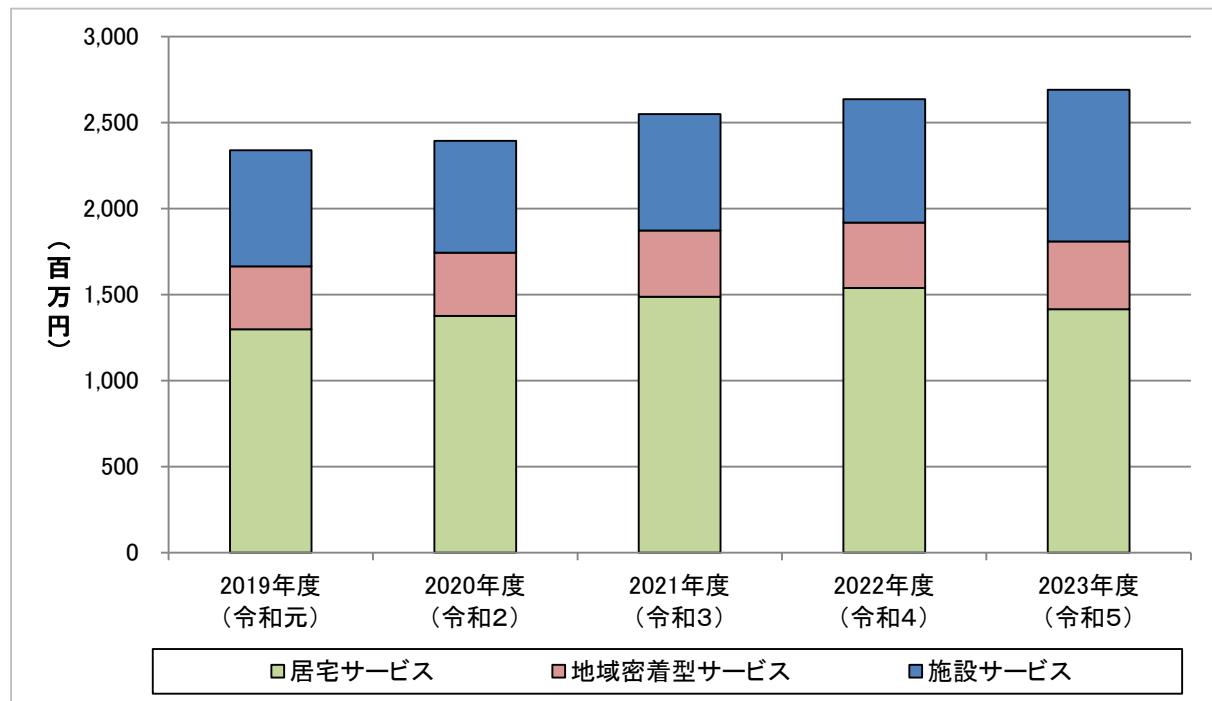
出典：在宅介護実態調査

第5節 介護保険給付費の状況

1 介護保険給付費の推移

2019（令和元）年度以降の介護保険給付費の推移は年々増加しており、2023（令和5）年度では年間26億8,973万円となっています。

サービスの種類ごとの構成比では、「居宅サービス」が最も大きい割合を占めています。伸び率では、「居宅サービス」「地域密着型サービス」は5年間で約1割増加しており、「施設サービス」は5年間で約3割増加しています。



		2019年度 (令和元)	2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)	5年間の 伸び率
居宅サービス	給付費(千円)	1,298,622	1,375,212	1,487,809	1,538,046	1,413,735	109%
	構成比(%)	55.4	57.4	58.4	58.4	52.6	-
地域密着型サービス	給付費(千円)	365,072	368,422	384,663	380,901	393,720	108%
	構成比(%)	15.6	15.4	15.1	14.5	14.6	-
施設サービス	給付費(千円)	674,671	650,323	675,993	716,306	882,275	131%
	構成比(%)	28.9	27.2	26.5	27.2	32.8	-
合 計		2,338,365	2,393,957	2,548,465	2,635,253	2,689,731	115%

図 介護保険給付費の推移

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」

(注)「地域密着型サービス」は、介護保険法に定める地域密着型サービスをいう。

(注)「施設サービス」は、介護保険法に定める施設サービスをいう。

第6節 介護保険サービスの利用状況

1 介護予防サービスの利用状況

要支援認定者を対象とする介護予防サービスの第8期の利用状況について、2023（令和5）年度は、通所リハビリテーションや訪問看護が減少した一方、訪問リハビリテーションや福祉用具貸与・購入費、特定施設入居者生活介護などの増加により、全体として6%程度増加する見込みです。

区分	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5) (見込値)	3年間の 伸び率
介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	0	10	0
	回数(回/月)	0.0	0.1	0.0
	実利用人数(人/月)	0	0.1	0
介護予防訪問看護	給付費(千円)	9,324	9,111	8,823
	回数(回/月)	234.8	223.7	217.1
	実利用人数(人/月)	30	29	29
介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円)	2,970	3,331	3,513
	回数(回/月)	87.8	99.6	102.1
	実利用人数(人/月)	8	9	11
介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円)	1,863	2,176	2,567
	実利用人数(人/月)	15	19	23
介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円)	17,369	14,637	13,152
	実利用人数(人/月)	44	37	33
介護予防短期入所生活介護	給付費(千円)	1,585	1,498	1,400
	日数(日/月)	22.2	19.3	18.2
	実利用人数(人/月)	2	2	2
介護予防短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	24	0	0
	日数(日/月)	0.3	0.0	0.0
	実利用人数(人/月)	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0
	日数(日/月)	0.0	0.0	0.0
	実利用人数(人/月)	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0
	日数(日/月)	0.0	0.0	0.0
	実利用人数(人/月)	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	10,602	11,221	12,961
	実利用人数(人/月)	154	164	182
特定介護予防福祉用具購入費	給付費(千円)	652	736	1,020
	実利用人数(人/月)	3	3	3
介護予防住宅改修	給付費(千円)	4,439	3,444	4,274
	実利用人数(人/月)	4	3	4
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	7,153	9,194	10,804
	人数(人)	8	10	11
介護予防支援	給付費(千円)	10,684	11,155	12,049
	人数(人)	196	202	222
合計	給付費(千円)	66,663	66,514	70,563
				5.8%

(注) 小数点以下の端数処理により、合計等が合わない場合がある。

2 地域密着型介護予防サービスの利用状況

地域密着型サービスは、住み慣れた地域での生活を支えるため、地域の住民に提供されるサービスで、本市内の地域密着型サービス事業所は、原則として、野々市市に住所を有している方のみ利用することができることとなっています。

要支援認定者を対象とする地域密着型介護予防サービスの第8期の合計額は、小規模多機能型居宅介護サービスにおいて、2021（令和3）年度と比較し増加する見込みです。

区分		2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5) (見込値)	3年間の 伸び率
介護予防認知症対応型通所介護	給付費(千円)	0	0	0	—
	回数(回)	0	0	0	—
	人数(人)	0	0	0	—
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	3,049	5,370	3,827	25.5%
	人数(人)	5	8	5	1.7%
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	0	0	0	—
	人数(人)	0.0	0.0	0.0	—
合計	給付費(千円)	3,049	5,370	3,827	25.5%

(注) 小数点以下の端数処理により、合計等が合わない場合がある。

3 居宅サービスの利用状況

要介護認定者を対象とする居宅サービスの第8期の利用状況は、通所リハビリテーションや短期入所生活介護などで減少の一方、訪問介護や訪問リハビリテーション、通所介護で実利用人数、回数及び給付費が増加しています。全体では2023（令和5）年度の給付額の合計は増加となる見込みです。

区分		2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5) (見込値)	3年間の 伸び率
訪問介護	給付費(千円)	427,507	437,807	450,570	5.4%
	回数(回/月)	14,254.3	14,077.8	14,147.7	-0.7%
	実利用人数(人/月)	272	275	279	2.4%
訪問入浴介護	給付費(千円)	5,504	7,173	7,888	43.3%
	回数(回/月)	37.2	47.6	52.0	39.9%
	実利用人数(人/月)	7	8	7	7.7%
訪問看護	給付費(千円)	66,445	69,331	63,945	-3.8%
	回数(回/月)	1,399.9	1,452.8	1,289.9	-7.9%
	実利用人数(人/月)	142	160	159	11.8%
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	3,704	5,090	4,647	25.5%
	回数(回/月)	109.8	153.5	146.8	33.8%
	実利用人数(人/月)	12	14	13	10.6%
居宅療養管理指導	給付費(千円)	48,044	50,759	53,429	11.2%
	実利用人数(人/月)	375	388	390	3.9%
	給付費(千円)	348,813	373,620	409,139	17.3%
通所介護	回数(回/月)	4,154.5	4,584.8	5,000.9	20.4%
	実利用人数(人/月)	350	396	437	24.9%
	給付費(千円)	79,978	69,526	57,579	-28.0%
通所リハビリテーション	回数(回/月)	792.8	719.9	584.2	-26.3%
	実利用人数(人/月)	77	70	58	-24.2%
	給付費(千円)	110,805	111,750	91,953	-17.0%
短期入所生活介護	日数(日/月)	1,213.1	1,217.0	1,018.5	-16.0%
	実利用人数(人/月)	86	87	89	4.1%
	給付費(千円)	3,070	2,108	0	-100.0%
短期入所療養介護 (老健)	日数(日/月)	25.3	17.8	0.0	-100.0%
	実利用人数(人/月)	2	1	0	-100.0%
	給付費(千円)	0	0	0	—
短期入所療養介護 (病院等)	日数(日/月)	0.0	0.0	0.0	—
	実利用人数(人/月)	0	0.0	0	—
	給付費(千円)	0	0	0	—
短期入所療養介護(介護医療院)	日数(日/月)	0.0	0.0	0.0	—
	実利用人数(人/月)	0	0	0	—
	給付費(千円)	67,455	71,820	72,371	7.3%
福祉用具貸与	実利用人数(人/月)	445	473	486	9.3%
	給付費(千円)	1,640	1,522	1,363	-16.9%
特定福祉用具購入費	実利用人数(人/月)	5	5	4	-21.3%
	給付費(千円)	4,245	4,203	3,933	-7.3%
住宅改修費	実利用人数(人/月)	4	4	4	4.3%
	給付費(千円)	128,851	133,470	122,548	-4.9%
特定施設入居者生活介護	実利用人数(人/月)	58	57	51	-11.3%
	給付費(千円)	125,075	133,318	131,556	5.2%
居宅介護支援	実利用人数(人/月)	714	776	773	8.3%
	合計	給付費(千円)	1,421,136	1,471,498	1,470,921
(注) 小数点以下の端数処理により、合計等が合わない場合がある。					

4 地域密着型サービスの利用状況

要介護認定者を対象とする地域密着型サービスの第8期の利用状況は、2021（令和3）年度と比較し、2023（令和5）年度のサービス合計額は増加となる見込みです。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び認知症対応型通所介護の利用はなくなったほか、地域密着型通所介護の利用も減少しましたが、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）の利用が増加しています。

区分		2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5) (見込値)	3年間の 伸び率
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	給付費(千円)	2,881	2,203	0	-100.0%
	人数(人)	1	0.9	0	-100.0%
地域密着型通所介護	給付費(千円)	34,055	32,168	29,286	-14.0%
	回数(回)	367	350	317	-13.7%
	人数(人)	33	28	27	-18.0%
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	1,384	212	0	-100.0%
	回数(回)	10	1.7	0	-100.0%
	人数(人)	1	1	0	-100.0%
小規模多機能型居宅 介護	給付費(千円)	81,835	81,515	81,463	-0.1%
	人数(人)	41	42	41	-1.6%
認知症対応型共同生 活介護	給付費(千円)	258,766	254,734	265,390	4.2%
	人数(人)	85	83	85	2.4%
看護小規模多機能型 居宅介護	給付費(千円)	2,692	4,699	7,160	52.4%
	人数(人)	1	2	2	26.3%
合計	給付費(千円)	266,091	262,198	272,867	2.5%

(注) 小数点以下の端数処理により、合計等が合わない場合がある。

5 施設サービスの利用状況

要介護認定者を対象とする施設サービスの第8期の利用状況は、介護医療院を除いたいずれの施設においても 2021（令和3）年度に比べて 2023（令和5）年度は増加しています。

区分		2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5) (見込値)	3年間の 伸び率
介護老人福祉施設	給付費(千円)	270,083	282,449	308,306	14.2%
	実利用人数(人/月)	89	92	98	10.2%
介護老人保健施設	給付費(千円)	351,355	384,184	374,042	6.5%
	実利用人数(人/月)	108	117	112	3.9%
介護療養型医療施設	給付費(千円)	53,102	49,673	54,891	3.4%
	実利用人数(人/月)	12	11	12	0.7%
介護医療院	給付費(千円)	1,453	0	0	-100.0%
	実利用人数(人/月)	0	0	0	-100.0%
合計	給付費(千円)	675,993	716,306	737,239	9.1%

(注) 小数点以下の端数処理により、合計等が合わない場合がある。

第7節 地域支援事業の状況

1 地域支援事業の状況

地域支援事業は、高齢者が要支援・要介護状態になることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するための事業です。地域支援事業は、「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業」「任意事業」「包括的支援事業（社会保障充実分）」の4事業で構成されています。

(単位：千円)

区分	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5) (見込値)	3年間の 伸び率
地域支援事業	123,277	127,105	130,579	5.9%
介護予防・日常生活支援総合事業	58,329	59,634	61,347	5.2%
介護予防・生活支援 サービス事業費	57,807	58,831	58,812	1.7%
一般介護予防事業	281	355	2,185	677.6%
その他	241	448	350	45.2%
包括的支援事業	42,282	44,386	43,527	2.9%
任意事業	5,448	6,416	8,537	56.7%
包括的支援（社会保障分）	17,218	16,669	17,168	-0.3%

(注) 小数点以下の端数処理により、合計等が合わない場合がある。

2 介護予防・日常生活支援総合事業の状況

介護予防・日常生活支援総合事業とは、全ての高齢者の自立支援に関する取組を推進するための事業であり、2017（平成29）年度から開始しました。

介護予防・生活支援サービスでは、サービスの利用が増加しており、また、一般介護予防評価事業では、フレイル予防に重点をおいた取組と日常生活圏域ニーズ調査の実施により、事業費が増加しています。

(単位：千円)

区分		2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5) (見込値)	3年間の 伸び率
介護予防・生活支援サービス事業	訪問介護相当サービス	給付費（千円）	9,055	10,029	9,578 5.8%
		実利用人数(人/月)	47	51	6.4%
	生活支援相当サービス	給付費（千円）	4,873	4,459	6,847 40.5%
		実利用人数(人/月)	29	26	-3.4%
	通所介護相当サービス	給付費（千円）	32,715	37,164	39,674 21.3%
		実利用人数(人/月)	94	109	119 26.6%
	自立支援通所サービス	給付費（千円）	12,573	10,920	15,818 25.8%
		実利用人数(人/月)	51	43	35 -31.4%
その他	はつらつトレーニング教室	給付費（千円）	2,243	2,189	5,158 130.0%
		実利用人数(人/月)	6	4	3 -50.0%
	介護予防ケアマネジメント	給付費（千円）	6,326	5,884	5,763 -8.9%
合計		67,785	70,645	82,838	22.2%
		審査支払手数料	202	176	210 4.0%
		高額介護予防サービス相当費	67	182	210 213.4%
合計		269	358	420	56.1%

(注) 小数点以下の端数処理により、合計等が合わない場合がある。

(単位：千円)

区分		2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5) (見込値)	3年間の 伸び率
介護予防普及啓発事業		102	30	120	17.6%
地域介護予防活動支援事業		43	28	241	460.5%
一般介護予防評価事業		0	0	1,562	-
地域リハビリテーション活動支援事業		139	88	136	-2.2%
合計		284	146	2,059	625.0%

(注) 小数点以下の端数処理により、合計等が合わない場合がある。

3 包括的支援事業の状況

包括的支援事業は、地域包括支援センターの運営、在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業などを包括的に行う事業です。

2023（令和5）年度においては市に事務補助員を配置したことにより、総合相談事業が増加しました。

（1）包括的事業

（単位：千円）

区分	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5) (見込値)	3年間の 伸び率
総合相談事業	188	190	2,257	1100.5%
地域包括支援センター運営費	43,167	43,179	45,722	5.9%
権利擁護事業	58	57	92	58.6%
合計	43,413	43,426	48,071	10.7%

（注）小数点以下の端数処理により、合計等が合わない場合がある。

（2）包括的事業（社会保障充実分）

（単位：千円）

区分	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5) (見込値)	3年間の 伸び率
在宅医療・介護連携推進事業	7,162	7,267	7,428	3.7%
生活支援体制整備事業	3,025	3,020	3,111	2.8%
認知症初期集中支援推進事業	3,283	3,055	3,377	2.9%
認知症地域支援・ケア向上事業	3,006	3,006	4,070	35.4%
地域ケア会議	110	200	223	102.7%
合計	16,586	16,548	18,209	9.8%

（注）小数点以下の端数処理により、合計等が合わない場合がある。

4 任意事業の状況

任意事業は、地域の実情に応じて独自に実施する事業です。

介護給付費適正化事業の取組を強化、家族介護支援事業の「認知症高齢者見守りネットワーク」や「自立支援型ショートステイ」の利用者の増加、高齢者成年後見制度利用支援事業、地域自立生活支援事業の「ほっと安心（配食）サービス」の利用者の増加に伴い、事業費が増加しています。

（単位：千円）

区分	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5) (見込値)	3年間の 伸び率
介護給付費適正化事業	849	831	921	8.5%
家族介護支援事業	235	308	553	135.3%
その他事業	9,211	9,208	10,854	17.8%
高齢者成年後見制度利用支援事業	801	516	1,340	67.3%
福祉用具・住宅改修事業	0	0	6	600.0%
認知症サポーター養成事業	1	0	3	200.0%
地域自立生活支援事業	8,409	8,692	9,505	13.0%
合計	10,295	10,347	12,328	19.7%

（注）小数点以下の端数処理により、合計等が合わない場合がある。

第3章 第8期計画の評価と課題

第3章 第8期計画の評価と課題

第1節 第8期計画の重点的な取組

第8期計画では、5つの基本方針に基づく基本施策により、事業を推進しました。

本章では、これらを含めた実施内容に対して評価を行い、第9期計画の実施方針を定める上での課題を抽出しています。

予防

健康づくりと介護予防・自立支援の推進

- ・健康づくりの推進
- ・多様な集いの場づくり
- ・介護予防の推進

介護

サービスの充実・強化

- ・サービスの量の確保
- ・サービスの質の確保
- ・多様なサービスの提供
- ・地域包括支援センターの機能強化
- ・人材の確保及び介護者への支援
- ・介護給付の適正化

医療

在宅医療の推進・介護との連携強化

- ・在宅医療・介護連携の推進
- ・リハビリテーションサービス提供体制の構築
- ・総合的な認知症施策の推進

生活支援

日常生活を支援する取組の推進

- ・地域の支え合いの推進
- ・生活支援サービスの充実
- ・高齢者虐待防止と権利擁護

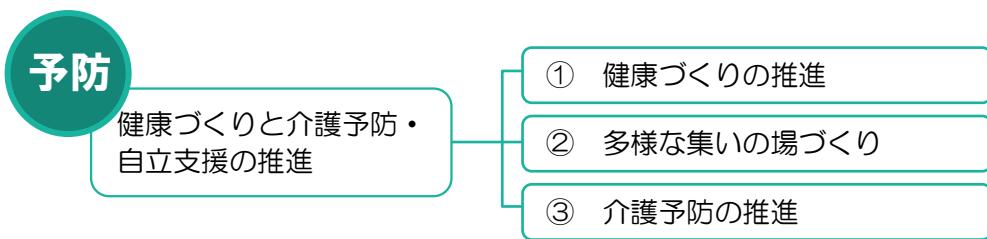
住まい

安心して暮らせるまちづくり

- ・高齢者の住まいの確保
- ・災害及び感染症等への備え
- ・安全安心のまちづくり

第2節 第8期計画の進捗状況と評価

1 【予防】健康づくりと介護予防・自立支援の推進



第8期計画の実施内容及び評価

①健康づくりの推進：生活習慣病の発症予防、重症化予防のため、健診結果の見方の資料配布や訪問指導、医療機関の受診勧奨等を行いました。糖尿病の重症化予防について、重点的に対策を行いました。

②多様な集いの場づくり：住民主体で運営している地域サロン等への活動支援として、地域包括支援センター職員や理学療法士等が体力測定や、ののいちおたっしゃ体操の指導等を行いました。第8期の期間中に、新型コロナウイルス感染症が発生し、休止や廃止された通いの場があり、集う場が減少しています。

老人クラブ活動については、広報やSNSで周知を図るなど、加入促進や運営に対する支援を行いました。

③介護予防の推進：フレイル予防や改善のための講座を開催しました。ののいちおたっしゃ体操の普及や熱中症予防の講話、体力測定など介護予防教室も別に開催したほか、大学や民間企業の協力によるフレイル予防教室も開催しました。

また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に向けて、府内の関係部署や地域包括支援センターとともに、高齢者の生活習慣病予防や、健康状態不明者の実態把握等を行ったほか、フレイル予防教室を開催しました。

いきがいセンターでは、閉じこもりがちな高齢者が、体操や趣味活動などに取り組み、いきがいのある生活が継続できるよう支援しており、利用者数は横ばいで推移しています。

成果指標

取組内容	指標	区分	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5) (見込み)
通いの場支援事業	通いの場数	計画値	39	41	43
		実績値	37	38	36
介護予防事業の実施	フレイル予防 講座の開催数	計画値	20	25	30
		実績値	6	38	34

第9期計画に向けた課題

- ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施「ののいち健康長寿プロジェクト」の体制を強化し、生活習慣病重症化予防や健康状態不明高齢者の把握、フレイル予防教室を継続する必要があります。
- ・フレイル予防教室や健康づくりは、幅広い対象者に普及啓発していくことが求められています。
- ・多様な集いの場づくりでは、休止や廃止した通いの場の再開や、新規の通いの場の立ち上げ支援を強化していく必要があります。
- ・高齢者が自主的に活動し、介護予防に取り組めるよう、活動の場づくりや活動の充実に対する支援を継続する必要があります。
- ・いきがいセンター御経塚での介護予防の取組強化を行う必要があります。

2 【介護】サービス提供体制の充実・強化



サービス提供体制
の充実・強化

- ① サービスの量の確保
- ② サービスの質の確保
- ③ 多様なサービスの提供
- ④ 地域包括支援センターの機能強化
- ⑤ 人材の確保及び介護者への支援
- ⑥ 介護給付の適正化

第8期計画の実施内容及び評価

①サービスの量の確保：サービス利用者数及び待機者数の状況把握に努めました。

②サービスの質の確保：サービスの質の向上、高齢者虐待の予防及び早期発見等を目的として、本市が指導監督する地域密着型サービス事業者及び居宅介護支援事業所に対し、計画的に運営指導及び集団指導の実施、市内にある高齢者施設を対象とした高齢者虐待防止に関する研修を実施しました。

また、原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰の影響によりサービス事業者が負担する費用の一部を補助し、安定的な介護サービス等を提供できるよう支援しました。

③多様なサービスの提供：介護サービスの整備計画のとおり、定期巡回・随時対応型訪問介護看護は 2023（令和 5）年 10 月からサービスの提供を開始、看護小規模多機能型居宅介護は 2024（令和 6）年度サービスの提供開始に向けて準備しています。

④地域包括支援センターの機能強化：高齢者の身近な相談窓口として、2016（平成 28）年 10 月から地区地域包括支援センターを 3 か所設置しています。地域の高齢者等に対して、地域包括支援センターが身近な相談窓口であることが周知されてきており、相談件数が増加しています。一方で、相談内容が複雑化しており、市の他課や基幹相談センター、認知症初期集中支援チームなどと連携し対応するケースが増えています。

上記を踏まえ、地域包括支援センターで実施している業務や人員体制について定期的に点検確認し、地域包括支援センター運営協議会で評価を行いました。運営協議会での意見を踏まえて運営方針を見直し、業務の質の向上を図りました。また、自立支援を目的とした地域ケア会議を定期的に開催し、地域の関係者や医療介護等の専門職とともに、在宅生活を継続するための支援方法について検討を行いました。

⑤人材の確保及び介護者への支援：介護保険事業所の人材確保の状況等を把握し、人材育成に向けた情報提供を実施し、さらに、介護人材が不足する原因や改善のためのアイデアについて、当事者である介護従事者からの意見を募集しました。

また、介護に取り組む家族等の相談窓口として地域包括支援センターの周知に取り組みました。

⑥介護給付の適正化：市職員による要介護認定調査の実施、ケアプランや介護報酬請求内容等の点検、介護保険料の納付促進の周知等に取り組みました。

成果指標

取組内容	指標	区分	2021 年度 (令和 3)	2022 年度 (令和 4)	2023 年度 (令和 5) (見込み)
運営指導 (地域密着型サービス事業所)	実施事業所数 (ヶ所)	計画値	2	2	2
		実績値	2	2	2
運営指導 (居宅介護支援事業所)	実施事業所数 (ヶ所)	計画値	3	3	3
		実績値	0	2	3
集団指導 (地域密着型サービス事業所)	開催回数 (回)	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	1
集団指導 (居宅介護支援事業所)	開催回数 (回)	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	1
地域ケア会議の実施	検討件数 (件)	計画値	42	45	48
		実績値	27	33	32
ケアプランの点検	点検件数 (件)	計画値	550	600	650
		実績値	271	326	350
住宅改修の点検	点検件数 (件)	計画値	95	100	105
		実績値	85	84	80
医療情報の突合・縦覧点検	突合・ 点検件数 (件)	計画値	3,200	3,400	3,600
		実績値	2,862	3,034	3,300
高齢者虐待防止研修会の開催	開催回数 (回)	計画値	2	2	2
		実績値	1	1	0

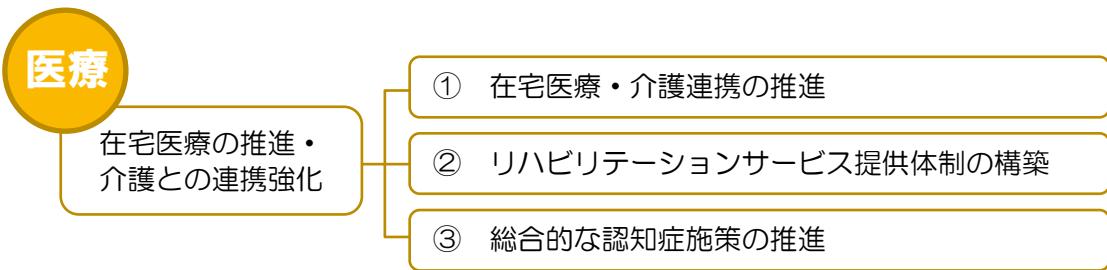
地域ケア会議で検討されることの多い内容

- ・加齢による筋力低下などからフレイルの状態になり、閉じこもりや認知機能の低下がみられ要介護（要支援）状態に陥っている。
- ・危険な運転が見られる高齢運転者への対応について、自主返納の促し方に困っている。
- ・民生委員など地域の関係者が、精神症状のある高齢者に対しどのように対応すれば良いか分からず困っている。

第9期計画に向けた課題

- ・今後も高齢者数及び要介護（要支援）認定者の増加が見込まれていることから、引き続きサービス利用者数及び待機者数の状況の把握に努め、必要なサービスの量を確保していく必要があります。
- ・介護サービスの質の維持、向上を継続する必要があるため、サービス事業所への運営指導の実施や高齢者虐待の防止に関する周知が必要です。
- ・就労している家族介護者の相談及び支援体制の充実を図るとともに、介護離職リスクのある家族等の把握を行う必要があります。
- ・地域包括支援センターの事業実施状況等について、今後も定期的に点検・評価を行い、必要な改善を図っていく必要があります。また、地域包括支援センターの課題を踏まえ、機能強化策の検討を行っていく必要があります。
- ・地域の関係者や医療介護等の専門職の協力のもと、高齢者個人の生活課題だけではなく、その高齢者のがより良くなるよう、地域ケア会議を充実させていく必要があります。
- ・ケアプラン点検については、要介護認定者数の増加により、点検件数の増加が見込まれるため、対応とケアプランの質をどのように担保していくかを検討していく必要があります。

3 【医療】在宅医療の推進・介護との連携強化



第8期計画の実施内容及び評価

①在宅医療・介護連携の推進：地域の医療・介護関係者や、地域包括支援センター等からの相談窓口として、在宅医療・介護連携支援センターを設置するとともに、在宅医療・介護の連携を支援するコーディネーターを配置しました。

また、市民への在宅医療・介護に関する普及啓発を行ったほか、在宅医療・介護連携の課題と対応策を検討するため、在宅医療・介護連携推進協議会を開催しました。

野々市訪問看護ステーションを在宅医療に必要な連携を担う拠点として選定し、関係機関の調整や連携体制の構築に向けた取組を始めています。

②リハビリテーションサービス提供体制の構築：リハビリテーション専門職や管理栄養士が自立支援に向けた地域ケア会議に参加し、ケアマネジメント支援を行いました。

また、地域サロンやいきがいセンター等において、参加者の運動機能の評価を行うほか、職員に対し自立支援に向けた関わり方の指導を行いました。

③総合的な認知症施策の推進：専門医療機関へ認知症初期集中支援チームを委託し、認知症高齢者及びその家族等に対し、専門的な支援ができるよう体制整備を行いました。また、地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症に関する相談対応や多職種向けの研修会の開催、地域での認知症高齢者の見守り体制づくりとしての認知症サポート養成講座などを行いました。

さらに、石川中央圏域において、認知症高齢者等地域見守りネットワーク事業を推進し、行方不明の恐れのある方への見守り対策を強化しました。

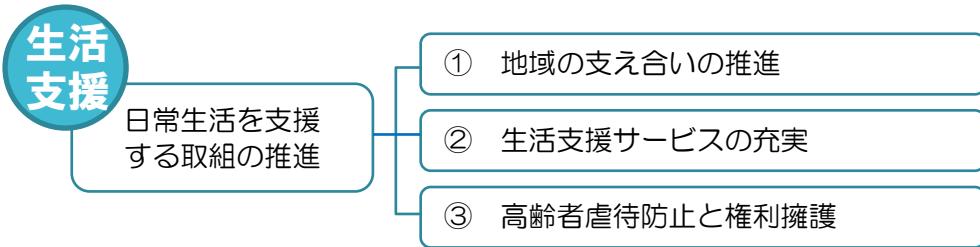
成果指標

取組内容	指標	区分	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5) (見込み)
市内リハビリテーション専門職との連携会議の開催	開催回数 (回)	計画値	1	2	2
		実績値	1	1	1
認知症サポーター	サポーター数 (延人数)	計画値	5,250	5,600	5,950
		実績値	4,962	5,137	5,338
認知症サポーター養成講座	開催回数 (回)	計画値	12	15	15
		実績値	5	9	10

第9期計画に向けた課題

- 本市における在宅医療・介護の現状を把握し、課題を明確にすることで、関係者への研修や関係者間の情報共有ツールの作成・活用を進めていきます。また、地域住民に在宅医療・介護についての普及・啓発を行い、理解を促進していく必要があります。
- 2024（令和6）年1月に認知症基本法が施行されました。認知症に関する理解を深めることができるよう、引き続き普及・啓発を行っていきます。また、認知症本人が参加できる支援体制を整えていく必要があります。

4 【生活支援】日常生活を支援する取組の推進



第8期計画の実施内容及び評価

①地域の支えあいの推進：第2層生活支援コーディネーターを地域包括支援センターに配置し、社会福祉協議会の地区ネットワーク会議に参加し、地域で不足しているサービス等の検討を行いました。

市に配置している第1層生活支援コーディネーターは、第2層生活支援コーディネーターの活動を支援するため定例会を開催しました。定例会では市、地域包括支援センター、社会福祉協議会で把握したデータや、高齢者が抱える課題の分析、活動方針の策定、進捗管理、改善点等を三者で継続的に検討しました。

②生活支援サービスの充実：配食サービス、電磁調理器等の日常生活用具購入に対する助成、紙おむつ購入助成券の交付等により、安心して高齢者が生活できるよう支援しました。

また、高齢者の見守りについて、緊急通報装置の機能に24時間体制で看護師等の資格を持つスタッフによる相談機能や熱中症予防警戒アラート、災害時の避難情報提供など、高齢者見守りあんしんシステム事業としての拡充を図りました。

大雪時の避難路の除雪にかかる費用の一部を助成し、高齢者の生活の安全確保及び経済的負担の軽減を図りました。

③高齢者虐待防止と権利擁護：高齢者虐待については、同居家族が精神疾患を有するなど、複雑な背景を抱える事例の増加に伴い、解決に向けて関係部署や関係機関と連携し対応する事例が増加しています。

認知症等が理由で、判断能力が低下した高齢者等に対して地域包括支援センターと共に相談対応や利用支援を行い、身寄りのない高齢者に対しては親族に代わって成年後見人等の審判の申し立てを行いました。

成果指標

取組内容	指標	区分	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5) (見込み)
生活支援コーディネーター 第1層協議体	開催数	計画値	3	3	3
		実績値	2	1	3
生活支援コーディネーター 第2層協議体	開催数	計画値	6	6	6
		実績値	4	19	10
ひとり暮らし等高齢者登録	登録人数 (人)	計画値	570	585	600
		実績値	621	623	650
紙おむつ購入助成	交付人数 (人)	計画値	520	550	580
		実績値	544	578	590
寝具洗濯乾燥・理美容サービス	交付人数 (人)	計画値	170	180	190
		実績値	191	163	170
外出支援サービス	交付人数 (人)	計画値	390	410	430
		実績値	409	445	450
日常生活用具購入費助成	助成人数 (人)	計画値	3	4	5
		実績値	1	2	2
見守りあんしんシステム利用料助成	助成人数 (人)	計画値	90	110	130
		実績値	66	69	75
ほっと安心サービス(配食)	配食数 (食)	計画値	27,000	28,700	30,500
		実績値	29,246	31,307	30,640
成年後見制度に関する相談件数	件数	計画値	5	6	7
		実績値	5	11	15
成年後見の市長申立て件数	件数	計画値	3	3	3
		実績値	1	6	3
高齢者虐待に関する相談件数	件数	計画値	20	20	20
		実績値	12	22	30

第9期計画に向けた課題

- ・地域住民や関係機関等と連携しながら、地域で支え合う仕組みや介護保険制度で対応できない生活支援を充実させていく必要があります。
- ・複雑な背景を抱える高齢者虐待事例の解消に向け、関係部署や関係機関との連携をさらに強化する必要があります。
- ・介護が必要な状態となっても、住み慣れた自宅で要介護認定者の日常生活支援や介護者の負担軽減を継続する必要があります。しかし、要介護認定者数の増加や物価高騰等により、年々負担が増加していくことが想定されるため、支援内容等を見直す必要があります。

5 【住まい】安心して暮らせるまちづくり



第8期計画の実施内容及び評価

①高齢者の住まいの確保：定期的に介護保険施設や有料老人ホーム等の生活の場に関する情報を収集し、相談や問い合わせに対し情報提供を行いました。

また、自宅の生活環境を整えるための住宅リフォームや入浴補助用具等の購入に関する情報提供や助成を行いました。

②災害及び感染症等への備え：高齢者施設で災害や感染症発生時の行動マニュアルを作成し、対策の徹底を図るとともに、災害等が発生した場合であっても、介護サービスが安定的・継続的に提供できるように、介護サービス事業者へ業務継続計画（BCP）の策定の支援を行いました。

また、市内の地域密着型サービス事業者の防災・減災対策を推進するため、整備事業の支援を行いました。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、高齢者及び高齢者施設に対しマスク等を配布、高齢者施設における感染状況の把握などを行いました。

避難行動要支援者の名簿を町内会等へ配布し、避難所ごとに開催されている避難区防災会において整備済みの町内会の取組を紹介するなど個別計画の作成を支援するとともに、新たに人工呼吸器等の非常電源を常時必要とする人を対象とした福祉避難所を増設し、「福祉避難所開設・運営マニュアル」を改正しました。

③安全安心のまちづくり：複雑・巧妙化する消費者トラブルから高齢者を守るため、民生員定例会の際などに実際にあった相談事例を紹介し、被害防止のための情報提供を行いました。

また、特殊詐欺事件の被害を未然に防止するため、自動通話録音装置などの機能が備わった機器の購入に対して補助を行いました。

高齢者の交通事故を未然に防ぎ、公共交通機関の利用を促進するため、運転免許証を自主返納した高齢者に対し自動車に代わる交通機関の利用券を交付しました。

成果指標

取組内容	区分	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5) (見込み)
個別計画策定町内会数	計画値	12	14	17
	実績値	11	17	20

第9期計画に向けた課題

- ・施設に関する情報提供を適切に行っていけるよう、今後も定期的に情報収集を行っていく必要があります。
- ・災害時の避難などに支援が必要な人の個別避難計画の作成について、作成が困難な町内会への支援をしていきます。
- ・災害発生時において、福祉避難所の円滑な運営が図れるよう、他の福祉避難所においても訓練を実施していく必要があります。
- ・高齢者の増加及び感染症予防の観点から福祉避難所を増設し、災害時の運営体制を整備していく必要があります。
- ・高齢者の消費者被害やトラブル等を未然に防ぐため、引き続き情報発信や情報共有に取り組む必要があります。

第4章 計画の基本目標と基本施策

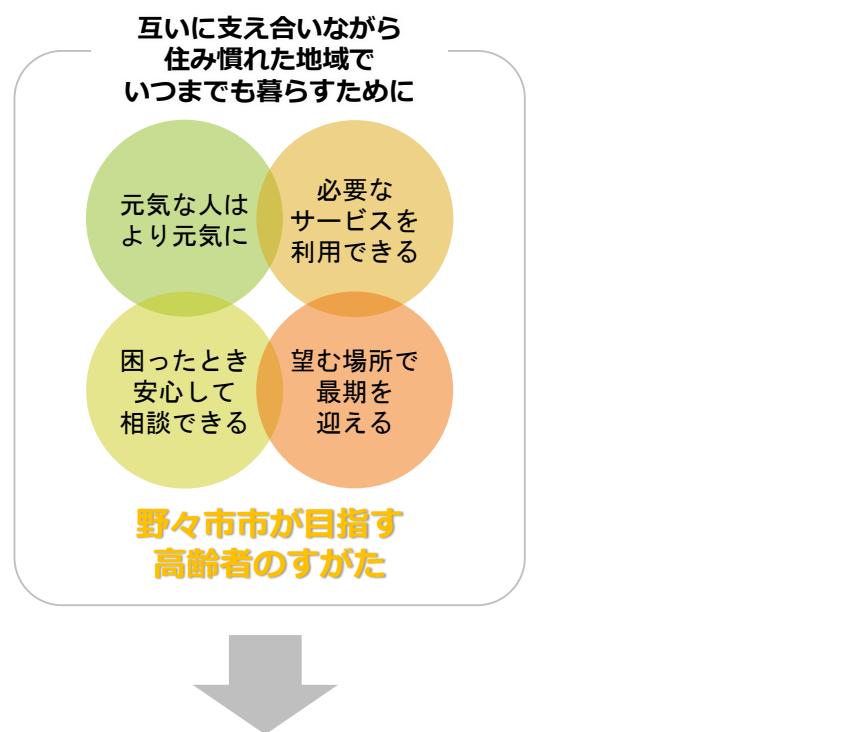
第4章 計画の基本目標と基本施策

第1節 本市が目指す高齢者のすがたと第9期での取組方針

第9期計画では、地域共生社会の実現に向けて、保健事業と介護予防を一体的に実施することで、「元気な人はより元気に」生活できるよう支援し、効果的・効率的に介護・医療サービスを利用できる環境を整備することで、必要なサービスを利用できる体制を整えます。また、生活支援サービスの基盤と安心して暮らせる住居の整備によって、「困ったとき安心して相談できる」環境を構築し、在宅医療・介護連携を推進することで、高齢者が望む場所で最期を迎えることができる環境を整えます。

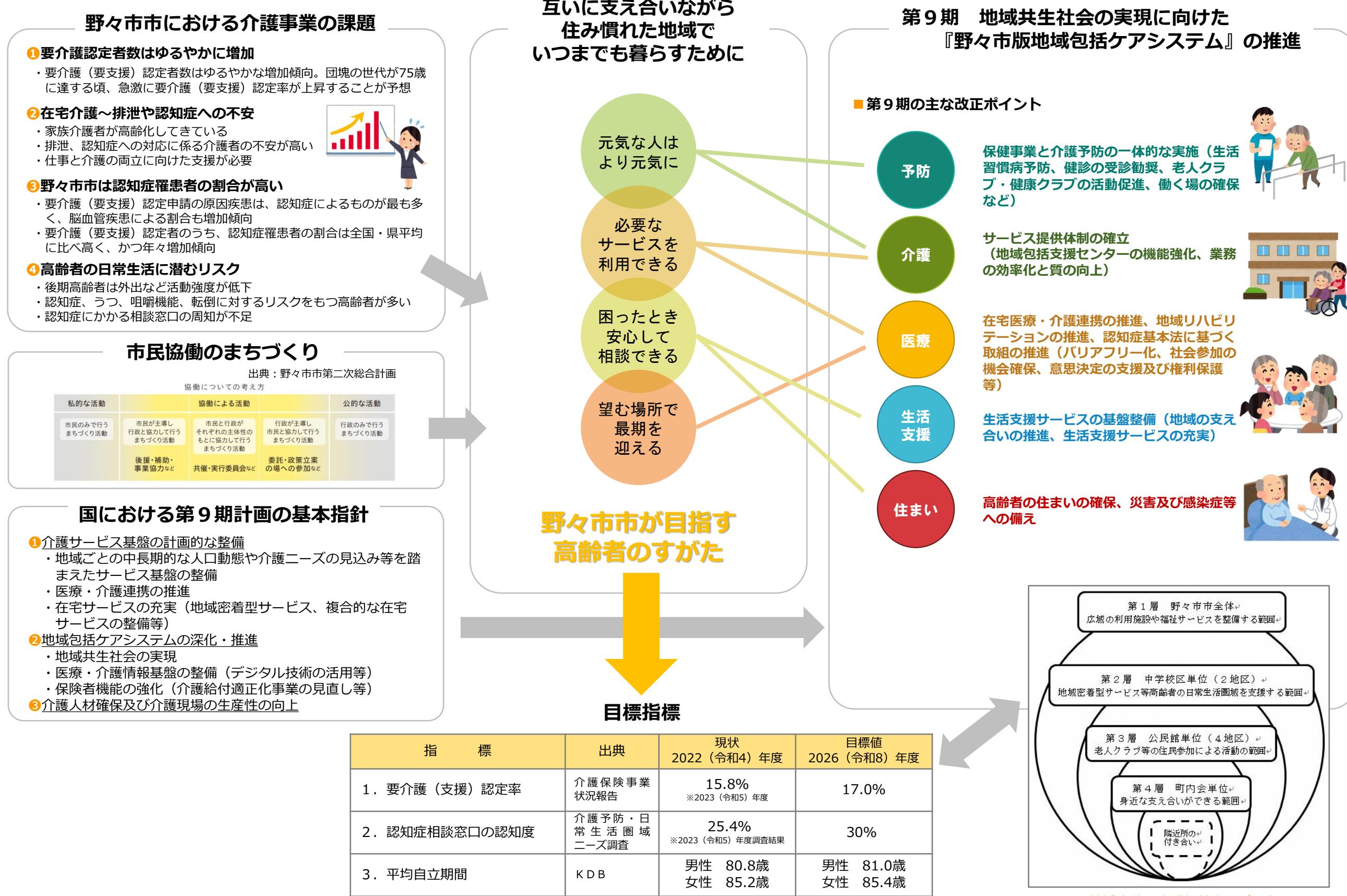
これらを本市、関係機関、地域住民が連携し、地域全体で介護福祉をサポートすることで、互いに支え合いながら住み慣れた地域でいつまでも暮らすことのできる社会を目指します。

上記を踏まえ、4つの柱を本市が目指す高齢者のすがたとして掲げ、基本目標と基本施策を定めます。



基本目標 地域共生社会の実現に向けた『野々市版地域包括ケアシステム』の推進







第2節 健康づくりと介護予防・自立支援の推進

施策目標

要介護又は要支援になることを予防するため、生活環境の整備及び地域づくり等の取組を支援するとともに、生きがいを持って生活できる地域の実現を目指します。

重点施策

- ・フレイル予防の普及、啓発を行います。
- ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組みます。
- ・高齢者の健康づくりや介護予防の身近な拠点として、多様な通いの場の活動を支援し、利用を促進します。

1 健康づくりの推進

展開エリア (p. 10 参照)	第1層：野々市市全体	第2層：中学校区単位（2地区）
	第3層：公民館単位（4地区）	第4層：町内会単位（54地区）

（1）生活習慣病予防の普及・啓発

生活習慣病の予防に関する普及・啓発を行います。特に高血圧や糖尿病は、介護認定の原因疾患で上位を占める認知症や脳血管疾患と関係が深いため、受診勧奨や適切な服薬管理等について助言・指導を行います。生活習慣病予防には、特定健診や特定保健指導を活用し、高齢期になる前の取組に力を入れていきます。

（2）訪問指導の実施

自宅を訪問し、生活習慣等の相談に応じます。また、改善が必要な方に対し、健康管理の助言等を行います。

（3）健康教室の開催

町内会、老人クラブ等を対象に、健康に関する教室を行います。特に、健診の受診勧奨を行い、認知症や脳血管疾患を引き起こす要因の一つである高血圧、糖尿病について知識を普及し、生活習慣の改善につなげます。

2 多様な集いの場づくり

展開エリア	第1層：野々市市全体	第2層：中学校区単位（2地区）
	第3層：公民館単位（4地区）	第4層：町内会単位（54地区）

（1）住民主体の通いの場の支援

地域サロンやコミュニティカフェが住民主体で運営されています。この活動が継続され、さらに地域全体に広がっていくよう、地域包括支援センターや専門職が通いの場の運営に対する支援を行います。

取組内容	指標	実績値			計画値		
		2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5) (見込み)	2024年度 (令和6)	2025年度 (令和7)	2026年度 (令和8)
通いの場支援事業	通いの場数	37	38	36	37	39	41

（2）老人クラブ・健康クラブの活動促進

地域を支える担い手となる老人クラブや高齢者自身の健康づくりを目的とした健康クラブへの加入促進を支援するとともに、高齢者が活躍できる多様な場の拡大を図ります。

（3）老人福祉センターの活用

老人福祉センターが趣味活動、入浴及び体操サークルなどを通して、幅広い高齢者に活用されるよう活動の充実に努めます。

（4）働く場の確保

高齢者の働く場の確保については、シルバー人材センターやハローワークを紹介し、本人の技術や能力が活かせるよう、活動的で生きがいを持てる生活を支援します。

3 介護予防の推進

展開エリア	第1層：野々市市全体	第2層：中学校区単位（2地区）
	第3層：公民館単位（4地区）	第4層：町内会単位（54地区）

（1）介護予防事業の実施

フレイルについて正しく理解し、予防や改善のために適切な対応ができるよう、SNSを活用した周知や講座の開催などを積極的に行います。また、日頃から運動に取り組めるよう「ののいちおたっしゃ体操」の普及や通いの場での体操指導を行います。

本人や家族、地域、医療機関からの相談により、支援を必要とする高齢者を早期に把握し、自立支援に向けて支援します。

いきがいセンターでは、高齢者がフレイル予防や趣味活動などに取り組み、自立した生活が継続できるよう支援します。

取組内容	指標	実績値			計画値		
		2021 年度 (令和3)	2022 年度 (令和4)	2023 年度 (令和5) (見込み)	2024 年度 (令和6)	2025 年度 (令和7)	2026 年度 (令和8)
介護予防事業の実施	フレイル予防講座の開催数	6	38	34	32	34	36

（2）介護予防・生活支援サービスの推進

地域包括支援センターが中心となり、要支援認定を受けた人などの個々の状況を把握し、必要に応じて訪問型サービスや通所型サービスが提供されるよう支援します。

生活機能の低下がみられる高齢者に対して、短期集中的に生活機能を改善するため、運動器の機能向上を目的とした「はつらつトレーニング教室」の利用を推進し、地域の通いの場等に参加できるように支援します。

（3）保健事業と介護予防の一体的な実施「ののいち健康長寿プロジェクト」

医療・介護・保健等のデータを一体的に分析し、生活習慣病等の重症化を予防する取組と生活機能の低下を防止する取組について健康推進課・保険年金課と連携し、元気な高齢者に対するフレイル予防教室の実施、健康状態不明者の把握、個別の支援が必要な人への取組を強化します。

（4）介護保険制度の周知

将来にわたって介護保険制度を維持するため、様々な機会を通して介護保険制度や高齢者を取り巻く環境等について理解が深まるよう啓発を行います。

STAND UP301

市老人クラブ連合会では、家庭や職場で 30 分に 1 回は立ち上がるごとを心がけるという「STAND UP301」を 2017（平成 29）年 5 月 15 日に宣言しました。海外の研究結果によると、座りっぱなしで身体を動かさない生活はタバコ、不健康な食事、アルコールの飲みすぎと並んで、ガン・糖尿病などを引き起こす原因と言われています。今後も引き続き普及啓発に取り組みます。



ののいちスタンドアップ301

第3節 サービスの充実・強化

施策目標

効果的・効率的に介護保険サービスを受けることができる環境を整備するとともに、介護に取り組む家族等の就労継続を支援するため、相談体制の充実を図ります。

重点施策

- ・地域包括支援センターの機能強化に取り組みます。
- ・介護給付の適正化に取り組みます。

1 サービスの量の確保

展開エリア	第1層：野々市市全体	第2層：中学校区単位（2地区）
	第3層：公民館単位（4地区）	第4層：町内会単位（54地区）

（1）施設、居住系サービスの量の確保

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、特定施設（特定施設入居者生活介護）及びグループホーム（認知症対応型共同生活介護）について、利用者の状況を把握し、計画的な整備に努めます。

（2）居宅サービスの量の確保

県及びケアマネジャーと連携し、必要な居宅サービス及び地域密着型サービスの量を把握し、確保に努めます。

2 サービスの質の確保

展開エリア	第1層：野々市市全体	第2層：中学校区単位（2地区）
	第3層：公民館単位（4地区）	第4層：町内会単位（54地区）

（1）苦情相談窓口の充実

県や国民健康保険連合会等と連携し、介護保険サービスに関する苦情や相談を速やかに解決できるよう努めます。

（2）市民への情報提供

県や市のホームページ及び国の介護サービス情報公表システム等を活用した事業所情報の公表により、適切な介護サービスが選択・利用できるよう支援します。

（3）事業者への指導・支援

市に指導権限がある介護保険サービス事業者に対し、運営上の事項や介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項及び緊急時の対応等、よりよいケアの実現のための情報提供に努めるとともに、運営指導や集団指導を行います。

また、市が指定する介護保険サービス事業所において第三者による外部評価を促進するとともに、評価結果に基づく事業者の改善に向けた取組を支援します。

高齢者虐待を予防するため、関係機関と連携を図り、地域住民及び介護保険事業所等に対して高齢者虐待に関する周知・啓発を行います。

介護保険事業所等では、職員の高齢者虐待の防止に関する知識の普及・啓発を目的とした研修を実施する必要があるため、実施状況を確認するとともに研修開催に向けた支援を行います。

取組内容	指標	実績値			計画値		
		2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5) (見込み)	2024年度 (令和6)	2025年度 (令和7)	2026年度 (令和8)
運営指導 (地域密着型 サービス事業 所)	実施事業 所数 (ヶ所)	2	2	2	2	2	2
(居宅介護支 援事業所)	実施事業 所数 (ヶ所)	0	2	3	3	3	2
集団指導 (地域密着型 サービス事業 所)	開催回数 (回)	1	1	1	1	1	1
(居宅介護支 援事業所)	開催回数 (回)	1	1	1	1	1	1
虐待研修会 の開催（市 主催）	開催回数 (回)	1	1	0	1	2	2
虐待研修会の 開催（事業所 主催）	開催施設 割合 (%)	67	71	71	80	90	100

3 多様なサービスの提供

展開エリア	第1層：野々市市全体	第2層：中学校区単位（2地区）
	第3層：公民館単位（4地区）	第4層：町内会単位（54地区）

（1）多様なサービスの導入

要介護（要支援）認定者の有病状況のうち、認知症を罹患している人の割合は、年々増加傾向となっており、県や国平均を上回っています。認知症を罹患しても24時間365日の在宅生活を支えることができるよう、地域密着型サービスを含めた多様な介護保険サービスの計画的な整備に努めます。

（2）共生型サービスの利用促進

2018（平成30）年度より、デイサービス、ホームヘルプ、ショートステイにおいて、介護保険又は障害福祉のいずれかのサービスの指定を受けている事業所が、もう一方の制度のサービスの指定が受けやすくなっています。

障害福祉サービス利用者が 65 歳になり介護保険の被保険者となった際に、引き続き障害福祉サービス事業所を利用できるよう、県や障害福祉部局等と連携し、県や市の指定の推進やサービスの利用促進を行います。

(3) 低所得者への支援

低所得者の自己負担を軽減するため、居宅介護サービス利用料助成事業、介護サービス上乗せ事業、社会福祉法人による介護保険サービス利用者負担額軽減事業及び介護保険料の減免を行います。

4 地域包括支援センターの機能強化

展開エリア	第1層：野々市市全体	第2層：中学校区単位（2地区）
	第3層：公民館単位（4地区）	第4層：町内会単位（54地区）

(1) 地域包括支援センター運営協議会による評価

運営協議会において、定期的に地域包括支援センターの公平性の確保と事業実施状況等の評価を行い、事業の質の向上に努めます。

(2) 効果的な地域包括支援センターの運営

総合相談事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、介護予防ケアマネジメント事業を一体的に実施し、効果的な事業運営を行います。また、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの創出や活用促進に向けて関係機関と連携する取組を継続します。

(3) 重層的支援に向けた体制づくり

困難事例を支援する際は福祉総務課や医療機関等と検討する場を設け、連携して取り組む機会が増加しています。今後も情報共有と役割分担の明確化に取り組みながら、体制強化を目指します。

(4) 地域包括支援センターの周知

介護や生活に関する相談窓口である地域包括支援センターについて、高齢者あんしんガイドブックやホームページ、広報を通じて周知を図ります。

(5) 地域ケア会議の推進

高齢者に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を行うため、多職種連携による地域ケア会議を定期的に開催し、課題の把握及び地域ネットワーク構築に向けて取り組みます。

取組内容	指標	実績値			計画値		
		2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5) (見込み)	2024年度 (令和6)	2025年度 (令和7)	2026年度 (令和8)
地域ケア会議の実施	検討件数 (件)	27	33	32	33	35	37

5 人材の確保及び介護者への支援

展開エリア	第1層：野々市市全体	第2層：中学校区単位（2地区）
	第3層：公民館単位（4地区）	第4層：町内会単位（54地区）

（1）介護保険事業所の人材確保及び資質の向上

県と連携し、人材確保の状況等を把握するとともに、国や県等が主催する介護保険関係研修等の情報を提供し、事業者の人材育成を支援します。

（2）介護保険事業の業務の効率化及び質の向上

介護事業を支える人材の業務の効率化や質の向上を図るため、介護ロボット導入等の国からの情報を事業者へ周知します。

また、介護保険事業における様々な手続きの簡略化・電子化を図ります。

（3）家族介護者の相談

家族の介護を理由とした離職や社会からの孤立を防止するため、地域包括支援センターにおいて相談体制の充実や必要な情報提供を行います。また、県や関係機関と連携できる仕組みの構築に取り組みます。

6 介護給付の適正化

展開エリア	第1層：野々市市全体	第2層：中学校区単位（2地区）
	第3層：公民館単位（4地区）	第4層：町内会単位（54地区）

（1）要介護認定の適正化

新規の要介護認定に係る認定調査は、市町村もしくは事務受託法人が実施することになっていることから、認定調査は引き続き市職員により実施します。また、認定データの分析等を行い、要介護認定調査の適正化に向けて取り組みます。また、介護認定審査会の客観的かつ公平・公正な実施を徹底し、要介護認定を適正に行います。

（2）ケアプランの点検

利用者が必要とするサービスを適正に提供するため、ケアプランを点検し、指導、助言を行います。

(3) 住宅改修・福祉用具購入の点検、調査

高齢者の自立支援及び介護者の介護負担軽減が効果的に行われるよう、住宅改修及び福祉用具購入については、リハビリテーション専門職による訪問や届出書類等により事前の評価・点検を行います。

(4) 医療情報の突合・縦覧点検

国民健康保険団体連合会と連携し、医療情報の突合及び縦覧点検のリスト等により医療と介護の重複請求等の点検を実施します。

(5) 給付実績の活用

国民健康保険団体連合会の適正化システムからの給付実績データの活用に努めます。

(6) 介護保険料の納付促進

介護保険料の納付を促進するため、65歳に達した方へ介護保険制度を周知するとともに、納付方法についても柔軟に対応できるように相談に応じます。

取組内容	指標	実績値			計画値		
		2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5) (見込み)	2024年度 (令和6)	2025年度 (令和7)	2026年度 (令和8)
ケアプランの点検	点検件数 (件)	271	326	350	370	390	410
住宅改修の点検	点検件数 (件)	85	84	80	90	90	90
医療情報の突合・縦覧点検	突合・ 点検件数 (件)	2,862	3,034	3,300	3,000	3,000	3,000

第4節 在宅医療の推進・介護との連携強化

施策目標

住み慣れた地域での生活を長く続けられるよう、切れ目のない在宅医療と介護を提供できる体制作りを行うとともに、「共生」と「予防」を両輪とした総合的な認知症対策を推進します。

重点施策

- ・医療・介護関係者の相互理解と連携に必要な機会を確保していきます。
- ・在宅医療や認知症に関する理解促進を図ります。
- ・認知症高齢者やその家族が安心して過ごせるよう、地域の見守り体制を強化していきます。

1 在宅医療・介護連携の推進

展開エリア	第1層：野々市市全体	第2層：中学校区単位（2地区）
	第3層：公民館単位（4地区）	第4層：町内会単位（54地区）

（1）地域の医療・福祉資源の把握・情報提供

在宅医療を担う医療機関や薬局、介護サービス事業所等の情報について定期的に更新し、在宅医療・介護関係者に提供します。

（2）在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

退院支援：病院ケアマネ双方の円滑な連絡体制がつくられ、本人・家族が希望する場所で望む日常生活を送ることを目指します。

日常の療養支援：住み慣れた場所で、疾患や障害があっても療養生活を送ることを目指します。

急変時の対応：急変時、医療・介護・救急の連携体制が整うことを目指します。

見取り：本人・家族が望むところで最期を迎えることを目標とします。

4場面シートを活用し、それぞれの目標が達成できるよう、在宅医療や介護サービス提供施設の関係者による協議会を開催し、課題の抽出や、その課題に対する解決策を検討します。また、必要に応じて県や関係機関と連携を図ります。

（3）在宅医療・介護連携に対する相談受付

在宅医療・介護連携支援センターの周知を強化するとともに、医療・介護関係者への相談支援を行っていきます。

（4）在宅医療・介護サービスの情報共有の支援

高齢者の入退院等が円滑に行われ、退院後も安心して過ごせるよう、医療・介護関係者間で必要な情報が共有できる仕組みを構築します。その一環として、救急シートの作成を行います。

(5) 在宅医療・介護関係者の研修

在宅医療に必要な連携を推進する拠点が中心となって、地域の医療・介護関係者がそれぞれの分野について知識等を習得する機会を提供します。また、多職種連携について考える事例検討会等を開催します。

(6) 在宅医療に関する地域住民への普及啓発

高齢者が在宅での療養が必要になったときに必要な医療や介護を選択できるよう、リーフレットやシンポジウム等を通じて情報の発信に努めます。また、人生の最終段階における医療や介護について考えることができるよう情報提供します。

2 リハビリテーションサービス提供体制の構築

展開エリア	第1層：野々市市全体	第2層：中学校区単位（2地区）
	第3層：公民館単位（4地区）	第4層：町内会単位（54地区）

(1) サービス提供体制の構築

要介護（支援）認定者がリハビリテーションの必要に応じて、リハビリテーションサービスを受けられるよう、サービスを提供できる体制を整えるため、関係機関への情報収集を行います。

(2) 地域リハビリテーションの推進

通所や訪問、地域の通いの場等にリハビリテーション専門職が関与し、自立支援や介護予防、重症化予防の取組をサポートします。

また、リハビリテーション専門職が地域ケア会議に参加することで、在宅や地域での生活を継続するための方法の指導、助言をすることにより、ケアマネジメントの充実を図ります。

取組内容	指標	実績値			計画値		
		2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5) (見込み)	2024年度 (令和6)	2025年度 (令和7)	2026年度 (令和8)
専門職が地域通いの場等に出向き指導した数	開催回数 (回)	8	28	20	22	24	26

3 認知症基本法に基づく取組の推進

展開エリア	第1層：野々市市全体	第2層：中学校区単位（2地区）
	第3層：公民館単位（4地区）	第4層：町内会単位（54地区）

(1) 認知症の人に関する理解の増進

市民や市内事業所等を対象に認知症サポーター養成講座等を実施し、認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深められるように努めます。

取組内容	指標	実績値			計画値		
		2021 年度 (令和3)	2022 年度 (令和4)	2023 年度 (令和5) (見込み)	2024 年度 (令和6)	2025 年度 (令和7)	2026 年度 (令和8)
認知症サポート数	サポーター数（延人数）	4,962	5,137	5,338	5,430	5,560	5,690
認知症サポート養成講座	開催回数(回)	5	9	10	13	13	13

（2）認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進

認知症の人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるようになりますため、認知症の人やその家族に対しては、状態に応じた支援やサービスの流れを案内した「認知症ケアガイド」の普及啓発に努めます。

また、各地区地域包括支援センターで、地域全体で認知症高齢者を支えるシステムであるチームオレンジを立ち上げ、本人を中心とした支援体制を地域で構築できるようにしていきます。

（3）認知症の人の社会参加の機会の確保

認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるようになりますため、世界アルツハイマー月間などに、本人が参加できる展示会等を検討します。

また、認知症カフェを再開し、認知症の人が社会参加できる機会を創出します。

（4）認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護

認知症になっても意思決定が行えるよう、成年後見制度の活用について、普及啓発を図ります。また、権利侵害がある場合には、虐待防止法などとあわせて本人や家族を支援していきます。

また、判断力・記憶力の低下により行方不明になるおそれのある高齢者に対して、高齢者見守り SOS ネットワーク事業や、地域での早期発見と声かけの訓練等により、地域の見守り体制を構築します。県や近隣自治体と連携し、行方不明者が出了場合に早期発見・保護につながる連絡体制の充実を図ります。

（5）保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域作りの推進のため、認知症の人に関わる様々な職種や関係機関に対し、認知症に関する研修を行い認知症ケアの向上を図ります。若年性認知症については、障害福祉サービス（就労支援）の利用も検討できるよう、福祉総務課と連携を図ります。

(6) 相談体制の整備等

地域包括支援センターに配置した認知症地域支援推進員が認知症に関する相談支援を行い、必要に応じて医療機関、介護サービス及び地域の関係機関などにつなげます。家族介護者や若年性認知症についても、地域包括支援センターで相談を受け付けます。

また、専門機関に設置した認知症初期集中支援チームについては、認知症が疑われる方やその家族に対し、家族サポート等の初期支援を包括的、集中的に行います。

(7) 認知症の予防

認知症の早期発見、早期診断及び早期対応の推進のため、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センターと連携していきます。

出たデータ

日常生活圏域ニーズ調査の結果より

Q 物忘れが多いと感じますか？

年齢区分別では、“後期高齢者”で「はい」が48%となっており、“前期高齢者”と比べて8ポイント高い。

高齢者見守りSOSネットワーク協力機関の目印



第5節 日常生活を支援する取組の推進

施策目標

高齢者の多様な生活ニーズへの的確に対応するとともに、市民協働の支え合いによる生活支援サービスの基盤整備を推進します。

重点施策

- ・生活支援に関する協議体の開催を推進します。
- ・高齢者の多様なニーズに応じた生活支援サービスの充実を図ります。
- ・高齢者虐待の防止に向け、早期発見・対応できる環境整備を図ります。

1 地域の支え合いの推進

展開エリア	第1層：野々市市全体	第2層：中学校区単位（2地区）
	第3層：公民館単位（4地区）	第4層：町内会単位（54地区）

（1）住民主体の支え合いの促進

近隣住民による日常的な助け合いや地域活動が促進されるよう、関係機関と連携して地域活動の先行事例の紹介等に取り組みます。

（2）生活支援に関する協議体の開催

生活支援に関する第2層協議体を市社会福祉協議会が主催する地域ネットワーク会議と合わせて行い、地域ニーズの把握や関係者のネットワーク化などを図り、地域の支え合いを促進します。

取組内容	指標	実績値			計画値		
		2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5) (見込み)	2024年度 (令和6)	2025年度 (令和7)	2026年度 (令和8)
第1層協議体	開催数	2	1	3	3	3	3
第2層協議体	開催数	4	19	10	8	8	8

2 生活支援サービスの充実

展開エリア	第1層：野々市市全体	第2層：中学校区単位（2地区）
	第3層：公民館単位（4地区）	第4層：町内会単位（54地区）

（1）地域住民や関係機関等との連携による生活支援サービスの創出や活用促進

高齢者の多様化するニーズに対応するため、地域住民、関係機関、民間企業等の多様な主体と連携し、生活支援サービスの創出や活用促進を行います。

地域住民等との連携による通いの場の創出や、民間企業等との連携による買い物支援や移動支援等に取り組み、健康づくりや在宅生活の継続を支援します。

（2）保健福祉事業の実施

要介護等の高齢者が安心して在宅での生活を継続できるよう、紙おむつ購入助成や外出支援サービスなどの高齢者福祉サービスを保健福祉事業として拡充した内容に見直します。

取組内容	指標	実績値			計画値		
		2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5) (見込み)	2024年度 (令和6)	2025年度 (令和7)	2026年度 (令和8)
ひとり暮らし等高齢者登録	登録人数 (人)	621	623	650	660	670	680
紙おむつ購入助成	交付人数 (人)	544	578	590	600	620	640
寝具洗濯乾燥・理美容サービス	交付人数 (人)	191	163	170	170	170	180
外出支援サービス	交付人数 (人)	409	445	450	450	455	460
緊急通報装置利用料助成	助成人数 (人)	66	69	75	80	85	90
ほっと安心サービス(配食)	配食数 (食)	29,246	31,307	30,640	30,900	31,100	31,300

3 高齢者虐待防止と権利擁護

展開エリア	第1層：野々市市全体	第2層：中学校区単位（2地区）
	第3層：公民館単位（4地区）	第4層：町内会単位（54地区）

（1）成年後見制度の利用支援

高齢者の権利を守るため、地域住民への制度の周知を図り、必要な方が成年後見制度を適切に利用できるよう支援します。

取組内容	実績値			計画値		
	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5) (見込み)	2024年度 (令和6)	2025年度 (令和7)	2026年度 (令和8)
成年後見制度に関する相談件数(件)	5	11	15	15	17	20
市長申立て件数(件)	1	6	3	4	5	6

(2) 高齢者虐待防止の周知・啓発

高齢者虐待を予防、早期発見できるよう、高齢者虐待について広報等により広く市民へ周知・啓発するとともに、専門職を対象に高齢者を介護・養護する家族等による高齢者虐待の防止、早期発見に関する研修を実施します。

(3) 相談窓口の周知

相談窓口の一層の周知を図ることにより、小さな兆候を見逃すことなく早期発見に努め、高齢者虐待の深刻化を防ぎます。

(4) 関係部署・関係機関との連携強化

府内の関係部署や県が設置する高齢者・障害者虐待対応専門職チーム等と連携を図り、高齢者虐待の防止や権利擁護事業を行います。

(5) 高齢者虐待防止体制の整備と充実

虐待等防止協議会及び高齢者虐待防止部会を通じて、保健・医療・福祉・警察などの関係機関との連携体制を強化します。

施策目標

高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、多様な住まいの情報提供を行うとともに、災害や感染症対策について体制を整備します。

重点施策

- ・高齢者の住まいに関する情報提供、相談体制の充実を図ります。
- ・災害発生時における高齢者支援体制の充実を図ります。

1 高齢者の住まいの確保

展開エリア	第1層：野々市市全体	第2層：中学校区単位（2地区）
	第3層：公民館単位（4地区）	第4層：町内会単位（54地区）

(1) 施設等の現状把握と情報提供

有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の施設数や入居定員総数を定期的に把握するよう努めるほか、未届の有料老人ホームについても情報収集を行い、県との連携を図ります。

また、介護や日常生活への支援が必要になっても安心して暮らせるように、介護保険施設や有料老人ホーム等の安心できる多様な住まいの確保に努めるとともに、高齢者が希望する住まいを決めることができるよう、情報提供を行います。

表 市内有料老人ホーム一覧(令和6年3月1日現在)

施設名	定員	所在地	類型
スーパーびゅー蓮花寺	150	蓮花寺町	介護付 住宅型
悠の風野々市	62	横宮町	
押野の家	27	押野6丁目	
かめはうす	54	三日市1丁目	
ケアシス野々市	35	御経塚1丁目	
サンケア押野	52	押野5丁目	
ここち～え	33	蓮花寺町	
小夏	18	横宮町	
名峰白山	60	粟田3丁目	
白寿の里 御経塚	32	御経塚3丁目	
ひなの家	31	矢作3丁目	
ひなの家 彩	50	郷1丁目	
FLOS-familia-	31	藤平田1丁目	
レインボー1	27	高橋町	

表 市内サービス付き高齢者向け住宅一覧(令和6年3月1日現在)

施設名	住居戸数	所在地
愛SUNSUN	28	野代1丁目
愛SUNSUN式号館	23	野代1丁目
ののいちの季	46	住吉町
みのり	14	新庄3丁目
ワールドステイののいち	24	栗田5丁目
ココファン野々市	55	西部中央土地区画整理地

表 市内軽費老人ホーム一覧(令和6年3月1日現在)

施設名	住居戸数	所在地
石川県百々鶴荘	70	上林1丁目
金沢南ケアハウス	50	蓮花寺町

(2) 安心の住環境の促進

住み慣れた住宅で暮らし続けることができるよう、住宅改修によるバリアフリー化や福祉用具の活用により、家族介護者の負担軽減等が図られるよう、情報提供や暮らしの支援を行います。

2 災害及び感染症等への備え

展開エリア	第1層：野々市市全体	第2層：中学校区単位（2地区）
	第3層：公民館単位（4地区）	第4層：町内会単位（54地区）

(1) 災害発生時の高齢者支援体制の整備

一人暮らし高齢者等、災害時に支援が必要な方を避難行動要支援者名簿に登載し、消防署、警察署、民生委員、町内会等に情報を提供することにより、高齢者の安全確保に向けた安否確認や、地域での見守りなど支援体制の充実を図ります。また、災害が発生した場合に避難行動要支援者が迅速かつ安全に避難できるよう、各地域での個別計画策定に向けた支援を行います。

福祉避難所については、感染症対策も考慮して確保に努め、市防災訓練時には、福祉避難所開設・運営訓練、要配慮者受け入れ訓練を実施します。

取組内容	実績値			計画値		
	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5) (見込み)	2024年度 (令和6)	2025年度 (令和7)	2026年度 (令和8)
災害時に支援の体制ができている町内会数	11	17	20	30	40	50

(2) 介護事業所との連携

感染症や自然災害が発生した場合であっても、介護サービスが安定的・継続的に提供できるように、業務継続計画（BCP）の見直し、感染症対策に向けた委員会の開催、訓練の実施や研修の開催等について、情報提供や支援を行います。

また、必要物資の備蓄や調達状況について確認を行います。

(3) 感染症対策の推進

感染症の発生や感染拡大の防止に備え、県など関係機関と連携した支援体制の整備を図ります。

(4) 社会福祉施設等におけるサービス提供体制の維持

野々市市国土強靭化地域計画に基づき、社会福祉施設等における非常用自家発電設備等（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む。）や断水時にも対応できる給水設備の整備等ライフライン確保のための整備を推進します。

3 安全安心のまちづくり

展開エリア	第1層：野々市市全体	第2層：中学校区単位（2地区）
	第3層：公民館単位（4地区）	第4層：町内会単位（54地区）

(1) 消費者被害の防止

インターネットの普及などにより複雑・巧妙化する消費者トラブルから高齢者を守るために、啓発グッズの配布や相談体制の充実を図ることにより、消費者被害の未然防止に努めます。

(2) 分かりやすい情報の発信

広報、ホームページ等で、高齢者が安心して暮らせるための情報を提供します。
ホームページでは、高齢者や障害のある方に配慮したページを作成します。

(3) 関係部局との連携

巧妙化する特殊詐欺の被害や高齢者の交通事故を未然に防止するための取組を、関係部局と連携して情報提供を行います。

第5章 高齢者人口・認定者数の推計及び 介護保険サービス等の見込量

第5章 高齢者人口・認定者数の推計及び介護保険サービス等の見込量

第1節 高齢者人口・認定者数の推計

1 高齢者人口の将来推計

本市の総人口は、2030（令和12）年度には58,873人まで増加しますが、それをピークに減少が始まると予測されています。

一方、高齢化率は2023（令和5）年度の18.7%から、2050（令和32）年度には27.9%になると予測されています。

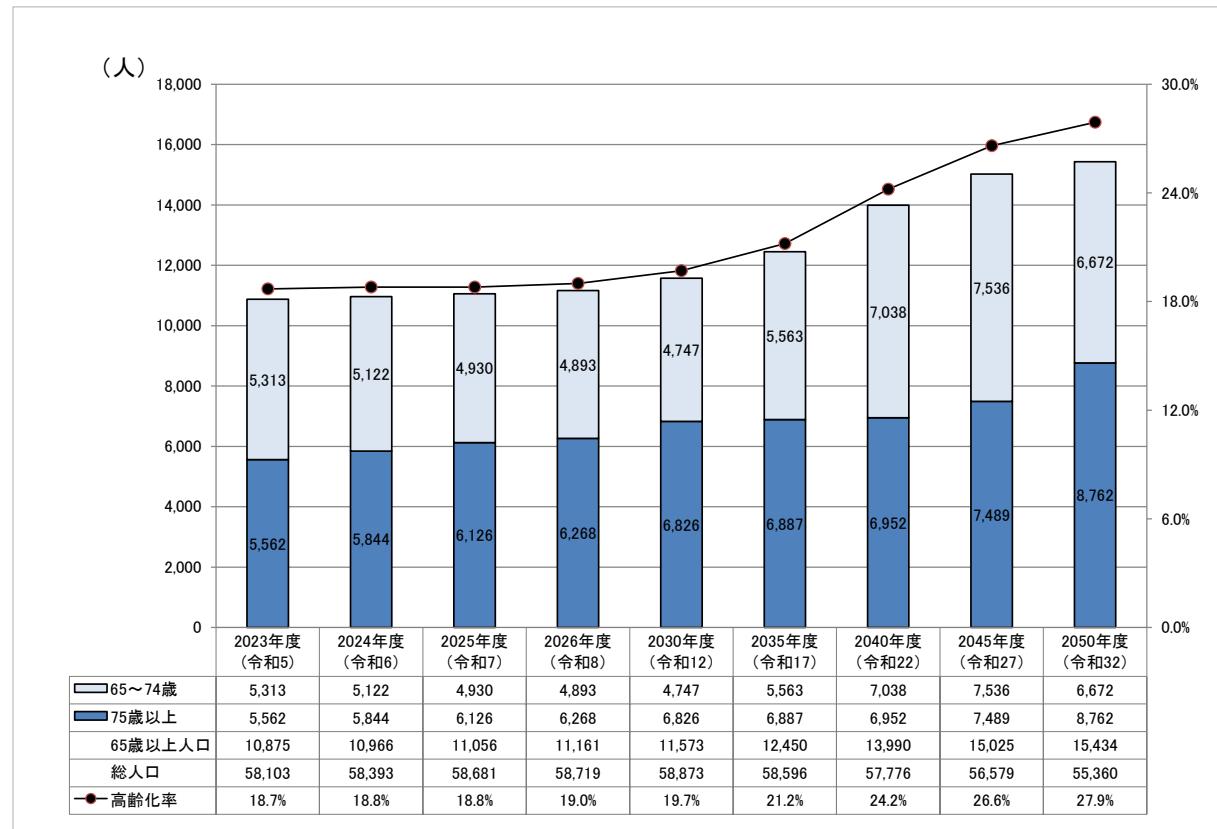


図 本市の将来人口推計

資料：国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口(2023(令和5)年推計)」補正の値

2 第1号被保険者の要介護（要支援）認定者数の推計

第1号被保険者の要介護（要支援）認定者数は、2023（令和5）年度の1,721人から、今回計画期間の2026（令和8）年度には1,880人に、そして、2050（令和32）年度には2,837人に増加することが予想されます。また、第1号被保険者認定率は2023（令和5）年度の15.8%から、2026（令和8）年度には16.7%に増加したのち、2035（令和17）年度に19.1%とピークを迎え、その後減少していくことが予測されます。

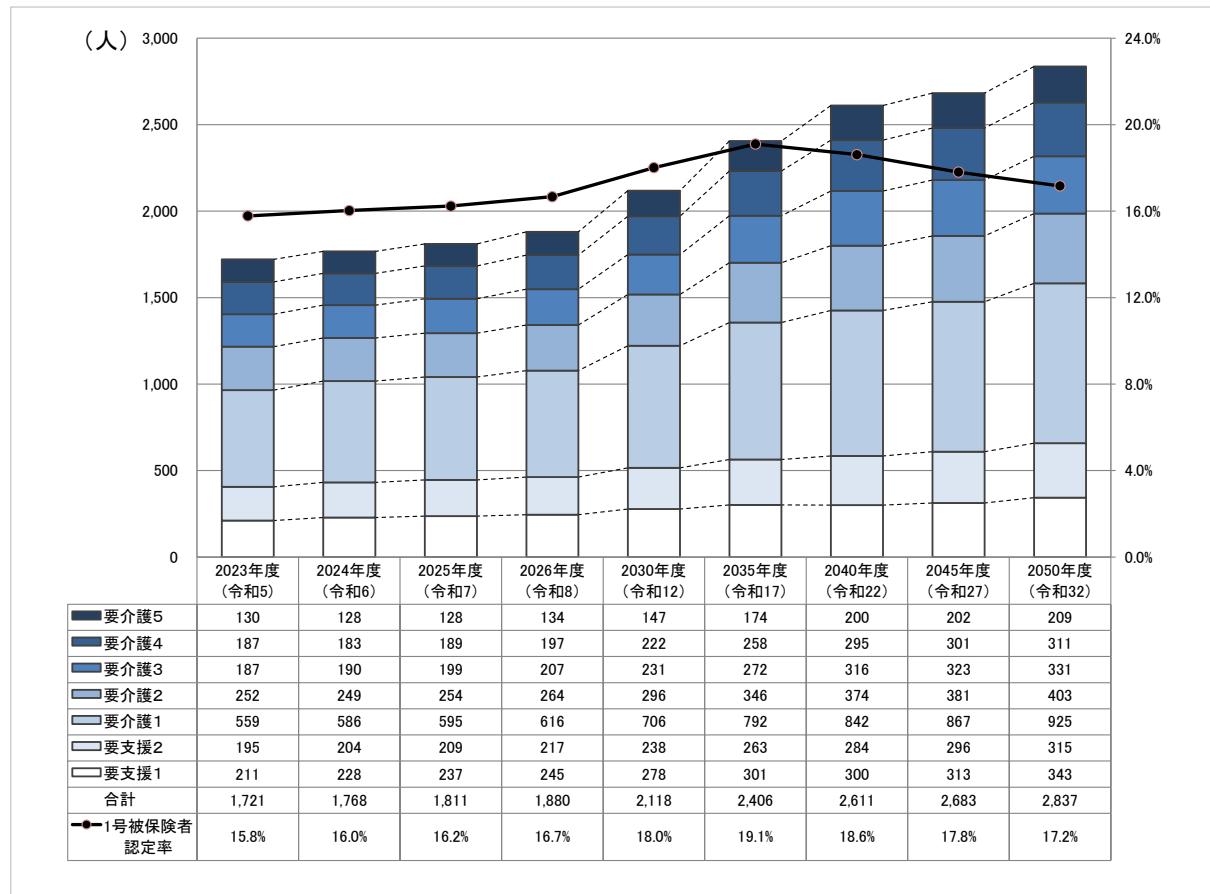


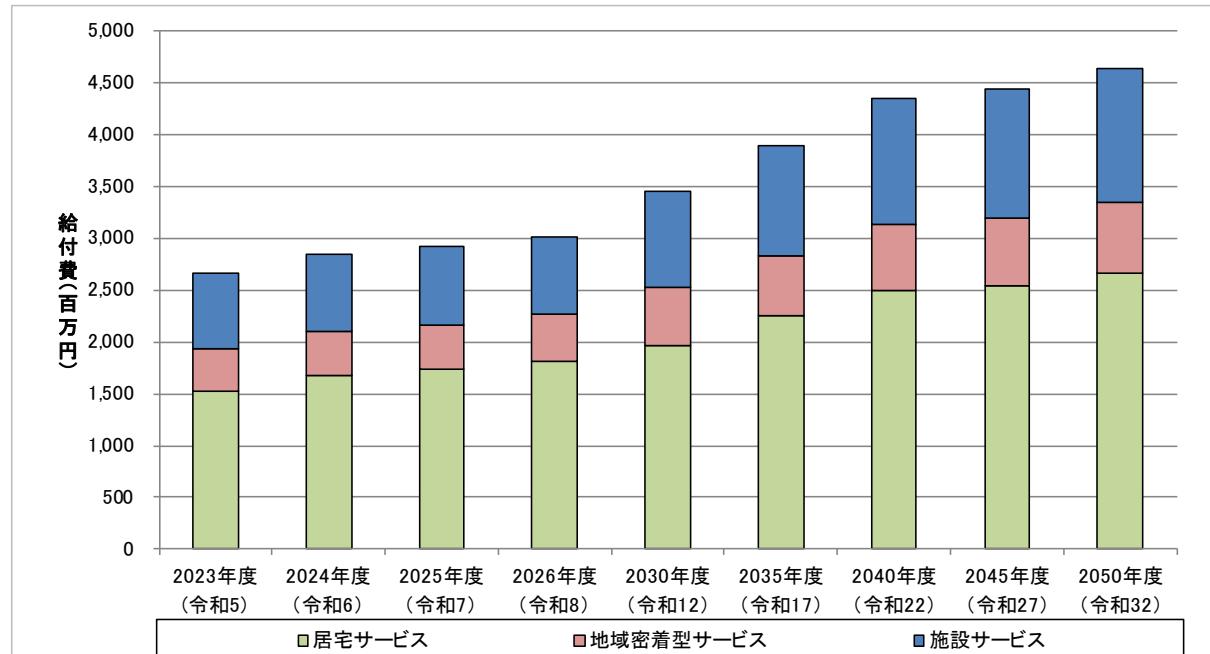
図 第1号被保険者の要介護（要支援）認定者数の推計

資料：介護長寿課資料

第2節 介護保険給付費の推計

1 介護保険給付費の推計

介護保険給付費は、2023（令和5）年度見込額の約26億6,585万円から、今回計画期間である2026（令和8）年度には約30億1,760万円に大きく増加し、さらに、2050（令和32）年度には約46億3,650万円に増加することが予測されます。内訳は居宅サービスが約半数を占めます。



		(単位:千円/%)									
		2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)	2025年度 (令和7)	2026年度 (令和8)	2030年度 (令和12)	2035年度 (令和17)	2040年度 (令和22)	2045年度 (令和27)	2050年度 (令和32)	
居宅サービス	給付費(千円)	1,529,869	1,680,217	1,736,807	1,820,174	1,971,818	2,252,398	2,494,096	2,544,033	2,662,487	
	構成比(%)	57.4	59.1	59.5	60.3	57.1	57.8	57.3	57.3	57.4	
地域密着型サービス	給付費(千円)	398,742	416,080	431,925	448,828	559,039	578,056	643,622	653,654	685,650	
	構成比(%)	15.0	14.6	14.8	14.9	16.2	14.8	14.8	14.7	14.8	
施設サービス	給付費(千円)	737,239	747,647	748,592	748,592	922,419	1,069,028	1,218,024	1,245,783	1,288,361	
	構成比(%)	27.7	26.3	25.7	24.8	26.7	27.4	28.0	28.0	27.8	
合 計		2,665,849	2,843,944	2,917,324	3,017,594	3,453,276	3,899,482	4,355,742	4,443,470	4,636,498	

図 介護保険給付費の推計

資料：介護長寿課資料

(注)「地域密着型サービス」は、介護保険法に定める地域密着型サービスをいう。

(注)「施設サービス」は、介護保険法に定める施設サービスをいう。

第3節 介護保険サービスの見込量

1 介護予防サービスの見込量

要支援認定者を対象とする介護予防サービスの第9期の見込みについては、第1号被保険者数の増加、それに伴う要介護認定者数の増加による利用者の増加を考慮し、次のとおり見込みました。

区分	2023年度 (令和5) (見込値)	第9期(見込値)			2030年度 (令和12) (見込値)	2035年度 (令和17) (見込値)	2040年度 (令和22) (見込値)	2045年度 (令和27) (見込値)	2050年度 (令和32) (見込値)
		2024年度 (令和6)	2025年度 (令和7)	2026年度 (令和8)					
介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0
	回数(回/月)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	実利用人数(人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費(千円)	8,823	8,937	9,263	9,569	10,763	11,958	12,264	12,569
	回数(回/月)	217.1	219.0	227.6	234.7	264.1	293.5	300.6	307.7
	実利用人数(人/月)	29	30	31	32	36	40	41	42
介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円)	3,513	3,428	3,412	3,412	3,980	4,181	4,549	4,549
	回数(回/月)	102.1	98.4	97.8	97.8	114.1	120.0	130.4	130.4
	実利用人数(人/月)	11	12	12	12	14	15	16	16
介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円)	2,567	3,058	3,187	3,289	3,642	3,972	4,075	4,303
	実利用人数(人/月)	23	27	28	29	32	35	36	38
介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円)	13,152	12,848	12,865	13,628	14,881	16,409	17,388	17,877
	実利用人数(人/月)	33	32	32	34	37	41	43	44
介護予防短期入所生活介護	給付費(千円)	1,400	1,373	1,313	1,281	1,922	1,922	1,922	1,922
	日数(日/月)	18.2	17.6	16.8	16.4	24.6	24.6	24.6	24.6
	実利用人数(人/月)	2	2	2	2	3	3	3	3
介護予防短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数(日/月)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	実利用人数(人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数(日/月)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	実利用人数(人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数(日/月)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	実利用人数(人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	12,961	14,344	14,899	15,637	17,362	19,013	19,917	20,771
	実利用人数(人/月)	182	203	211	221	246	269	280	292
特定介護予防福祉用具購入費	給付費(千円)	1,020	1,020	1,020	1,020	1,372	1,372	1,372	1,372
	実利用人数(人/月)	3	3	3	3	4	4	4	4
介護予防住宅改修	給付費(千円)	4,274	4,274	4,274	4,274	6,411	6,411	6,411	6,411
	実利用人数(人/月)	4	4	4	4	6	6	6	6
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	10,804	12,170	12,186	12,186	14,137	15,352	16,568	17,303
	人数(人)	11	12	12	12	14	15	16	17
介護予防支援	給付費(千円)	12,049	13,543	14,112	14,717	16,317	17,860	18,518	19,290
	人数(人)	222	246	256	267	296	324	336	350
合計	給付費(千円)	70,563	74,995	76,531	79,013	90,787	98,450	102,984	106,367
									114,038

(注) 小数点以下の端数処理により、合計等が合わない場合がある。

2 地域密着型介護予防サービスの見込量

要支援認定者を対象とする地域密着型介護予防サービスの第9期の見込みについては、今後も介護予防小規模多機能型居宅介護の利用があるとして、次のとおり見込みました。

区分	2023年度 (令和5) (見込値)	第9期（見込値）			2030年度 (令和12) (見込値)	2035年度 (令和17) (見込値)	2040年度 (令和22) (見込値)	2045年度 (令和27) (見込値)	2050年度 (令和32) (見込値)
		2024年度 (令和6)	2025年度 (令和7)	2026年度 (令和8)					
介護予防認知症対応型 通所介護	給付費（千円）	0	0	0	0	0	0	0	0
	回数（回）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能 型居宅介護	給付費（千円）	3,827	2,946	3,886	3,886	3,886	4,823	4,823	5,361
	人数（人）	5	4	5	5	5	6	6	7
介護予防認知症対応型 共同生活介護	給付費（千円）	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	給付費（千円）	3,827	2,946	3,886	3,886	3,886	4,823	4,823	5,361

(注) 小数点以下の端数処理により、合計等が合わない場合がある。

3 居宅サービスの見込量

要介護認定者を対象とする居宅サービスの第9期の見込みについては、第1号被保険者数の増加、それに伴う要介護認定者数の増加による利用者の増加等を考慮し、次のとおり見込みました。

区分	2023年度 (令和5) (見込値)	第9期(見込値)			2030年度 (令和12) (見込値)	2035年度 (令和17) (見込値)	2040年度 (令和22) (見込値)	2045年度 (令和27) (見込値)	2050年度 (令和32) (見込値)	
		2024年度 (令和6)	2025年度 (令和7)	2026年度 (令和8)						
訪問介護	給付費(千円)	450,570	480,410	498,397	523,712	550,156	642,126	726,851	739,384	765,549
	回数(回/月)	14,147.7	14,881.0	15,408.0	16,177.8	17,022	19,845	22,438	22,840	23,653
	実利用人数(人/月)	279	292	301	316	345	394	437	447	466
訪問入浴介護	給付費(千円)	7,888	8,319	8,423	9,787	9,787	12,142	13,320	13,320	13,320
	回数(回/月)	52.0	54.1	54.7	63.5	64	79	86	86	86
	実利用人数(人/月)	7	7	7	8	8	10	11	11	11
訪問看護	給付費(千円)	63,945	60,991	61,457	64,465	68,463	78,967	88,066	89,947	94,311
	回数(回/月)	1,289.9	1,218.5	1,227.2	1,288.2	1,365	1,575	1,758	1,797	1,883
	実利用人数(人/月)	159	164	166	174	186	214	237	243	255
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	4,647	5,548	5,555	5,555	6,829	7,703	8,671	8,671	9,108
	回数(回/月)	146.8	173.4	173.4	173.4	213	241	270	270	284
	実利用人数(人/月)	13	14	14	14	17	19	22	22	23
居宅療養管理指導	給付費(千円)	53,429	54,689	56,008	59,066	63,379	73,384	81,845	83,513	86,992
	実利用人数(人/月)	390	394	403	425	456	528	589	601	626
	給付費(千円)	409,139	454,583	469,103	491,160	545,571	622,935	681,313	697,098	734,801
通所介護	回数(回/月)	5,000.9	5,472.7	5,632.1	5,891.4	6,567	7,487	8,158	8,353	8,817
	実利用人数(人/月)	437	482	504	527	589	669	726	744	787
	給付費(千円)	57,579	55,996	56,948	59,218	65,968	74,714	82,739	83,697	88,531
通所リハビリテーション	回数(回/月)	584.2	559.1	567.7	590.7	661	751	824	835	884
	実利用人数(人/月)	58	57	58	60	67	76	84	85	90
	給付費(千円)	91,953	90,840	94,772	98,485	109,933	124,184	136,469	141,384	148,163
短期入所生活介護	日数(日/月)	1,018.5	996.3	1,036.6	1,077.9	1,208	1,363	1,494	1,545	1,623
	実利用人数(人/月)	89	97	101	105	118	133	145	150	158
	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(老健)	日数(日/月)	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0
	実利用人数(人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(病院等)	日数(日/月)	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0
	実利用人数(人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	日数(日/月)	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0
	実利用人数(人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	給付費(千円)	72,371	76,936	80,004	84,501	91,155	105,473	117,710	119,790	124,890
	実利用人数(人/月)	486	524	543	570	625	718	790	807	846
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	1,363	1,363	1,363	1,363	1,688	1,688	2,059	2,059	2,059
	実利用人数(人/月)	4	4	4	4	5	5	6	6	6
住宅改修費	給付費(千円)	3,933	4,988	4,988	4,988	4,988	6,043	6,812	6,812	7,867
	実利用人数(人/月)	4	5	5	5	5	6	7	7	8
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	122,548	122,246	124,947	132,546	147,137	169,688	189,494	192,238	204,208
	実利用人数(人/月)	51	50	51	54	60	69	77	78	83
居宅介護支援	給付費(千円)	131,556	137,586	142,533	149,950	164,857	188,752	206,399	211,329	222,106
	実利用人数(人/月)	773	797	823	864	954	1,091	1,189	1,218	1,282
合計	給付費(千円)	1,470,921	1,554,495	1,604,498	1,684,796	1,829,911	2,107,799	2,341,748	2,389,242	2,501,905

(注) 小数点以下の端数処理により、合計等が合わない場合がある。

4 地域密着型サービスの見込量

要介護認定者を対象とする地域密着型サービスの第9期の見込みについては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護の整備計画を見込んでいることから特に増加するとして、次のとおり見込みました。

複合型サービスについては、2024（令和6）年度に新設されるサービスであり、今後の動向を注視して整備を検討していきます。

区分	2023年度 (令和5) (見込値)	第9期（見込値）			2030年度 (令和12) (見込値)	2035年度 (令和17) (見込値)	2040年度 (令和22) (見込値)	2045年度 (令和27) (見込値)	2050年度 (令和32) (見込値)
		2024年度 (令和6)	2025年度 (令和7)	2026年度 (令和8)					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費（千円）	0	62,470	62,549	62,549	62,549	62,549	62,549	62,549
	人数（人）	0	35	35	35	35	35	35	35
地域密着型通所介護	給付費（千円）	29,286	32,061	33,951	34,938	37,880	43,337	48,356	49,386
	回数（回）	316.9	344.2	364.1	375.6	407.4	466.8	514.0	525.8
	人数（人）	27	30	31	32	35	40	44	45
認知症対応型通所介護	給付費（千円）	0	0	0	0	0	0	0	0
	回数（回）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	給付費（千円）	81,463	80,405	85,255	92,454	100,809	113,210	125,158	126,667
	人数（人）	41	39	41	44	49	55	60	61
認知症対応型共同生活介護	給付費（千円）	265,390	281,664	294,792	304,096	397,765	393,016	437,560	444,113
	人数（人）	85	89	93	96	125	124	138	140
看護小規模多機能型居宅介護	給付費（千円）	7,160	7,261	7,270	7,270	7,270	14,540	14,540	14,540
	人数（人）	2	5	5	5	5	10	10	10
複合型サービス（新設）	給付費（千円）	-	-	-	-	-	-	-	-
	人数（人）	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	給付費（千円）	383,299	463,861	483,817	501,307	606,273	619,382	688,163	697,255
									726,833

（注）小数点以下の端数処理により、合計等が合わない場合がある。

5 施設サービスの見込量

要介護認定者を対象とする施設サービスの第9期の見込みについては、次のとおり見込みました。

区分	2023年度 (令和5) (見込値)	第9期（見込値）			2030年度 (令和12) (見込値)	2035年度 (令和17) (見込値)	2040年度 (令和22) (見込値)	2045年度 (令和27) (見込値)	2050年度 (令和32) (見込値)
		2024年度 (令和6)	2025年度 (令和7)	2026年度 (令和8)					
介護老人福祉施設	給付費（千円）	308,306	312,659	313,054	313,054	387,525	445,359	512,761	518,981
	実利用人数（人/月）	98	98	98	98	121	139	160	162
介護老人保健施設	給付費（千円）	374,042	379,322	379,802	379,802	469,764	544,605	616,962	633,804
	実利用人数（人/月）	112	112	112	112	139	161	182	187
介護医療院	給付費（千円）	54,891	55,666	55,736	55,736	65,130	79,064	88,301	92,998
	実利用人数（人/月）	12	12	12	12	14	17	19	20
介護療養型医療施設	給付費（千円）	0							
	実利用人数（人/月）	0							
合計	給付費（千円）	737,239	747,647	748,592	748,592	922,419	1,069,028	1,218,024	1,245,783
									1,288,361

（注）小数点以下の端数処理により、合計等が合わない場合がある。

第4節 地域支援事業の見込量

1 地域支援事業の見込量

地域支援事業全体の見込量は、次のとおりです。

区分	2023年度 (令和5) (見込値)	第9期（見込値）			2030年度 (令和12) (見込値)	2035年度 (令和17) (見込値)	2040年度 (令和22) (見込値)	2045年度 (令和27) (見込値)	2050年度 (令和32) (見込値)
		2024年度 (令和6)	2025年度 (令和7)	2026年度 (令和8)					
地域支援事業	164,138	176,478	177,083	179,237	193,512	205,561	219,448	228,828	248,071
介護予防・日常生活支援総合事業	85,530	95,502	96,772	98,431	109,666	119,645	125,371	128,805	138,999
介護予防・生活支援サービス事業費	83,051	94,550	94,244	97,449	108,622	118,552	122,690	127,655	137,793
一般介護予防事業	2,059	497	2,059	497	503	503	2,071	515	521
その他	420	455	469	485	541	590	610	635	685
包括的支援事業	48,071	48,821	48,821	48,821	48,821	48,821	53,071	53,071	57,321
任意事業	12,328	12,791	13,269	13,764	15,661	18,874	22,785	27,588	33,530
包括的支援（社会保障充実分）	18,209	19,364	18,221	18,221	19,364	18,221	18,221	19,364	18,221

(注) 小数点以下の端数処理により、合計等が合わない場合がある。

2 介護予防・日常生活支援総合事業の見込量

2017（平成29）年度から開始した総合事業の第9期の見込については、第1号被保険者数の増加、それに伴う事業対象者・要支援認定者の増加を考慮し、次のとおり見込みました。

区分	2023年度 (令和5) (見込値)	第9期（見込値）			2030年度 (令和12) (見込値)	2035年度 (令和17) (見込値)	2040年度 (令和22) (見込値)	2045年度 (令和27) (見込値)	2050年度 (令和32) (見込値)	
		2024年度 (令和6)	2025年度 (令和7)	2026年度 (令和8)						
介護予防・生活支援サービス事業										
訪問介護相当サービス	給付費（千円）	9,579	10,355	10,686	11,049	12,316	13,442	13,911	14,474	15,624
	実利用人数(人/月)	50	54	56	58	65	71	73	76	82
生活支援相当サービス	給付費（千円）	6,848	7,402	7,639	7,899	8,804	9,609	9,945	10,347	11,169
	実利用人数(人/月)	28	30	31	32	36	39	40	42	45
通所介護相当サービス	給付費（千円）	39,675	42,889	44,261	45,766	51,013	55,677	57,620	59,952	64,713
	実利用人数(人/月)	119	129	133	138	154	168	174	181	195
自立支援通所サービス	給付費（千円）	15,819	17,100	17,647	18,247	20,339	22,199	22,974	23,903	25,802
	実利用人数(人/月)	35	38	39	40	45	49	51	53	57
はつらつトレーニング教室	給付費（千円）	5,158	10,348	7,348	7,597	8,469	9,244	9,566	9,953	10,744
	実利用人数(人/月)	3	4	4	4	5	5	5	5	5
介護予防ケアマネジメント	給付費（千円）	5,764	6,231	6,431	6,649	7,412	8,089	8,372	8,710	9,402
	実利用人数(人/月)	107	116	120	124	138	151	156	162	175
	合計	82,843	94,325	94,012	97,207	108,353	118,260	122,388	127,339	137,454
その他	審査支払手数料	210	228	235	243	271	295	305	318	343
	高額介護予防サービス相当費	210	228	235	243	271	295	305	317	342
	合計	420	456	470	486	542	590	610	635	685

(注) 小数点以下の端数処理により、合計等が合わない場合がある。

事業区分	2023年度 (令和5) (見込値)	第9期（見込値）			2030年度 (令和12) (見込値)	2035年度 (令和17) (見込値)	2040年度 (令和22) (見込値)	2045年度 (令和27) (見込値)	2050年度 (令和32) (見込値)
		2024年度 (令和6)	2025年度 (令和7)	2026年度 (令和8)					
介護予防普及啓発事業	120	120	120	120	126	126	132	138	144
地域介護予防活動支援事業	241	241	241	241	241	241	241	241	241
一般介護予防評価事業	1,562	0	1,562	0	0	0	1,562	0	0
地域リハビリテーション活動支援事業	136	136	136	136	136	136	136	136	136
合計	2,059	497	2,059	497	503	503	2,071	515	521

(注) 小数点以下の端数処理により、合計等が合わない場合がある。

3 包括的支援事業（社会保障充実分を除く）及び任意事業の見込量

包括的支援事業（社会保障充実分を除く）及び任意事業の見込量は、次のとおりです。

事業区分	2023年度 (令和5) (見込値)	第9期（見込値）			2030年度 (令和12) (見込値)	2035年度 (令和17) (見込値)	2040年度 (令和22) (見込値)	2045年度 (令和27) (見込値)	2050年度 (令和32) (見込値)
		2024年度 (令和6)	2025年度 (令和7)	2026年度 (令和8)					
包括的支援事業	48,071	48,821	48,821	48,821	48,821	48,821	53,071	53,071	57,321
任意事業	12,328	12,791	13,269	13,764	15,661	18,874	22,785	27,588	33,530
合計	60,399	61,612	62,090	62,585	64,482	67,695	75,856	80,659	90,851

(注) 小数点以下の端数処理により、合計等が合わない場合がある。

4 包括的支援事業（社会保障充実分）の見込量

包括的支援事業（社会保障充実分）の見込量は、次のとおりです。

事業区分	2023年度 (令和5) (見込値)	第9期（見込値）			2030年度 (令和12) (見込値)	2035年度 (令和17) (見込値)	2040年度 (令和22) (見込値)	2045年度 (令和27) (見込値)	2050年度 (令和32) (見込値)
		2024年度 (令和6)	2025年度 (令和7)	2026年度 (令和8)					
住宅医療・介護連携推進事業	7,428	8,571	7,428	7,428	8,571	7,428	7,428	8,571	7,428
生活支援体制整備事業	3,111	3,111	3,111	3,111	3,111	3,111	3,111	3,111	3,111
認知症初期集中支援推進事業	3,377	3,377	3,377	3,377	3,377	3,377	3,377	3,377	3,377
認知症地域支援・ケア向上事業	4,070	4,082	4,082	4,082	4,082	4,082	4,082	4,082	4,082
認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地域ケア会議	223	223	223	223	223	223	223	223	223
合計	18,209	19,364	18,221	18,221	19,364	18,221	18,221	19,364	18,221

(注) 小数点以下の端数処理により、合計等が合わない場合がある。

第5節 保健福祉事業の見込量

保健福祉事業の見込量は、次のとおりです。

事業区分	2023年度 (令和5) (見込値)	第9期（見込値）			2030年度 (令和12) (見込値)	2035年度 (令和17) (見込値)	2040年度 (令和22) (見込値)	2045年度 (令和27) (見込値)	2050年度 (令和32) (見込値)
		2024年度 (令和6)	2025年度 (令和7)	2026年度 (令和8)					
保健福祉事業	22,729	22,244	22,835	23,665	26,613	30,358	33,733	34,027	35,643
紙おむつ購入助成	17,822	17,374	17,771	18,450	20,807	23,857	26,611	26,829	28,174
寝具洗濯乾燥サービス	1,132	1,035	1,064	1,107	1,235	1,442	1,625	1,655	1,719
理美容サービス	580	530	545	567	632	739	832	848	880
外出支援サービス	2,165	2,173	2,222	2,307	2,602	2,983	3,328	3,355	3,523
高齢者除雪助成事業	30	32	33	34	37	37	37	40	47
介護サービス上乗せ事業	200	200	200	200	200	200	200	200	200
介護保険サービス利用料助成	800	900	1,000	1,000	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100

(注) 小数点以下の端数処理により、合計等が合わない場合がある。

第6章 第1号被保険者介護保険料の見込み 及び介護保険サービスの整備計画

第6章 第1号被保険者介護保険料の見込み及び介護保険サービスの整備計画

第1節 介護保険料の算定

1 標準給付費等の見込額及び第1号被保険者の介護保険料

介護保険サービスの利用状況等を踏まえた第9期の標準給付費等の見込みは、次のとおりです。これに基づき、第1号被保険者の介護保険料を算定した結果、第9期の基準月額は、6,000円（年額72,000円）となります。

(単位：千円)

サービス	第9期(見込値)			2030年度 (令和12) (見込値)	2035年度 (令和17) (見込値)	2040年度 (令和22) (見込値)	2045年度 (令和27) (見込値)	2050年度 (令和32) (見込値)
	2024年度 (令和6)	2025年度 (令和7)	2026年度 (令和8)					
介護予防サービス	74,995	76,531	79,013	90,787	98,450	102,984	106,367	114,038
地域密着型介護予防サービス	2,946	3,886	3,886	3,886	4,823	4,823	4,823	5,361
居宅サービス	1,554,495	1,604,498	1,684,796	1,829,911	2,107,799	2,341,748	2,389,242	2,501,905
地域密着型サービス	463,861	483,817	501,307	606,273	619,382	688,163	697,255	726,833
施設サービス	747,647	748,592	748,592	922,419	1,069,028	1,218,024	1,245,783	1,288,361
小計	2,843,944	2,917,324	3,017,594	3,453,276	3,899,482	4,355,742	4,443,470	4,636,498
特定入所者介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）(※)	34,201	35,102	36,417	40,331	45,698	49,546	53,879	53,769
高額介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）(※)	68,429	70,248	72,879	80,484	86,195	93,452	95,965	101,417
高額医療合算介護サービス費等給付費	12,600	12,916	13,400	15,068	16,573	17,969	18,452	19,500
算定対象審査支払手数料	2,419	2,479	2,572	2,893	3,124	3,387	3,479	3,676
標準給付費見込額(A)	2,961,593	3,038,069	3,142,862	3,592,052	4,051,074	4,520,096	4,615,245	4,814,860
地域支援事業費(B)	176,248	176,847	178,993	193,239	205,264	219,142	228,510	247,727
介護予防・日常生活支援総合事業費	95,273	96,537	98,187	109,394	119,349	125,065	128,487	138,656
包括的支援事業・任意事業費	80,975	80,310	80,806	83,845	85,915	94,077	100,023	109,071
給付費総額(A+B)(C)	3,137,841	3,214,916	3,321,855	3,785,291	4,256,338	4,739,238	4,843,755	5,062,587
第1号被保険者負担分相当額(D)	721,704	739,431	764,027	908,470	1,064,085	1,232,202	1,307,814	1,417,524
調整交付金相当額(E)	152,843	156,730	162,052	185,072	208,521	232,258	237,187	247,676
調整交付金見込額(F)	0	1,254	324	18,507	60,054	1,394	0	0
市町村特別給付費等(G)	22,244	22,835	23,665	26,613	30,358	33,733	34,027	35,643
準備基金取崩額(H)			220,000	215,000	0	0	0	0
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額(I)			30,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
保険料収納必要額(D+E-F+G-H-I)			2,513,953	876,648	1,232,910	1,486,799	1,569,028	1,690,843
保険料基準月額		6,000円	6,000円	7,773円	8,357円	8,233円	8,666円	

(※) 報酬改定・制度改正による財政影響額調整後の額を計上。

(注) 2030(令和12)年度以降については現在の制度で単純推計し参考として掲載したものです。

2 財源構成

介護保険事業費には、①標準給付費（介護保険サービス費）、②地域支援事業費（介護予防・日常生活支援総合事業）、③地域支援事業費（包括的支援・任意事業）、④市町村特別給付があり、それぞれ費用構造が異なります。

（1）標準給付費（介護保険サービス費）及び地域支援事業費（介護予防・日常生活支援総合事業）の財源

標準給付費（介護保険サービス費）及び地域支援事業費（介護予防・日常生活支援総合事業）の財源は、第1号被保険者の保険料で23%、第2号被保険者の保険料で27%、残りの50%は国・県・野々市市の負担金によって構成されています。

なお、第2号被保険者の介護保険料は加入している医療保険ごとに決まり、医療保険料と一緒に徴収されます。

各医療保険者は、第2号被保険者の数に応じた額を社会保険診療報酬支払基金（支払基金）に納付し、支払基金は、全国の医療保険者から集めた納付金を各介護保険者に交付する仕組みとなっています。

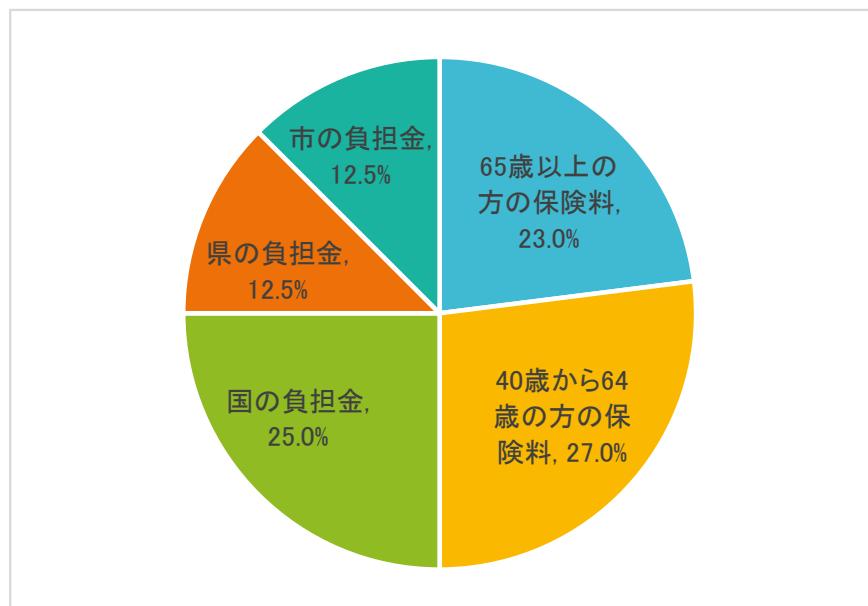


図 介護給付費及び介護予防給付費の財源構成

(注) 第1号被保険者は65歳以上の方で、第2号被保険者は40歳から64歳までの方です。

（2）地域支援事業費（包括的支援・任意事業）の財源

包括的支援・任意事業の財政は、第1号被保険者の保険料で23%、残りの77%は国・県・野々市市の負担金によって構成されています。

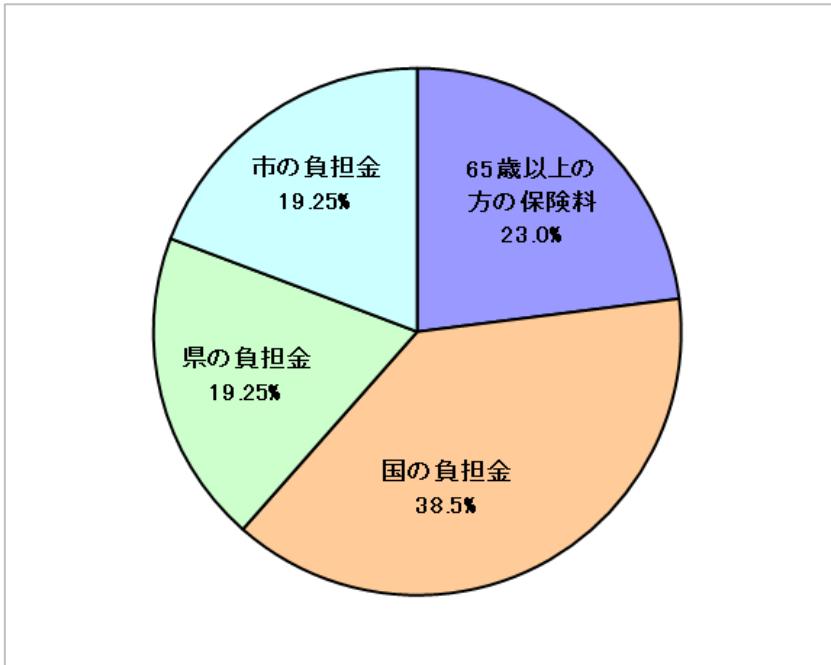


図 地域支援事業費(包括的支援・任意事業)の財源構成

(3) 保健福祉事業費の財源

保健福祉事業費は、被保険者及び介護を担う家族等に対して、市が必要と判断する事業を実施するものです。

第1号被保険者の保険料を財源として、市が独自に実施するもので、公費負担はなく第1号被保険者の負担割合は100%となります。

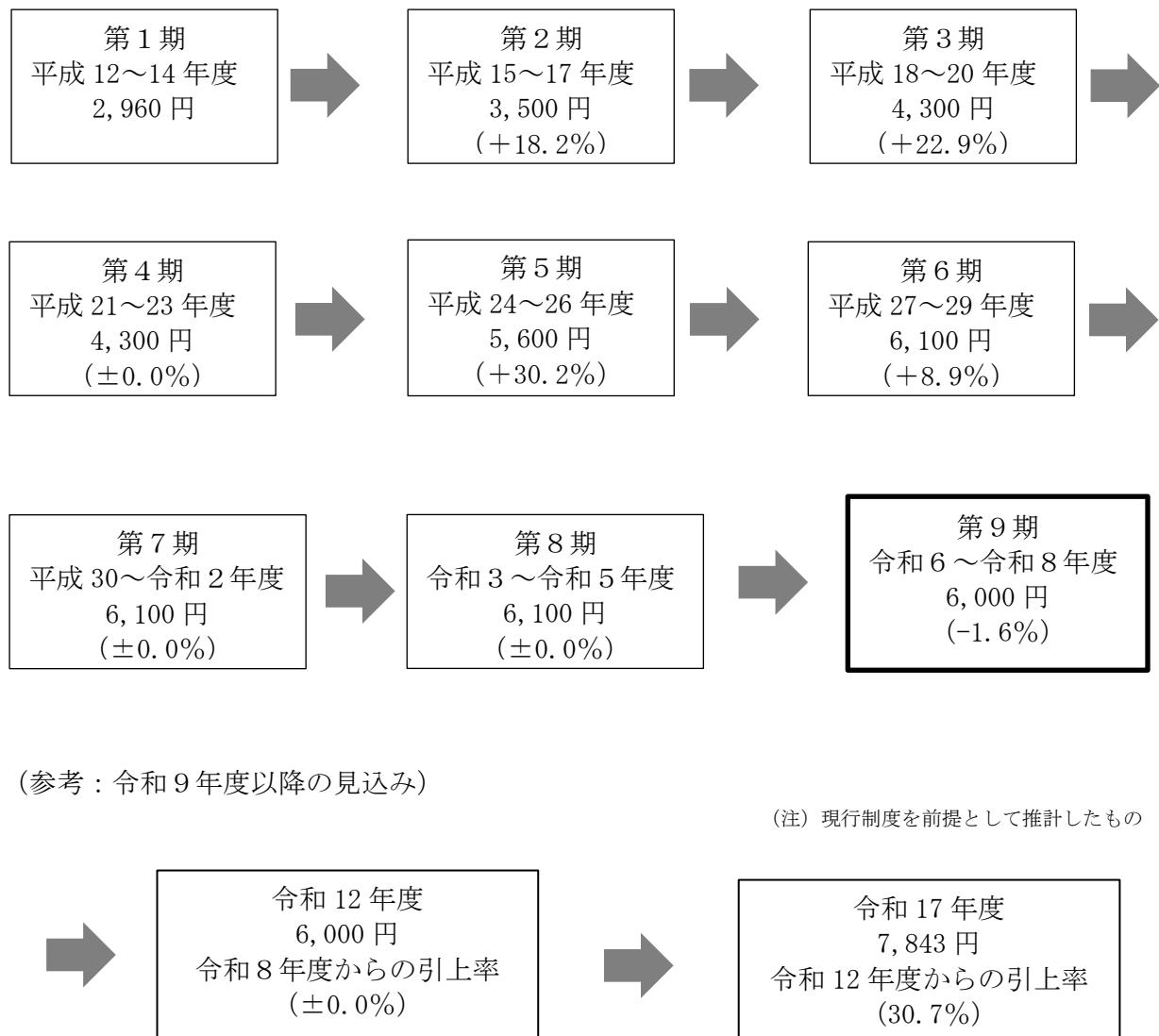
3 所得段階別の保険料額

第9期の第1号被保険者の介護保険料に係る所得段階については、国の標準段階の見直しに伴い、乗率を13段階に見直すこととなります。

所得段階	区分	基準額に対する割合	月額保険料
市民税世帯 全員が非課税	第1段階	生活保護、老齢年金受給、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.285 1,710円
	第2段階	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	0.485 2,910円
	第3段階	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える	0.685 4,110円
市民税本人 が非課税・ 世帯に課税 者がいる	第4段階	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.9 5,400円
	第5段階	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える	基準額 6,000円
市民税本人 が課税	第6段階	本人の合計所得金額が120万円未満	1.20 7,200円
	第7段階	本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満(変更点:第8期は125万円以上)	1.30 7,800円
	第8段階	本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.50 9,000円
	第9段階	本人の合計所得金額が320万円以上420万円未満(変更点:第8期は500万円未満)	1.70 10,200円
	第10段階	本人の合計所得金額が420万円以上520万円未満(変更点:第8期は500万円以上)	1.90 11,400円
	第11段階	本人の合計所得金額が520万円以上620万円未満(変更点:第8期は設定なし)	2.10 12,600円
	第12段階	本人の合計所得金額が620万円以上720万円未満(変更点:第8期は設定なし)	2.30 13,800円
	第13段階	本人の合計所得金額が720万円以上(変更点:第8期は設定なし)	2.40 14,400円

第2節 介護保険料の推移

1 第1号被保険者の介護保険料（基準月額）の推移



第3節 介護保険サービスの整備計画

介護保険サービスの基盤整備は、サービスの見込量等を考慮の上、計画的に進めるため、介護保険法に定める施設サービス及び居住系サービス（特定施設入居者生活介護）並びに地域密着型サービス（夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護を除く。）は、原則として、公募により整備（指定）を行います。

第9期に行う介護保険サービスの施設整備の計画は、次のとおりです。

施設整備計画

サービス名	整備済 (見込み)	2024年度 (令和6)	2025年度 (令和7)	2026年度 (令和8)	合計
認知症対応型共同生活 介護（人数）	0	—	—	18	18
小規模多機能型居宅介 護（サテライト含む） (ヶ所)	0	—	—	1	1

なお、2018（平成30）年度の制度改正により、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護等の普及、質の向上等の観点から、地域密着型通所介護を指定しないことができるようになりました。地域密着型通所介護については、サービス見込量等を十分に考慮した上で、指定の要否を決定します。